

平成29年9月定例会

# 飯島町議会会議録

平成29年 9月 8日 開会

平成29年 9月20日 閉会

飯島町議会

平成29年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月8日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 2号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 平成28年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 7号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 8号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 9号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第10号議案 平成28年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第14 第11号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第15 第12号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 第13号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 第15号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 第16号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第20 第17号議案 平成29年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第21 第18号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副町長 唐沢 隆 総務課長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 会計管理者 堀内喜美江 企画財政課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会長 片桐 孝明	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教育次長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

## 本会議開会

開 会 平成29年9月8日 午前9時10分

議 長 おはようございます。町当局及び代表監査委員、農業委員長並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。これから平成29年9月飯島町議会定例会を開会いたします。今定例会は平成28年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれては、会議中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いをいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。

町 長 おはようございます。平成29年9月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成29年8月16日付、飯島町告示第83号をもって平成29年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。また、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員長さんにおかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただきましてあわせて感謝を申し上げます。

さて、昨日9月7日は、暦上、白露でした。朝夕は9月下旬から10月上旬の涼しさを感じるなどめっきり涼しくなりましたが、日中はまだまだ残暑を感じさせる厳しい日もあるところでございます。ことしの長野県内水稻の作柄は平年並みとの予想も出されており、黄金色に染まった稲穂も頭を垂れ、コンバインが町内にいたるところで活躍する飯島らしい実りの秋の風景が見られる季節を迎えようとしております。おかげさまで、当町では、これまでのところ大きな自然災害の影響も受けずに今日まで至っておりますが、平成29年7月九州北部豪雨を初めとして国内の至るところでは大規模な自然災害が発生しております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。また、9月3日に実施いたしました地震総合防災訓練は、地域分散型の訓練として実施いたしました。多くの町民の皆様が区や自治会、耕地での訓練に参加していただきました。役員の皆様には準備から大変御協力いただきましたことを、この場をお借りして御礼申し上げさせていただきます。地震や突発的な自然災害に対しまして、日ごろから町を初め地域、家庭それぞれ確認しながら備えてまいりたいと思っております。

さて、我が国の安全と国民の生命、財産を大きく揺るがそうとする事件が相次いで起こっています。北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射実験、特に8月29日には日本上空を超えて太平洋上に落下しており、当町におきましても早朝、Jアラート、全国瞬時警報システムによる緊急情報が放送され、また9月3日には、これまでで最大級の核爆弾の実験が行われるなど、我が国の安全保障政策に大きな影響を与えており、今後国の安全保障政策等に町として注視してまいらなければならないと思っております。また、

8月31日には2018年度の国庫予算に対する各省庁からの概算要求が締め切られ、財務省による査定作業が始まっております。12月下旬には18年度の予算案が決定される見込みであり、国の予算編成の動向に注意を払いつつ、当町にとって有益な事業の取り組みを検討してまいる所存であります。

さて、今年度に入りまして昨年度のような大きな事業、イベント等の開催はなかったわけですが、これまでに新たな地域医療の担い手といたしまして招致いたしました飯島中央クリニックの開院、自然環境を次世代につなぐため放射性物質を含む廃棄物を初めとする廃棄物の処理事業や畜産業、水産業などこれまで事業者が県に直接申請を行ってきた事業について町の事前協議を必要とする規定を追加した飯島町さわやか環境保全条例の改正、さらに飯島町B&G海洋センタープールのリニューアルオープン、飯島町営業部による楽天市場への出店、また飯島町観光基本計画の策定への作業、国道153号の本郷からリア新駅間バイパス整備に関係町村との研究会の立ち上げ等、飯島町の将来の布石とするべく新たな取り組みとしてスタートを切っているところでございます。また、道の駅田切の里は開駅から一周年を迎えましたが、連日多くの来客でにぎわっており、当初の計画を超えた御利用をいただいていると聞いております。当町の北の玄関口として、また南の玄関口、七久保の道の駅花の里飯島とあわせまして地域の活性化につながる施設として運営できますよう官民挙げて取り組んでいく必要があると思っております。

本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、条例案件3件、決算案件7件、予算案件7件、その他案件1件、以上合わせて18案件でございます。特に9月議会は決算議会とも言われるように平成28年度の各会計の決算が確定し、認定のための審議をいただくわけでございます。その他、条例案件、補正予算案件につきましても、いずれも重要案件でございますので、何とぞ慎重な御審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により9番 坂本紀子議員、10番 三浦寿美子議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題とします。本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております。議会運営委員長より会期は本日から9月20日までの13日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から9月20日までの13日間とすることに決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。最初に請願、陳情等の受理

について報告します。本日までに受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89 条第 1 項及び第 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。次に例月出納検査結果について報告します。6 月～8 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。本定例会は決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うことといたしました。次に、上伊那広域連合及び伊南行政組合関係の平成 28 年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第 4 第 1 号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第 1 号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、今年度予定しております飯島町地域防災計画の改定に当たり、近年の大規模な自然災害への出動体験を踏まえた意見や情報などを計画に反映するため、町防災会議の委員として自衛官を任命したいことから、関係条文について改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

総務課長 (補足説明)

議 長 提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上ここでは総合的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。

6 番

浜田議員 町の各種委員会の中で、国の組織ですね、国の組織がメンバーとして加わる会議というのはほかに存在するのでしょうか。

総務課長 それぞれ、この防災会議のほうもございます。あと、水防会議等、そういった部分での防災関係の会議のほうは私どものほうで委員としてお願いをしております。

6 番

浜田議員 国の職員。

総務課長 ええ。国の職員、国土交通省の上流河川事務所等の職員等をお願いをしておるてはございます。

9 番

坂本議員 ええとですね、費用弁償のほうはどうなっているのでしょうか。

総務課長 費用弁償につきましては、公務で出席しておりますので、支給はいたしておりません。

議 長 そのほかにありませんか。

10 番

三浦議員 今回委員として任用するという事なんですけれども、提案理由を見ますと体験談を計画に反映させていくというような、踏まえて反映させていくというような内容ですので、委員でなくても、このような体験談を聞く機会を設けるということで、自衛官を任用しなくても済むのではないかというふうに私は受けとめたんですけども、そのへんの協議はど

のようにされたのかお聞きをしておきます。

総務課長 体験談と言いますか、組織的な、やっぱり大規模災害を出勤しております経験からですね、それぞれの被災地の受け入れ状況ですとか課題等、そういったものを踏まえて御意見をいただくというために委員のほうを任命したいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 ほかには質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。ただいま議題となっております第1号議案は総務産業委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御意義ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案は総務産業委員会に付託することに決定いたしました。

議長 日程第5 第2号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第2号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、現在の暴力団排除条例の対象に不当要求等を行う団体や個人を追加し、これらの暴力団等反社会勢力を町、町民及び事業者が一体となって地域全体で排除するという基本理念等を定め、町民の皆さんがより一層安全で安心して暮らせる町としていくため、関係条文について改正を行うとともに、条例の題名を飯島町暴力団等反社会勢力排除条例と定めるものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

総務課長 (補足説明)

議長 提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上ここでは総合的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。

6番  
浜田議員 暴力団がばっこするようなことはあってはならないわけですね、基本的な考え方は理解いたしました。ただ、暴力団につきましては、確か国の法令の中で暴力団の規定というのがあってですね、暴力団に認定するための、国家公安委員会ですか、そういうところが認定するという構造になっていると思うんですけども、これを町に拡大した場合にですね、今回は、それに準ずる集団、あ、組織ですか、それから個人も含まれるということになるのでですね、これに関して一体誰が認定するのか、それは特定された場合にですね、それは、ある期間なり何なり記録されて、この団体もしくはその者はこの対象になると、そのような仕組みがあるのでしょうか、お尋ねします。

総務課長 具体的には、やはり一市町村の判断ではできない部分もございますので、県の暴力追放センター、また最寄りの警察署のほうにですね、情報照会等をしながらですね、団体また個人のほう特定をしまいたというふうに思っております。個人につきましては、その不当要求行為を繰り返す団体の構成員という形での認識をとってまいりたいと考えております。

す。

議長 8番 折山議員 ほかにも質疑ありませんか。

議長 8番 折山議員 かつての日本赤軍ですとかオウム、こういったものを念頭にお尋ねしますが、この反社会的勢力というものの位置づけをそういう暴力的な手法を用いる経済的利益を追求する集団、団体、ここに限定した理由って何でしょうか。

総務課長 やはり町内でのそれぞれの土地の売買ですとか、それから権利の関係を求める権利等の確認ですとか、そういった経済活動に結びつく行為という形につきまして、まず規制を排除してまいりたいというふうに考えてございまして、顧問弁護士、長谷川弁護士のほうとも相談いたしまして、こういった表記とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 8番 ほかにも質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 8番 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。ただいま議題となっております第2号議案は総務産業委員会に付託することとしたいと思っておりますが、これに御意義ありませんか。

(異議なしの声)

議長 8番 異議なしと認めます。第2号議案は総務産業委員会に付託することに決定しました。

議長 8番 日程第6 第3号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第3号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、3本柱の風通しのいい行政へのチャレンジにあります飯島版ネウボラ+の理念に基づき、子育て支援の一環として子どもの医療費にかかわる経済的負担を軽減するため、平成30年8月から飯島町福祉医療費給付金給付事業のうち子育て支援対象者について支給範囲を窓口自己負担額の500円以上としていたものを全額とすること、いわゆる窓口無料化及び支払方法について長野県が子ども区分について償還払いから現物給付方式とすることに伴い、必要な事項を改正するものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

健康福祉課長 (補足説明)

議長 7番 竹沢議員 提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

議長 7番 竹沢議員 今朝の信毎の報道にもあったわけですけど、この制度、中川村が先行しておやりになるということで、当町も500円を取らない、それから現物給付になるっちゃうことですけど、上伊那郡下の8市町村の動向、一部分500円を残すという市町村もあるようですけども、郡下の状況についてお答えください。

健康福祉課長　　このところは、各市町村で今、今回の議会で提案をされていると思いますが、確実に  
というところがございますと、中川村と宮田村につきまして支給範囲を全額とするという  
ふうに聞いております。年齢につきましては各市町村で差がありまして、最終的にどのよ  
うに動いたかは、まだはっきりとはしていませんけれども、高校生相当学年のところもあ  
れば中学生までというところもございます。以上です。

議　　長　　ほかに質疑はございませんか。  
(なしの声)

議　　長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
　　ここでお諮らいたします。ただいま議題となっております第3号議案は社会文教委員  
会に付託することとしたいと思いますが、これに御意義ありませんか。  
(異議なしの声)

議　　長　　異議なしと認めます。第3号議案は総務産業委員会に付託することに決定しました。

議　　長　　日程第 7 第 4号議案　平成28年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 8 第 5号議案　平成28年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について  
日程第 9 第 6号議案　平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算認定について  
日程第10 第 7号議案　平成28年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について  
日程第11 第 8号議案　平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決  
算認定について  
日程第12 第 9号議案　平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定について  
日程第13 第10号議案　平成28年度飯島町水道事業会計決算認定について  
　　以上、第4号議案から第10号議案までの決算7議案について一括議題としたいと思  
いますが、これに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議　　長　　異議なしと認めます。決算7議案については一括議題とし、本7議案について提案説明  
を求めます。

町　　長　　それでは、第4議案から第10号議案までの平成28年度各会計決算認定議案7議案につ  
きまして一括して提案説明を申し上げます。平成28年度一般会計を初め7会計の決算につ  
きましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い過日監査委員の審査を  
経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。  
また、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして行政報告書及  
び行政評価書を提出いたしますので、あわせてごらんいただきたいと思います。なお、私  
からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び水道事業会計につきましては所  
管課長が細部の説明をいたしますので、十分なる御審議をいただき、認定をいただきます

ようお願い申し上げます。

初めに、平成 28 年度は、第 3 次となる安倍内閣は 1 次改造内閣から 2 次改造内閣に移行し、まち・ひと・しごと創成や一億総活躍社会、働き方改革の実現を目指した国政運営がなされておりますが、国家安全保障問題や少子化問題などの国内に山積する諸課題はもとより、近隣諸国との外交問題など多くの課題が山積しているところであります。経済では、アベノミクス、3 本の矢を掲げる中であって、内閣府の直近の月例経済報告によれば「景気は緩やかな回復基調が続いている」とされておりますが、地方においては依然として景気回復の実感をするまでに至っていないのが実態であります。国や地方を取り巻く状況は常に目まぐるしく変化しているところであり、今後も今まで以上に政治や経済の動向に注視する必要があると考えます。このように社会情勢の変化が大きな一年ではありましたが、当町におきましても、飯島町発足 60 周年の節目に当たり、町の第 5 次総合計画後期基本計画の初年度のスタートとして、風通しのいい行政へのチャレンジする予算、儲かる飯島町へチャレンジする予算、田舎暮らしランキング日本一へチャレンジする予算の 3 つの重点目標を軸に行財政運営に取り組んでまいりました。全体的には厳しい財政状況のもとではありましたが、一般会計を初め特別会計を含めた町全体の会計は、予算執行方針に基づき、おおむね計画どおり行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会を初め住民の皆様のご理解と御協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。さて、当町のすべての会計を合わせました歳出決算規模は総額でおよそ 83 億 3,900 万円となり、平成 27 年度と比べましておよそ 3,200 万円増加いたしました。これは、国民健康保険特別会計がおよそ 2,900 万円、水道事業会計がおよそ 1,600 万円減少したものの、一般会計がおよそ 4,600 万円、介護保険特別会計がおよそ 1,600 万円、公共下水道事業特別会計がおよそ 500 万円、農業集落排水事業特別会計がおよそ 700 万円増額となったことが大きな要因であります。

それでは、まず第 4 号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入歳額は、歳入総額はおよそ 53 億 9,000 万円、歳出総額はおよそ 51 億円となり、前年度に比べまして歳入で 0.8%の減額、歳出で 0.9%の増額となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰り越しを除いた実質収支はおよそ 2 億 7,000 万円の黒字決算となりましたが、前年度繰越金を差し引いた単年度収支及び積立金や起債の繰上償還などを勘案した実質単年度収支におきましてはおよそ 1,000 万円の赤字決算となりました。平成 28 年度は町税、分担金及び負担金、寄附金、繰越金等が増加したものの、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債等の減により収入が減となり、一方、歳出はキッズ防災拠点施設建設事業や石楠花苑防火機能強化、診療所設置事業などの実施により 4 年連続で前年度を上回る決算規模となりました。それでは、歳入の主な内容であります。町税につきましては前年度比 2.2%の増額となりました。たばこ税以外の税目は増収となりましたが、特に軽自動車税が 22.5%の増額となりました。収納率につきましては、例年同様積極的な滞納整理に取り組んだ結果、町税全体で 0.6 ポイント好転いたしました。まだまだ景気の影響によるところが大きいわけではありますが、今後も納税意識の高揚を図りながら効果的な収納対策に努めてまいります。地方交付税にあつては前年度に比べおよ

そ 2,700 万円、1.5%の減額となりました。町債につきましては、緊急防災・減災事業債や地域活性化事業債を活用したキッズ防災拠点施設建設事業等を進めましたが、一方で臨時財政対策債が減額となるなどおよそ 700 万円の減となりました。当町の重要な財源であり、依存度の高い地方交付税、臨時財政対策債は、全体的に減額となることが想定されています。今後の動向に注視しなければならない重要な課題であることは依然変わりありません。次に歳出ですが行政の効率化を図り、計上経費の削減に努めている中で、住民の皆様にも一部負担をいただきながら予算の執行を行ってまいりました。まず、平成 27 年度から繰越事業としておよそ 1 億 2,000 万円の事業を実施いたしました。主な事業として、介護予防生活支援拠点施設整備、地方公共団体セキュリティー強化対策、お試し居住用トレーラーハウス等、設置をいたしました。次に各重点目標についてですが、まず風通しのいい行政へのチャレンジといたしまして、子育て支援センターの移転新築に伴い防災機能を加えたキッズ防災拠点施設建設事業を初め、地域福祉センター石楠花苑の福祉避難所としての防災機能強化と診療所設置、指定避難所である七久保小学校と柏木グラウンドのトイレ整備や七久保小学校グラウンドの夜間照明の改修を行い、安全・安心なまちづくりを進めてまいりました。また、子育て支援の強化として七久保放課後児童クラブや飯島中学校における地域未来塾、土曜塾の新設、ファミリーサポートセンター事業など、従前の支援に加えた新たな取り組みを展開してまいりました。儲かる飯島町へのチャレンジとしましては、新たに飯島町営業部及び特命チーム営業部が発足し、町発足 60 周年記念、田舎の力!!大博覧会を開催したほか、都市農村交流、アウトドア事業、インターネット販売事業など、研究や推進を図るとともに、自然、文化、食、花などの地域資源の掘り起こしと活用について検討を進めてまいりました。また、地元の願いでもあった田切の道の駅田切の里は、昨年 7 月にオープンし、農産物販売や地元食材を使った飲食コーナーの運営、買い物弱者対策としての移動購買車の運行など施行など営業を開始しました。そのほか、新テッポウユリの産地再興に向けた後継者育成、J R 飯島駅前にあるまちの駅いいちゃんの充実など、6 次産業化の推進と活気やにぎわいの取り戻しによる魅力向上を進めてまいりました。田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジとしましては、定住促進室を中心にお試し居住施設の充実、空き家改修費等補助金の制定、小学生有志による飯島 P R 隊の結成、無料職業紹介の充実などに取り組んでまいりました。また、結婚による定住促進として、婚活イベントや婚活セミナーの充実、恋の聖地づくり、飯島町に嫁いでこられた女性をフォローする結いの会の発足など進めてまいりました。その他インフラ整備としましては、各町道の改良や広域農道の歩道整備、施設の長寿命化対策に向けて事業を進めてまいりました。また、国、県及び関係機関の皆様にご尽力いただく中で、国道 153 号伊南バイパスの全線開通に向けた橋梁工事や中田切川、与田切川を初めとする河川の治水砂防事業などが鋭意進められておるところでございます。その他、林道整備や農業用水路改修など農林業の生産基盤の整備も進めてまいりました。また、基本計画に掲げた重点プロジェクトの推進につきましては、後期計画のスタートに合わせ 3 つの重点プロジェクトに再編し、定住促進、子育て、婚活、情報発信、魅力向上について特色のある取り組みを進めるための検討や関連する事業施設実施が行われたところでございます。このほか、学校施設環境改善交付金を活

用した小学校及び社会体育館の天井等耐震補強工事など、年度内の事業完了が不可能であった8事業およそ1億5,000万円につきまして平成29年度へ繰越事業といたしました。こうした多くの事業を実施する中で、硬直化する財政の体質改善策としまして平成19年度から実施しております起債の繰上償還を、平成28年度におきましては一般会計及び農業集落排水事業においておよそ8,900万円実施いたしました。減債基金につきましては、起債の繰上償還に充当するために繰り入れを行ったものの、およそ1億2,000万円の積み立てを行うことで基金残高を確保することができました。財政調整基金については、利子分のみの積み立てとなりましたが、行財政改革プランに定める10億円を維持しております。また、公共施設等整備基金におよそ4,000万円の積み立てを行いました。昨年度策定しました飯島町公共施設等総合管理計画により、公共施設の老朽化に伴う今後の維持管理費の増などを踏まえ、今後できるだけ基金の積み立てを行う必要があると考えております。そのほか、高度情報化基金におよそ2,000万円、地域福祉基金におよそ3,000万円の積み立てを行ったところであります。次に、当町の財政状況についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標は、平成28年度におきましても国が示しました一定の基準は超えておりません。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であったため昨年同様数字はあられませんでした。実質公債費比率は1.7ポイント低下し8.3%、また将来負担比率は13.9ポイント低下し49.6%となりました。そのほか主な財政指標については、財政威力指数が0.4と前年度と比べ0.1ポイント改善しました。経常収支比率については、人件費、物件費、維持補修費、繰出金に充当した一般財源の額が増加したこと、また地方交付税や臨時財政対策債の減額により一般財政の歳入そのものが減額したことにより前年度に比べ0.8ポイント増加し76.2%となりました。このように、基金の積み立てや起債の繰上償還の実施、その他経常経費の削減などの取り組みを行ってまいりましたが、今後は、これまでに実施してまいりました大型事業の起債の償還が始まることや地方創生に関連した事業を初めとする新規事業への取り組み、道路橋梁などのインフラ施設を含む各種公共施設の維持補修経費、一部事務組合などの外務団体への負担金など、負担増の要因もありますので、さらに最新の注意を払って財政運営に取り組む必要があると考えております。

次に、第5号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について御説明申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ6,800万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入では、前年度に比べおよそ870万円、0.8%の増額となりました。国保税、県支出金、国庫支出金、共同事業交付金、繰入金、前期高齢者交付金などは増額となりましたが、療養給付費交付金、財産収入、繰越金などが減額となっております。また国保税の収納率につきましては90.7%で横ばいとなっており、収入未済額につきましてはおよそ100万円減少し2,100万円となっております。個々の事情もあるかと思いますが、国保制度を御理解いただき納税いただくよう今後とも努めてまいりたいと考えております。歳出につきましては前年度比およそ2,900万円の減額となりました。保険給付費が前年度と比べおよそ2,500万円、3.8%の減となったことが大きく影響しております。被保険者数につきましては年々

減少しております。今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に、第6号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ270万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入総額は保険料の増などにより昨年度より290万円ほどの増額決算となっております。歳出総額は前年度に比べおよそ270万円、2.3%の増額となっております。なお、保険料の収納率につきましては高い収納率を維持しており、対象の皆様の御理解、御協力に感謝を申し上げる次第であります。

次に、第7号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ1,900万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入総額は前年度に比べ3,200万円、3.1%の増となりました。介護保険料につきましてはおよそ500万円の増加となっております。また、保険料の収納率は99%であり、ほぼ横ばいで推移しております。被保険者数は前年に比べ34名増加しており、年々増加傾向となっております。歳出総額につきましては、前年度に比べおよそ1,600万円、1.6%の増加となりました。この増額の理由としましては、主に保険給付費の増加分であります。今後も引き続き適正な会計運営に協力してまいります。

次に、第8号議案の公共下水道事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ1,600万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。管渠工事は終了し、現在維持管理業務中心の形態となっておりますが、つなぎ込み率の向上を目指し安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。

次に、第9号議案の農業集落排水事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ1,800万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。現在公共下水道事業と同じく維持管理業務中心の形態となっております。今後ともつなぎ込みにより普及を図り料金収入を確保するとともに、健全な経営を目指してまいります。

最後に第10号議案の水道事業会計の決算概要についてであります。28年度は昭和41年に給水を開始してから50年を迎えたわけではありますが、断水までに至る大きな災害や取水停止もなく、安定供給ができました。主な事業としましては、田切久根平工業団地、排水関連舗装工事など2件、排水管布設がえ工事3件を実施しました。業務面におきましては、給水件数が前年度に比べ41件増加し、有収水量も前年に比べ増加し91万2,000立法メートルとなりました。単年度の収支はおよそ1,400万円の黒字決算となりました。この結果、前年度までの繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金はおよそ1億3,100万円となりました。今後も安全でおいしい水の供給を行うため安定給水や健全運営に努めてまいります。

以上、第4号議案から第10号議案まで、平成28年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。今後の地方行財政を取り巻く情勢は今まで以上に厳しいものがあると思われ。公共施設等の維持管理経費や扶助費、繰越金等の増大も想定される中、最新の注意を払いながら健全な財政運営に努めつつ、第5次総合計画に掲げた人と緑輝く触れ合いのまちづくりを目指して、住民の皆様とともに、この町に暮らすすべての皆さんが安心

	<p>して暮らせる豊かな町になるよう、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの実践により進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層の御協力をお願い申し上げ、よろしく御審議の上、認定いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、提案説明といたします。</p>
議 長	引き続き補足説明を求めます。
会計管理者	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
議 長	ここで休憩といたします。再開時刻を午前 11 時 15 分といたします。休憩。
休 憩	午前 10 時 58 分
再 開	午前 11 時 15 分
議 長	会議を再開いたします。ここで監査委員の決算審査報告を求めます。羽生代表監査委員 お願いいたします。
代表監査委員	<p>決算審査の結果を御報告申し上げます。この審査につきましては、監査委員 2 名及び事務局長により実施をしたものでございます。そのものを合意により私が代表して本日御報告をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。既にお手元に審査意見書の写しが配付されていると伺っております。3 分冊になっておりますので、それに基づいて報告してまいりたいと思います。</p> <p>それでは、まず平成 28 年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書から御説明をさせていただきたいと思っております。第 1、審査の概要でございます。審査の対象は、ここに記載のございます平成 28 年度飯島町一般会計歳入歳出決算書、平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、これらの附属書類といたしまして、平成 28 年度飯島町各会計歳入歳出決算事項別明細書、平成 28 年度飯島町各会計実質収支に関する調書、平成 28 年度飯島町各会計財産に関する調書、基金の運用状況につきましては平成 28 年度飯島町基金運用状況調書により確認をいたしました。審査の期間でございますが、本年の 7 月 31 日から 8 月 4 日、連続して 5 日間行いました。審査の方法でございます。平成 28 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて予算執行は適正かつ効果的か、また財政運営及び資金収支は健全かつ効率的か及び事務の合理化、経費節減に努力しているか等について審査を実施をいたしました。さらには、既にも実施した例月出納、これ毎月行っておりますが、例月出納検査の状況も参考にし審査を行いました。なお、実施した事業内容については、行政報告書等により職員からの説明を求め、行政評価書に基づく事務事業評価についても審査を行っております。ここには記載ございませんが、さらに 3 カ所のですね、現地確認の調査もあわせて行ってお</p>

ります。

2ページへまいります。審査の結果でございます。審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものと認められました。予算の執行及び財政運営状況は、ともに適正であると認められました。また、各基金の運用については、それぞれ設置の目的に沿って適正に運用されていると認められました。第3、総括的意見を申し上げます。平成28年度は景気が穏やかに回復し、株価も上昇するなど経済は上向き、地方経済も減速の要因も見られず、少なからず景気回復を実感することができたのではないかと、当地域は大きな災害、大雪などの被害もなく、穏やかな一年であったと思います。こうした状況の中、当町は飯島町、七久保村が合併してから60周年を迎えたことから、さまざまな行事が一年間にわたり活発に催されました。一区切りついたところで今後の飯島町を考えるよい機会でもあったのではないかと思います。また、道の駅田切の里が7月にオープンし、事務年度末の3月にはいいっ子センターが開設し、地域福祉センター石楠花苑の大規模改修が終了し、同苑の充実とともに飯島中央クリニックの開設準備が整うなど、目に見える活性化が図られた年でもありました。以上のような同町の事業状況の中、今回の平成28年度決算審査では、充実しつつある飯島町の姿と、これを効率的に運営し、さらに発展させていく行政の力の必要性を強く感じたわけでございます。事業内容につきましては、行政報告書及び行政評価書に基づいて決算状況を審査いたしました。なお、行政評価書において各課の評価は、そのほとんどの項目についてA評価を示しておりますが、事業状況からS評価、あるいはB評価と評価してもよいものが見受けられました。全体として職員の皆さんの取り組みについては、掲げられた事項をほぼ達成していることから、今後は取り組み事項のハードルを上げ、さらなる積極的な事業取り組みと成果を期待するものであります。町財政状況についてでございます。町税等は前年比で増加し、地方交付税、町債の減額等の要因はありましたが、全体として5年連続で前年度を上回る決算規模となっております。公共団体の財政力を示す財政力指数は各4年来連続の0.39を上回る0.40となり、財政機構の弾力性を示す経営収支比率は前年の75.4%から76.8%へと0.8ポイント増加し、いずれも大きな変動はなく推移していると、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を示す指標である実質公債費比率も積極的な公債の繰上償還により前年度に続いて1.7ポイント減少の8.3%となっており、3ページまいります。それぞれの会計の収支状況について、一般会計においては各種補助金等を積極的かつ適切に活用し、予算に沿った運営がなされたこと、特別会計においては、それぞれの会計において黒字の結果であったことを確認いたしました。次に、財政調整基金についてでございます。前年度比0.1%の増加、減債基金については前年度比15.8%の増加額であり、いずれも財政環境の変化への対応等の確保がなされていると考えます。これらの結果は、平成21年度から改善した数年来の基準を維持しており、今後の経済情勢の好転もあれば税収増等によりさらなる改善の方向に向かうことを期待するところであります。

続いて、財政運営に当たってでございます。歳入に関しては収納率が町税98.2%、国民健康保険税91.7%と高いレベルを維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の成果が

前事務年度に引き続き認められます。今後は、現状を維持しつつ、効率的な収納確保に努められたい。歳出についてでございますが、文化館などの公共施設のさらなる活用に取り組みつつ費用対効果の検討を継続して行うなど、効率的な予算の使用に取り組み、結果として経費の削減を図るよう努められたい。特に、今事務年度の歳出の中で町所有の公共施設の維持管理費の支出が固定化しており、これらの支出額に対して町民が受け取るさまざまな形での利益は少ないのではないかと思われることもあることから、町民利用の無償化など町民とそれ以外の者とを区別する考えも検討されたい。また、補正予算額の計上に関連し、見込み違い等、多額な不用額を生じる事業については減額補正をすべきであり、当初予算額、補正予算額について、よりの確な金額の計上を行っていただきたいと思っております。さらに、地方創生推進交付金を活用した事業や特命チーム営業部、地域おこし協力隊の活用に期待をしたいと思っております。今事務年度は、この28事務年度は、それなりの成果が認められたものの、事業を行いつつ今後の事業展開を考える模索の時期でもあったのではないかと思います。今後は、将来を見据えた事業計画を立て、積極的に事業を推進し、大きな成果を得ることを期待するものであります。次に、公有財産の処分についてでございます。購入及び処分についての評価は、客観的な公営性を強く求められることから、不動産鑑定士による評価をもとにして行うことが望ましい。公有財産の中から旧紅葉園の売却手続を行い、結果として不成立となっており、今後売却もしくは賃貸とする旨、計画がされております。しかし、監査から申し上げますと、平成27年度に3,838万5,000円で購入した物件を平成28年度において最低入札価格1,800万円で公募型入札を行うことは、低下売却であり会計上疑問がある。なお、購入時、入札価格決定時において評価方法が異なっており、先ほども申し上げましたが、今後は不動産鑑定士の、4ページでございます。評価を参考にして客観的に評価することが望ましいと思われたい。最後に事業計画の策定に当たっては、20年先の飯島町の姿と1年以内でも状況の変化に即した詳細な計画、特に良好な費用対効果が求められることから、これらの事項についての検討と実施を迅速に行うことが職員に求められます。計画が場当たり的なものであれば、結局無駄な事業となってしまう、申し上げるまでもないんですが、町民1万人の町の現状を冷静に分析して、今後における事業の展開を図っていただきたいと思っております。5ページにまいりまして決算の概要以下でございますが、これにつきましては既に提案説明の中で町長さん及び会計管理者から説明がされておりますので、私からはあえて省略をさせていただきたいと思っております。

次に、2つ目の冊子になりますが、平成28年度飯島町水道事業会計決算審査の意見書をごらんいただきたいと思っております。審査の対象は、平成28年度飯島町水道事業会計でございます。本年の6月21日に審査を実施いたしました。第3、審査の方法でございます。町長から審査に付された決算財務諸表並びに決算報告書が平成28年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証をいたしました。また、年度内の事業全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査をいたしました。さらにですね、ここには記載ございませんが、浄水場の現地調査も行っております。審査の結果でございます。損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報

告書及びその他附属書類については計数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しているものと認められました。また、現金預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認いたしました。第5、総括的意見を何点か申し上げたいと思います。平成28年度は、飯島町水道事業が給水を開始して50周年を迎え、本年度も断水もなく安定給水ができたことで水道事業としての役割を果たしております。年間配水量及び給水量は前年に比べ増加を示し、給水収益も増加をしている。一方、有水率は72.6%と前年比0.1%増とほぼ横ばいで、前年の対前年比5.4%減という下落から回復できていないと、これは平成23年度策定の水道ビジョンに掲げた目標有水率79.9%、これからはほど遠い現状であると言えるのではないのでしょうか。耐用年数超えの水道管が全体の13%と高く、中でも石綿管が8キロメートルあり、現在の改修速度はおよそ600メートルほどで、老朽化した水道管の更新を早期に進める必要があるというふうに監査の中で確認をいたしました。また、当年度の営業収益は前年度より341万2,000円、1.8%増加しております。しかし、現況は、さきに述べた水道管や建物等の更新に資金が必要であり、加えて企業債の元利償還と多額の資金を必要としている状況、あわせてこれらの事務処理に多くの事務量が見込まれる状況でもあります。実態としまして、職員は上下水道を担当しており、通常事務の負担と年間を通じた安定給配水という重要な事務に追われており、全体の事務負担が大きいことから、外部の税理士を入れるなど職員の事務量の削減を図り、水道管の更新事務、借入金の低利への借りかえ事務、浄水場の耐震化等の改修計画の策定、維持管理などに事務量をかけることも検討すべきであると思います。2ページまいりまして、決算の第6、決算の概要でございますが、これにつきましても、この決算の概要につきましては水道事業管理者、担当課長から説明がございましたので、私からは省略させていただきたいと思います。

次に、最後に残りました平成28年度の決算に基づく財政の健全化判断比率及び資本不足比率についての審査意見を御報告いたします。第1、審査の対象でございます。平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率など及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載したこれらの書類を審査いたしました。審査日は本年の8月17日でございます。審査の方法でございますが、先ほど申し上げた審査に付された平成28年度決算に係る健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の説明を聴取し、必要と認める審査を実施いたしました。この結果でございます。審査の結果でございますが、総合意見といたしまして、審査に付されたこの記載のございます下の表、健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められました。表のとおりでございます。それから個別意見でございます。実質赤字比率については、平成28年度の一般会計の実施収支額は2億7,586万8,000円の黒字であり、良好な状態にあると認められました。2ページにまいりまして、(2)連結実質赤字比率について、平成28年度の全会計を対象とした実質収支額は4億49万4,000

円の黒字であり、良好な状態にあると認められました。次に実質公債費比率でございます。平成 28 年度の実質公債費比率は起債の繰り上げ償還により 1.7 ポイント減少し 8.3%で、早期健全化基準 25%を下回る水準にあります。地方債許可団体移行基準である 18%を超えないように引き続き繰上償還等の適切な措置が求められます。次に将来負担比率でございます。平成 28 年度の将来負担比率は 49.6%で、早期健全化基準の 350%と比較すると健全状態にあると、3 番、是正、改善を要する事項、今まで申し上げたとおり特に問題は認められておりませんので、指摘すべき事項は特にないということで御報告をさせていただきます。次に 3 ページのほうへ参ります。平成 28 年度飯島町水道事業会計経営健全化の審査意見書でございます。審査の対象、平成 28 年度飯島町水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象といたしました。これも本年 8 月 17 日に審査を行っております。審査の方法でございます。審査に付された平成 28 年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の説明を聴取し、必要と認める審査を実施いたしました。この結果でございます。第 4、審査の結果でございます。総合意見といたしまして、審査に付された下の表でございます資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められました。資金不足はございませんし、経営健全化基準は 20%ということでございます。個別の意見でございますが、2 番、個別の意見でございますが、決算審査意見書に記載した水道事業会計の財務の短期流動性を示す実質流動比率は 359.6%となり、平成 28 年度の水道事業は資金不足となっていないことを確認いたしました。次に 3、是正、改善に関する事項でございます。今まで申し上げたとおり問題点はございませんので、指摘すべき事項は特にないということで御報告をさせていただきます。以上、私どもの監査について、本年度の決算審査につきまして御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監査委員の職務の範囲を超えることのないよう御留意をお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

11 番

中村議員

監査委員にお伺いいたします。水道事業会計の決算の中に、総括的意見の中にございました職員の事業、事務量の削減を図るべきであるという意見がございます。監査委員が今回監査した中で事務量等を見て、大変、完全にやっけていく仕事量にしては多過ぎるという、無理があるという判断なのでしょうか、早急にこの体制を見直したほうがいいのか、そういう判断で、このような意見書の中に検討項目として盛り込まれているのか、もう少し詳細でお答えいただけたらと思います。

代表監査委員

今の御質問でございますが、要は、水道事業会計について、私どもで意見として出ささせていただいた職員の事務負担の増という部分の御説明をもう少しということでございますか。これは、審査の方法のところでも申し上げましたけれども、書類ですね、決算

に関する書類と、それから実態の調査、それから現場の確認等を行った結論としてですね、やはり、例えば一番いい端的な例が低利への借りかえ。例えば、どうしても4%払わなくてはならないというような財投から借り入れみたいなものは仕方がないんですけども、今はもう1%切って借り入れができるという状況であれば、その中で、借り入れの中で、やはり、低利への借りかえを進めていくことが結局飯島町の財政状況をよくしていくということになるのではないかとということでございます。そういうことになるとですね、やはり事務量が必要になるわけです。それと、ここにも記載をさせていただきましたが、やはり上下水道の管理というものは、毎日が、多分365日気を抜けない、ほかのお仕事がどうこうというつもりはないんですが、少なくともこの事業に携わっている職員の気持ちを考えると、そういうことではないかと。で、安定供給はできているんだけど、じゃあ今言うような部分までもっと事務量を等化してやっていけばですね、財政状況もよりよくなるというようなことを申し上げたかったんです。そのためには、やはりその職員数の定員等もございますから、きっと、そういうことではなくて、アルバイトというよりも、アルバイトは職員の指示をやる仕事ですから、そうではなくて、やはりなれていない決算書の作成とか、そういう専門的なものについて、当然その収支の経営分析等必要になるわけですね。皆様に御報告するような書類をつくるとか、そういうことは、むしろ外部の税理士等に、そういうことのできる税理士等に依頼ができるものなら、予算を考えた場合と利益を考えた場合に必要ではないかということで書かせていただきました。こんなような説明でよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

議長  
9番

ほかに質疑はございませんか。

坂本議員

先ほどの最初のほうの御説明の中の文化館の活用という点で費用対効果を考えると、町所有の固定費がかかる中で、町民は無償化にして町外は有償化というお話がありましたけれども、この施設、このお話でいってる施設で、私としては文化館はすぐ思い当たったんですけども、ほかの施設は何に値するのかが、ちょっと公共施設っていうところで、図書館とか、ちょっとこうほかのことがわからなかったんで、そこらへんは、施設はどれに対応したことを言ってらっしゃるのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

代表監査委員

すみません。ちょっと理解が悪くて。要は、もう少し具体的に言いたい、書き切れないことをここで申し上げていいよと、こういうようなお話だと思いますんで、要は、その文化館が一番、何と申しますか、代表になるものかなと思ったんですが、皆さん御承知のとおり年間の維持費が2,000万を超えているという状況にあって、利用日数が28日ほどですか、私のお聞きしたところでは。割ってみますとどうということになるかということでございます。それに対する、じゃあ収入、利用収入はどうかといえば、もうはっきりと言ってスズメの涙と言ってもいいほどだと思います。ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、そうすると、もう無償化したほうが、あの文化館を全面的に無償とかいう意味じゃなくてですね、いいんじゃないか。そうすると、例えば、その与田切のあそこのキャンプ場でございますね、そのテニスコートからプールからキャンプ場からあるわけですね、例えば車で来て一泊すると4,000円ですか、払うようになっている。そうすると、町外の人は当然

4,000円でも安いと思うんです。あいだけきれいなところで、整備されておりますから、しかし、町内者がごことを考えれば、やはり無償化でもいい、乱暴かもしれませんが、いいのではないかという根拠は、やはり1,000万円以上の維持管理費を必要としているわけですね、そうすると1,000万円以上の管理費を使って町民がどれだけの利益を得ているのかということになるわけです。今私どもちょっとお願いをして、事務方のほうにお願いをして、監査として町内者がどのくらい、町外者がどのくらいの比率で利用しているのかということをお教えいただくようなお願いもしております。その中でやっているということでございます。こういうことは、もう少し細かいところでもあると思うんですね、監査ですから、要は費用と効果と、それに対する結果がどういうことになっているかということを見ていくのが私どもの仕事だと思っておりますので、こんなような表現をさせていただきました。よろしいでしょうか。

議長 ほかには質疑はございませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。羽生代表監査委員には大変御苦勞様でございました。

暫時休憩といたします。それでは、ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は1時30分といたします。休憩。

休憩再開  
午前11時49分  
午後1時30分

議長 会議を再開いたします。ここで唐澤総務課長、片桐建設水道課長から発言の許可を求められておりますので、これを許可します。

総務課長 それでは、先ほど第1号議案にかかわります質疑の中で、浜田議員のほうから出されました国家公務員の町の委員への任命の関係につきまして、町の水防委員会のほうへ建設省の天竜川上流河川事務所からお願いをしているということで答弁をさせていただきました。再度確認いたしましたところ、水防協議会ではなくて防災会議の委員としてお願いをしておるといことが確認できましたので、おわびし、また訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

建設水道課長 決算書の水道事業会計におきまして一部訂正をお願いいたします。お配りいたしました平成28年度飯島町会計別決算総括表の正誤表をごらんいただきたいと思います。決算書のページは表紙のすぐ次のページとなります。水道事業会計の備考の欄、2つ目の米印であります収益的収支、当年度末未処分利益剰余金(税抜)の金額でございます。正しくは1億3,135万8,860円でございます。訂正をよろしくお願ひいたします。大変御迷惑をおかけしました。よろしくお願ひいたします。

議長 これから平成28年度会計決算7議案について一括質疑を行います。なお、議事運営上ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをします。質疑はありませんか。――ありませんか。

議 長 (なしの声)  
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。第4号議案から第10号議案は、議長並びに議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。異議はありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。したがって、本7議案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、第4号議案から第10号議案までの決算7議案をこれに付託して審査することに決定をしました。

議 長 次に、

日程第14	第11号議案	平成29年度飯島町一般会計補正予算(第4号)
日程第15	第12号議案	平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第16	第13号議案	平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第17	第14号議案	平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第18	第15号議案	平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第19	第16号議案	平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第20	第17号議案	平成29年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)

以上7議案につきまして、一括して提案理由の説明を求め、一括して審議を行いたいと思いを、これに御異議ございませんか。

議 長 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。それでは、本7議案について提案理由の説明を求めます。

議 長 第11号議案から第17号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第11号議案、平成29年度一般会計の補正予算(第4号)について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,791万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ50億2,080万8,000円とするものであります。今回の補正につきましては、平成28年度の決算がまとまり、繰越金が確定したことや普通地方交付税の額が確定したことなどによる予算措置を行うものです。主な歳入の内容としましては、前年度繰越金と普通地方交付税の額の確定に伴いおよそ2億9,000万円の増額補正を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、道路維持補修及び町道改良事業へおよそ2,800万円、土地開発公社への運営補助金3,000万円の補正を計上いたしました。また、今後実質公債費比率の上昇の抑制や各種施設の維持管理費の増加等が想定される中、将来を見据えた対応として基金残高と借入金の繰上償還の財源確保を目的に、当初予算に計上した地域福祉基金と公共施設等整備基金の繰入金金を4,300万円増額するとともに、減債基

金 1 億 1,000 万円、公共施設等整備基金 5,000 万円、高度情報化基金 1,000 万円をそれぞれ積み立てるよう計上いたしました。そのほか各種事務事業に対応する必要な経費を計上したところでございます。

続きまして、第 12 号議案、平成 29 年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,800 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 12 億 315 万 7,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、平成 28 年度決算額の確定や過年度の療養給付費交付金及び国庫支出金が確定したことにより、関係項目を補正するものであります。歳入では繰越金 6,800 万円増額計上いたしました。歳出では、保険給付費としまして退職被保険者等高額療養費 100 万円、諸支出金といたしまして国庫及び退職者医療療養給付費過年度精算分償還金 18 万 6,000 円、予備費 6,681 万 4,000 円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、第 13 号議案、平成 29 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 175 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 2,629 万 9,000 円とするものであります。平成 28 年度出納期間中の保険料徴収分の前年度繰越金の確定により、後期高齢者広域連合に納付するために補正を行うものです。歳入では、繰越金 175 万円を計上し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金に同額を増額するものであります。

続きまして、第 14 号議案、平成 29 年度介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,913 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 313 万 3,000 円とするものであります。歳入につきましては、過年度分を含む地域支援事業交付金にかかわる国庫支出金と県支出金、支払基金からの交付金、一般会計からの繰入金を 34 万 8,000 円、また平成 28 年度決算の確定に伴い繰越金 1,878 万 6,000 円をそれぞれ増額するものであります。歳出につきましては、地域支援事業費において介護予防生活支援サービス事業に 20 万円、過年度分の介護給付費及び地域支援事業にかかわる国庫支出金と県支出金、支払基金からの交付金の返還金 1,078 万 8,000 円を増額し、差額の 814 万 7,000 円は予備費を増額するものであります。

続きまして、第 15 号議案、平成 29 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,353 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,936 万 3,000 円とするものであります。歳入では、平成 28 年度決算の確定に伴い繰越金 1,353 万 6,000 円を計上し、歳出では予備費に同額を増額するものであります。

続きまして、第 16 号議案、平成 29 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,505 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 8,548 万 1,000 円とするものであります。歳入では、平成 28 年度決算の確定に伴い繰越金 1,505 万 1,000 円を計上し、歳出では予備費に同額を増額するものであります。

続きまして、第17号議案、平成29年度水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支に関する補正であります。まず、収益的収支につきまして収入の補正はありません。支出につきましては、営業費用の総経費の委託料を50万円増額し、支出総額を2億2,600万7,000円とするものであります。続きまして、資本的収支につきまして収入の補正はありません。支出につきましては、日曾利ポンプ井ポンプ更新工事を行うため取水施設費を220万円増額し、支出総額を1億4,598万4,000円とするものであります。その他細部につきましては、第11号議案の一般関係については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第12号議案から17号議案の特別会計につきましては、御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上ここでは総合的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。――ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。第11号議案から第17号議案は、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本7議案については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第11号議案から第17号議案までの予算7議案をこれに付託し審査することに決定しました。

議長 日程第21 第18号議案 飯島町道路線の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第18号議案 飯島町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。今回路線の変更の提案をいたします町道追引南田切幹3号線は、有限会社田切クリーンセンターから最終処分場に伴う全長107.5メートル、平均幅員3.8メートルの町道一部廃止について申し出があり、調査したところ、区、自治会、隣接土地所有者及び関係者の同意を得ており、道路法第10条第3項の規定により町道追引南田切幹3号線の道路区域変更をお願いします

るものでございます。詳細につきましては御質問により担当課長から説明いたしますので、  
 よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 6 番

浜田議員 確認ですけれども、これ、この図面の黒で塗った部分を除外するという意味なんですよ  
 うか、確認します。

建設水道課長 今の御指摘いただいた路線変更位置図ナンバー1の図面がございしますが、この黒塗りの  
 箇所が町道認定から外れるという内容でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。  
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから、第18号議案 飯島町道路線の変更について採決をします。お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。御  
 苦労様でした。

散 会 午後2時16分

平成29年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年9月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

竹沢 秀幸 議員

滝本登喜子 議員

坂本 紀子 議員

橋場みどり 議員

好村 拓洋 議員

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸 (遅刻)	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐 沢 隆            総 務 課 長 唐 澤 彰            企画政策課長 堀 越 康 寛            住民税務課長 大 島 朋 子            健康福祉課長 中 村 杏 子            産業振興課長 久 保 田 浩 克            建設水道課長 片 桐 雅 之            会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江</p>
<p>飯島町教育委員会            教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

## 本会議再開

開 議	平成29年9月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 ここで竹沢議員、竹沢秀幸議員から所用のため遅刻の旨、通告がありました。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問は通告制ですので質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いします。 3番 久保島巖議員。
3番 久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。今回私は大きくは2つでございませうけれども、質問要旨がですね、多少多くなっておりますので、町長には端的なお答えをいただきますように求めておきたいと思っております。 まず、人口減少はですね、飯島町のみならず日本全国でも大きな問題となっております。少子高齢化を案じている間もなく、もう既にその真ただ中に突入したと言ってもいいと思います。飯島町は今までいろいろな対策を講じてですね、人口減少歯どめに努力しているところでございます。しかし、日本全体のパイが減る中ですので町だけが上昇するというわけにはまいらないと思っております。そこで、人口減少を覚悟した上で、この問題が浮上してくるだろうというふうに思って2点挙げたところでございます。 まず1-1でございませう。国は平成25年11月インフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れの中で平成26年4月に総務省が各自治体に公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。町はそれに基づきまして平成29年3月、ことしの3月ですけれども策定されて公表されたところでございませう。内容はですね、難解でですね、非常にわかりにくいものではありますけれども、これは住民生活に直接影響してくるものがあるだろうということで今回質問に挙げさせていただいたわけでございませう。折しも8月の中旬ですけれども、信濃毎日新聞におきましてですね、県内49自治体で縮減数値目標を掲げたというタイトルで報道されまして、県、具体的に県下77市町村の状況が報告されました。それによりまして、長野市は今後20年間で20%の削減をしていくと、松本市は2045年までに総量をですね20%削減すると、県は2026年までに5%削減、近隣市町村ではですね、伊那市は2024年までに15%、宮田は2040年までに25%というふうに数値がされております。駒ヶ根市と中川村はですね、数値目標ってというのはありませんけれども、計画を見ますとかなり厳しいことを指摘しております。数値を載せるにはちょっとはばかるということなんでしょうか、目標を設定しませんでした。当町は、道路、インフラなどを除く2000、除いてですね、施設で2030年までに5.5%縮減と設定したところでございませう。3月定例会の最終日の全員協議会で報告されたんですが、そのときには他の市町村の様子も見えませうし県の様子

もわかりませんでしたので、そういうもんかなあというふうに私のほうも理解をしていたところですけども、今回の新聞報道を見ましてですね、町はちょっと低いんじゃないかなあと思って質問をするところですね。今回の設定は、現在の公共施設が総量として住民の人口に対してですね、適正かという設定のもとに行われているだろうというふうに私も思うんですが、それで住民影響等を考えて人口推移の半分を見込んだらというふうにあの文章の中で私は読み取りました。人口推計はですね 11.2%減るだろうというふうに想定されているわけなんですね。ですから、その半分で、そうすれば住民に対してそんなには影響がないんじゃないかという数値だというふうに、言ってみれば優しい数値だったのかなあというふうに思いますけれども、本当にそれで大丈夫なのかなとちょっと疑問に思ったところがございます。他の市町村がかなり 20%とか 15%と挙げている中で当町につきましては 5.5 ということでございますので、今後維持管理費等をですね、住民 1 人に対するその負担割合っていうのか、そんな計算はないかもしれませんが、押しなべていうとこれが上がってくる可能性もあるだろうと、負担が高くなる可能性はないのかなあというふうに素人考えをしたところでございます。そこで、その 5.5%という数値設定をした根拠と算定基準、その辺につきまして御説明をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

町 長

おはようございます。久保島議員の一般質問にお答えしてまいります。

公共施設等総合管理計画は、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画でございます。平成 26 年 4 月総務省からすべての自治体に対しまして計画策定が要請され、平成 29 年 3 月に飯島町でもこの計画を策定したところでございます。この策定により公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、公共施設等の除却にかかわる地方債や社会資本整備総合交付金事業などの公共事業の申請が可能となるものでございます。すなわち、この計画がないとそういった事業債にかかわる交付金がいただけないよということでございますから、各自治体が計画を立てなさいと、こういう指示のもとに立てられたものでございます。御質問のありました縮減目標値の設定についてでございますけれども、飯島町公共施設等総合管理計画において取り組み目標を挙げておりますけれども、公共建築物につきまして、今後の人口減少が予想される中で現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、住民 1 人当たりの公共建築物の延べ床面積は現在の 8 平米から平成 42 年には 9 平米に増加することが見込まれます。すなわち、今現在は今の人口を保っていると 1 人当たりは 8.8 平米の管理ということになりますけれども、人口減少が進んで、その計算どおりにいきますと平成 42 年には 9.0 平米 1 人当たり管理するということになるわけでございます。この状況を改善するために仮に人口 1 人当たりの延べ床面積を現在と同じ程度とするには、公共建築物の延べ床面積を 11%、約 8,400 平米減らすことが求められます。人口が減りますから、その分負担が多くなるわけです。11%減らさなければならぬという数字が出てくるわけでございます。しかし、今回の計画策定に当たりまして、現在町が保有するすべての公共施設における利用状況や老朽化の状況を鑑み、これから先削減が見込まれる施設に今後の努力目標を含め、その半分の 11%減らさなければならぬという数字上の計算から、その半分の 5.5%、4,200 平米の削減を

目標としました。11%減らせれば人口相応の減らし方になるわけですがけれども、そこは議員のおっしゃる「甘いのではないか」と、こういうことでございますけれども、利用状況があるということをやみやみに減らすわけにはいかないし、また老朽化をうまく耐えてですね、5.5%、4,200平米の削減を目標としたところでございます。今後は公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有して適正に維持、更新等の管理を実施できるよう努めてまいりたいと思っております。

久保島議員

やはり、やっぱり住民の影響等も考えて5.5%にしたんだということでございます。しかし、これがですね、負担になっていってはいけないので、そこんところは柔軟的に取り組んでいかれるのがよろしいのかなあというふうには思っています。さて、そこですね、ちょっと気になってくるのは、どこが削減されるかなあと思っているわけですね。4,200平米のうち何なのかなあと思っているんですが、そこについて今後の計画になってくるだろうと、詳細計画は今後ですから、なってくるだろうというふうに思いますが、基本的にこの部分は保持するとかですね、この部分は見直しするよとかっていうことがちょっとお聞きしたいなあというふうに思っています、1-2に参りたいと思います。

統廃合っていう各項目にありましてですね、その統廃合っていうとこで全部拾ってみました。文科系の施設、文化館とか各公民館とかですね、集会施設なんですけど、それは「老朽化が著しい施設や利用度、稼働度が低い施設は施設の統合化、集約化、面積の縮減や廃止などを検討する」というふうになっています。そうすると、ここは少し厳しめに行かれるのかなあというふうにはちょっと思いました。それから、社会教育施設、図書館、陣屋本陣の記念館とかですね陣嶺館などなんですけど、そこは「効果的な利用ができるよう運営方針も含めて施設のあり方を検討することも考えられる」という非常に微妙な言い回しでございます。スポーツ、レクリエーション、これもですね、社会教育関係と同じですね「運営方針も含め施設のあり方を検討することも考えられる」ということでございます。一番心配されるのは学校関係でございますけども「2つの小学校の統合化や小中一貫教育、3つの保育園は統合化について視野に入れ将来の施設のあり方を検討することも考えられる」ということで、やや突っ込んではいるものの、ちょっと少しですね、心配な点も出てくるというような状況でございます。それから保健福祉・医療関係、これはですね「指定管理制度による運営の継続か今後の管理運営等について検討を進めます」ということで、ここは施設の統廃合については言及されていません。それから行政関係ですが、これは「消防署のあり方について」「消防署の詰所」ですね「のあり方について検討します」とあるだけで庁舎等のことについては言及ありません。それから公営住宅、ここはですね「住宅需要と住民ニーズを踏まえて計画的な修繕、建てかえ、除却を実施する」ということで、かなり突っ込んでですね、除却ということをはっきり明言されているということでございます。その他公園施設なんですけど、スポーツ関連とちょっと区別が私のほうではもうできなかったんですが「統廃合について老朽化や耐震性を確保できない施設は計画的に取り壊し建てかえを実施、安全・安心な施設の供給を推進」ということで、ここもかなりですね突っ込んでいくということが明言されている。5.5%縮減という目標値はですね、老朽化しているところもね、除却すれば多分達成できそうな気がするんですが、その辺のところを実態はど

うだったのかお聞かせをいただきたいと思います。また、この全体の計画はインフラを除くということになってはいるんですが、橋梁等ですね、それは廃止はないってことで了解していいのか、それとも目標値には入っていないけれども当然それはあり得ますよということなのか、その点もあわせてですね、お答えをいただきたいと思います。

町長 具体的な縮減施設におきましては今後策定されます個別計画の中で具体化していきたいと考えておりますけれども、公共施設やインフラ施設における今後の方向性や考え方につきましては担当課長より詳細を御説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

企画政策課長 ただいま町長が申し上げましたとおり具体的な施設の縮減については個別計画ということで、私のほうでは考え方等について述べさせていただきます。公共施設の縮減には、施設を廃止、除去するという方法のほかに、統合やそれまでと違った目的で再活用するといった考え方もあわせて最善の方向を選択していく必要があるというふうに思っております。基本的には、施設区分によらず、老朽化しているもの、利用が低下し活用がされていないもの、初期の目的を達成したものについては、その施設のあり方を十分検討していく必要があると、このように考えております。なお、道路や橋梁、上下水道、農林道や用排水路といったインフラ施設におきましては、生活に必要不可欠であるため総量の削減や廃止を行うことは困難であり、今計画では縮減数値を盛ってございませんが、計画的な点検や修繕を行うことで更新サイクルを伸ばし、維持管理のトータルコストの削減を目指してまいりたいと、このように考えております。

久保島議員 私の質問の中では多分そういうお答えが来るだろうというふうに思っていましたので、1つ、1つだけ、学校関係は残していくってことでよろしいでしょうね。教育長、もし御所見があればお伺ひしたいと思います。

教育長 学校関係についてであります。具体的には小学校が2つあるということを目指していらっしゃると思いますが、学校施設については教育施設というほかに地域の文化の拠点であるということもありますので、これは非常に長期間多くの人方の御意見によって検討していかねばならないというふうに思っています。前回のときにもお答えしましたように、文科省の基準では複式学級ができるようなことがあれば、町内に複数あるいはその市町村内に複数あれば再編、統合について検討していくというような指針が出されております。基準は12学級です。各学年2学級ほしいわけですが、現状そうになっておりませんが、まだその複式学級になるというのはもう少し長期的に見ないといけなかなあというふうに思っておりますので、今すぐ何かを検討するという考えはございません。

久保島議員 安心をいたしました。ぜひですね、やっぱり残していただきたいと、そのためにも人口をですね、増やしていかないといけないというふうに肝に銘じたところでございます。さて、そこで、本計画においてですね、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築ということが盛り込まれています。「所管課を初めとして」企画財政ですね「予算等の各課において情報を共有し関係課との調整を図りつつ公共施設の管理、総合かつ計画的に実施するための全庁横断的な推進体制を構築します」とあります。進捗状況をお伺ひしたいと思います。またですね、次のところに計画の実現はまちづくりのあり方に関することから、町民、有識者、議会との情報の共有化により意見の反映を図ります」とあり

ます。どのような形で意見反映をされていかれるのかもお尋ねしたいと思います。公共施設等管理計画の推進に当たってはですね、単に縮減というだけじゃなくて、将来に向けたその施設を、ここは拡充していきましょう、ここは充実させましょうというところもあっていいだろうというふうに思っています。私の考え方はですね。その中で、検討組織をつくるに当たってはですね、住民代表、もちろん議会代表も入れてほしいんですが、住民代表の中にぜひ中学生を入れてほしい。将来を担う子どもたちですね、思いや望み、希望等も入れて、その中で検討していくということはされたらどうかなあというふうなことを私は思っているわけでございます。推進に当たっての運営、組織運営やですね、2030年までの道のり、過程、スケジュール、これはどういうふうに持っていかれるのか、それも含めて現在の検討組織の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

企画政策課長

飯島町公共施設等総合管理計画は、町の総合計画を前提とすることにより公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的、いわゆる全課を挙げて取り組むとした上で、公共施設等のマネジメントに必要な情報を共有することとしております。そのため、まず、それぞれ施設を管理する役場庁内の横断共有により公共施設等適正な維持管理や更新の推進体制の構築を行ってまいります。そして、ただいま御質問にありましたけれど、その住民代表や議会が参画する推進体制の構築ですが、この公共施設等の効率的かつ適正な維持管理について住民意識の共有や住民理解が必須であると思っております。今後の個別計画あるいは個別の事案においては、住民の代表、また議会の皆様、また子どもの意見を聞くことが適切であれば、そういったことも踏まえて必要に応じて情報共有や御意見をお寄せいただく機会を設けてまいりたいと考えております。今後のスケジュール感でございますけれども、さきの飯島町公共施設等総合管理計画策定時における全庁的な共有を足がかりとしながら、個別計画策定の目標年度である平成 32 年度を目途に個別計画を推進できる体制構築を行ってまいりたいと考えております。

久保島議員

平成 32 年度までにつくるということでございますので、その間にもう既に多分出てくるんだろう、早急な体制づくりが必要かと思えます。ぜひとも子どもたちの意見も反映されたですね、計画ができるように求めまして、次の項目にまいりたいと思えます。

2つ目の項目にまいります。ただいまも公共施設総合管理計画の体制に中学生の参加を提案をしたところでございます。町長はですね、このところ中学校の卒業式に「ぜひ将来は郷土飯島町に戻ってきてください」ということを強くおっしゃられておられます。また、Uターン就職等もですね、勧誘をするために町内企業の紹介ツアーとか、これも企画されておるところでございます。ところがですね、やっぱり子どもたちの心の中に飯島町を愛する心とか、ふるさとへの郷愁とか、その辺がないと戻ってこないだろうなあというふうに思っているところです。自由で便利で楽しいことがいっぱいある都会の生活っていうのは、やっぱり若者にとっては魅力満点でございますし、気持ちもわかるところでございます。かつての移住者っていうのはですね、私のように都会で挫折した者が、やですね、それから定年後静かな暮らしとか農業への取り組みとかいうことで高い希望を持って来られた方、それからまた2つのアルプス、これにあこがれてですね、ぜひこの麓でという、そういう方々が主なUターン・Iターン者でございました。ところが最近の子育て環境の安全・安

心とか、生活環境がですね、すぐれているとか、そういうところを求めてという方も増えてきたということで、非常にありがたいなあというふうに思っているところです。我が町はですね、買い物には多少不便ではありますがけれども、人間が人間らしく暮らせる、そういうところであるというふうに認識しておりますので、ここで若者たちが飯島はいいところだよ、いいところを頭の中に心の中に植えつけていくということが大事なことだろうというふうに思っているんですね。そこで2-1でございます。町内の小学生で活動をしている飯島PR隊、取り組み、大変私は評価しています。子どもたちのつくったですね、横断幕が小学校の横断幕ですかね、歩道橋のところにつくってありまして、掲げてありまして、町を訪れる人たちの心を揺さぶっている現状がございます。私も幾つか話を聞きました。この活動によって子どもたちには飯島に対する思いとか、ふるさとの飯島への回帰の、多分これは前兆になるだろうというふうに期待をしているところです。関係職員の御努力、最大限の賛辞を送りたいというふうに思っています。また、最近ではですね、町内の心豊かな業者さんがPR隊のTシャツをプレゼントしてくれた、非常にありがたいことだというふうに思っています。やっぱり見るべき見る人はちゃんと見ているんだなあと温かい気持ちになったところです。おそろいのTシャツ着た子どもたちの写真っていうのが公表されまして、非常にいいものでした。最高の笑顔でしたね。今まではバンダナでしたよね。Tシャツもつくってあげられなかったんだなあと思ってちょっと寂しかったという、逆に。子どもたちが活動するに十分な手当てがなされていたのか、十分な支援がされていたのか、ここをちょっとお伺いしたいです。せっかくの活動ですので、参加者、御父兄等にですね、御負担をかけていたら、これは申しわけないなあと思うところでございます。もし必要ならば、ここは予算増額もいいんじゃないかと思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

町長 ただいまの飯島PR隊は、町の第5次総合計画後期計画の重点プロジェクトの基本施策である町への愛着や郷土愛を育み飯島町に住み続けるための機運づくりという施策に向けて昨年結成いたしました。ふるさと飯島町を知り自分の言葉で町を宣伝する力をつけることが郷土愛の醸成につながると考え、小学生の有志を募りましたところ、飯島と七久保の両小学校から45人が集まりました。学年や学校の違う子どもたちが町への観光客を増やし移住定住を促すための活動を毎月やっているところでございます。これまで道の駅や各種イベント会場での観光案内や農産物販売のお手伝い、おもてなしの気持ちを伝える横断幕の作成、町をPRするためのCMづくり、東京にある県の情報発信基地銀座NAGANOでの移住セミナーなどを活発に行ってまいりました。町は子どもたちが考えた行動計画に沿って場所の確保や必要物品の準備などを支援してまいりましたが、あくまで子どもたちの自主的な活動の一つとして位置づけておりますので、今のところ活動の拡大やそれに伴う予算の拡充は考えておりません。しかし、最近ではPR隊の活動を知った町内の事業所から、議員がおっしゃるとおり、子どもたちを応援したいという温かなお申し出をいただきまして、おそろいのTシャツ御寄附いただいたり、活動中には飲み物の差し入れをいただくなど、PR隊の子どもたちと町内の団体や個人、企業様との自然にわき上がるつながりが生まれてきております。このつながりが子どもたちには大きな財産となり、将

来につながる郷土愛となって育ってくれるものと思っております。町では、今後も子どもたちの気持ちを大切に、継続した活動ができるよう引き続き活動を支援してまいりたいと思います。以上でございます。

久保島議員

ぜひともですね、子どもたちが活発に活動できるように御支援いただきたいというふうに求めておきます。

では2-2にまいります。今までですね、子ども議会っていうのが3年に一度でしたかね、やってきました。ちょっと昨年だったかなかったみたいなんです、そこはそれでいいんですが、この子ども議会ではなくてですね、子ども町議会議員っていうのをつくったらどうかと思っているんです。このPR隊の活動を見てですね、アイデアとして発生してきたわけでございます。しかし、学校の子どもたちですので、学校の学習課程等もありますので、総合学習の中でも結構です、それからクラブ活動的なものでもいいんですね。それからまたPR隊のような形でもいいだろうというふうに思っていますが、子ども議会のほうからですね、提案してもなかなかそれはちょっと厳しいかなというふうに思いまして今回提案をさせていただいたところでございます。まずですね、一年、年間を通して議員を選定してですね、それが町の課題とか、それから調査、研究を通して今後どうしていったらいいかというようなことも提案していくというようなことをされたらどうかと、そこで、年に数回、私たち議会とですね、懇談会をしてもよろしいですし、それから議会で発表してもよろしいですし、そんなような独自の行動をしながらですね、PR隊は飯島をPRするという観点でしたけれども、ここは今までの行政を、町を運営する、どうしていったらいいかっていうところに観点を置いて行ったらどうかという提案でございます。きっとですね、これもPR隊と一緒に町への愛とかふるさと愛っていうことの醸成につながっていくのではないかなあというふうに期待しているところです。最近、地方自治体ですね、議員のなり手不足っていうことも課題になっておまして、飯島町でもこの数回の町議会議員選挙ですね、無投票もしくはそれに準じるような結果だったかなあというふうに思っています。その辺も、20年30年後にですね、きっとこの人たちが町の議員となってくれて町の運営等について真剣に考えていこうというふうな期待もするところでございます。実際にそういう活動をですね、しているところもございまして、その辺のところを手本にさせていただいたというところでございます。子どもたちのふるさと愛への醸成メニューの一つとしてですね、町長また教育長にこの辺の点について所感をお伺いしたいと思います。

町長

まず子ども議会という枠でお話をさせていただきます。子ども議会は、将来町を担っていく小中学生と現在の担い手である大人が一緒になってこれからの飯島町を考える機会として開催してまいりました。この行事を通じて子どもたちは町への意見や要望、まちづくりについての提案を学校の先生方と一緒に一生懸命考え、当日はこの議場で立派に意見発表をしていただいております。子どもたちや学校からは、当日に向けた準備や打ち合わせ、緊迫した雰囲気等、とてもよい経験になったという感想をいただくその一方で、とても忙しい学校行事の中で大きな負担となっている実情も伺っておりますので、議会の毎年開催とか通年開催等は難しいなというふうに思っております。議員さん

は議会ではなくて子ども町会議員と、こういう御提案でございます。それなりに負担のかかることかなあと思っておりますけれども、常備子どもたちとお話する機会を設けたり、そういった雑談の中からですね、誰か選ぶということではなくて誰でも意見が言えるっていろいろないろいろな方法はあるんじゃないかなと私は思っておりますけれども、今後そういったことを取り入れていただければ、いっていただければいいかな、でも話を聞く機会をつくることは大事かなというふうに思っております。

久保島議員

ぜひですね、子どもたちの飯島町に対する思い等をですね、受けとめる、そんな機会も設けたいなあとというふうに思っています。ぜひともお取り組みを求めておきたいと思えます。

2-3にまいります。再三申し上げているものですから大変恐縮なんですけど、やはり飯島町の郷土愛育むためにはですね、飯島町の成り立ちとかいわれとかが優しくわかりやすく伝えられる、そんな資料館なり博物館がやっぱり必要なんじゃないかなあと再度思ったところでございます。先だって飯島町顕彰会の総会の折の講演会、飯島紘さんの講演でしたが、その折に飯島城跡の整備とかですね、それから資料館の建設ってということがですね、訴えられておりました。幸い下平町長もですね、唐澤副町長も御参加いただいておりますので、お聞きになったところでございます。飯島姓のですね、発祥の地と言われるこの飯島としての830年の歴史とともに、飯島と名づけるにふさわしいこの地域、石器時代から始まってですね、人類の営みがあり、全国的にも貴重な石器とか土器が発掘されているこの当町、この地域、ここを誇れるべきだ、そういうところだということ子どもたちに伝えていきたいと、そういう必要があるだろうというふうに思っています。文化の点でですね、伊那谷は、飯島町は伊那谷の谷底だという人がいらっしゃるんですね、そんなことはちょっと言わせたくないなあとというふうに思っています。お客様をお迎えるおもてなしの心という中にもですね、やはり飯島町に対する思い、郷土の誇り、それがあってこそ、それを紹介していく、それを広めていく、これがやっぱり必要だというふうに思っています。ぜひ資料館、博物館ってということも御検討いただきたいというふうに思っています。公共施設等管理計画、総合管理計画の中でですね、老朽化、耐震化が心配な文化施設の建てかえ等も検討されるということになっていきますので、ぜひとも前向きな御検討をいただきたいと思えますが、御所見をお伺いします。

教育長

資料館についての御質問であります。飯島町には御存じのとおり飯島町歴史民俗資料館として飯島陣屋と陣嶺館の2つの施設があります。飯島陣屋は江戸幕府の代官陣屋を再現した資料館です。テーマを絞った資料館で近隣にはない町独自の歴史を学ぶことができます。陣嶺館は原始、古代から近現代までの町の歴史全般を学ぶことができる施設でして、子どもたちには主に学校の授業で利用されています。学芸員の解説によりわかりやすく学ぶことができると好評です。しかし、予約開館制であるため利用しにくく、また昭和49年開館の古い施設であること、収蔵場所がないことなどから後継施設の検討が課題となっています。後継施設については、考古学、古代学、古代史、中世史、近世史、近代史、民俗学などの人文諸科学に加え、動植物を初め地形、地質や気象特性、山岳など、また町内出身者の美術など広い分野を網羅し、さらに埋蔵文化財センターや公文書館の機能をあわ

せ持つ博物館、それから御指摘の子どもたちだけでなく町民誰もがふるさとを学ぶことができる博物館の新設が理想ですが、新設は、なかなか規模、施設から見ても難しい状況にありますので、当面は、その資料スペースを何とかできないかということを検討しております。今後の学校の空き教室を含めて検討を始めたところであり、社会科資料室というような位置づけで学校でも身近に利用できるようにするのも一つの方法かなというところを今考えております。

久保島議員

確かにですね、やっぱり学校等があいてくる可能性ありますので、そこをうまく利用するというのも懸命な処置かなあというふうに思います。ぜひとも前向きな御検討をいただきたい。求めておきます。

2-4にまいります。地域おこし協力隊のですね、1期生のうち3人のうち2人がですね、3年間の任期を終えて飯島町に定住してくれることになりました。詳しくは申しませんが、お2人の宣伝効果っていうのはものすごい大きなものがございまして、ただいま新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど多くのメディアで取り上げられておりまして反響を呼んでいます。一方、昨年も今年度も多くの地域おこし協力隊が採用されてきましたが、途中でやめられたりですね、それから業務を引き継いだんだけどもうまく稼働していないという話も聞いているところもございます。これだとちょっと逆PRになってしまうなと思うところです。当初から苦言を申し上げてまいりましたけれども、行政の業務を手間がないからこの制度を使って人材確保して不足分を補充してきたということでは、本来の目的ではありません。百歩譲って行政の事務事業で地域おこし協力隊によって効果が出た、このことはまともに評価いたします。ただし、その事業も今後も必要であるならば、正規職員の手当とか、それからもし業務委託できるのであれば業務委託とか、そういうことで町単独で取り組むべきではなかったのかなあというふうに思うところです。まちの駅の担当もちょっと心配になっているところです。今現在3人の方が活躍しています。非常にありがたいんですが、この方々は3年後どうなさるのか。永久にですね、交代でまちの駅の管理担当っていうわけにはいかないだろうと、おかしいんじゃないかなと思うんですね。管理人が必要ならば町単で考えなきゃいけないと。一方、竹沢議員からもですね、提案された米俵マラソンへの協力隊の採用っていうのは、これはしないというふうに言及されましたが、米俵マラソンの事務局やっていた中で、保存会で米俵とか猫つぐらとかかわら細工等を学んでいただいてですね、将来は自立していただけると、しかも飯の島、米の町としてですね、地域おこし、特産物づくりに関与してもらえると、それじゃあ、これなら一緒に地域おこし協力隊の本来の目的になるんじゃないかなあと思うんですが、その辺も再考いただきたいと。これはちょっとついでですね、お願いしておきます。地域の住民や皆さんになじんでいくっていうことがですね、地域おこし協力隊の成功の秘訣だというふうに思っています。現在のお2人の卒業生の状況を見たときにですね、それがわかるわけがございまして、町内のイベントとかですね、地域の催しに隊員の積極的な参加を望むという声も実はございまして、隊員の顔が見えない、これ先行きが心配だということもございます。地域おこし協力隊の卒業生がですね、飯島町を大きくPRしていく、このことをですね、貢献することもあるし阻害することもあるんだということを認識する必要があると

いうふうに思います。3年後の自立に向けた適正な採用、活動ができているのか、再度お伺いをしたいと思います。

副町長

地域おこし協力隊の3年後の自立に向けた採用、活動をという御質問でございます。飯島町とともに愛する者として地域おこし協力隊は非常に大きく期待しているところであります。そのための適切な適正な採用と活動が必至であることは同感するところでございます。地域おこし協力隊の新たな隊員の採用に当たりましては、3年後の自立に向けた具体的な活動テーマを持って募集をかけ、それぞれのテーマに強い意欲があること、また活動終了後町へ定住の意思があること、こちらを確認させていただいた上で採用しているところでございます。特に第1期生の皆様方には、それぞれの任務を全うしていただいて地域の中で活躍をしていただいているところでありますので、非常に感謝を申し上げているところであります。自立、定住の支援として来年度新たに地域おこし協力隊の起業支援補助金、こちらを創設しまして、起業、業を起すほうですけれども、起業についても支援を行い、町への定住を後押ししているところでございます。地域おこし協力隊は地元にいる私たちが気づかない地域の魅力にも敏感でありますので、みんなで一緒に郷土愛を育む、郷土愛を深めていくことにも期待を寄せているところであります。特に前段の質問では町の業務委託ではないかというところでございまして、当初はそういった面もありましたので、見直しを進めながら、ともにですね、飯島町を活性化をしていただくという意味合いで採用を進めてきたところであります。また、まちの駅につきましては3年後をどうするかということでもありますけれども、今2つ目のまちの駅もできております。空き店舗を活用しながら、このまちなかの活性化にぜひ3年後も引き続き活動していただくような仕組みをつくってまいりたいと思います。また、米俵マラソン事務局は前回も御質問いただいたところでありますけれども、来年度の採用もありますので、その中で総合的に町として町の活性化にかかわっていただけるような地域おこし協力隊の採用について検討をしてみたいと思います。地域おこし協力隊の顔が見えないというような御質問もありましたけれども、現在CEKでも積極的にニュース等に出させていただきまして、協力隊員の活動をPRしてるところであります。地域の皆様方にしっかりと溶け込んで活動ができるように、またその点でもさまざまな対応をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

久保島議員

ぜひともですね、若い青年たちの志をとめさせていただきたい、そして町に定住していただく、そういう施策の支援を求めておきたいと思います。

最後にまいります。2-5でございます。いろいろ話もしてまいりましたが、子どもたちにとってやっぱり自慢になるものが欲しいなあというふうに思ったところでございまして、このちっちゃな町だけでもこれはすごいぞというのがあると、子どもたちにとっては非常にいいんじゃないかなと思っています。そこで、大変奇抜な話だというふうにお思いかもかもしれませんが、柏木グラウンドをですね、正規の400メートルトラック、8コースですね、これがとれるグラウンドにしたらどうだということでございます。そして、しかも中のフィールドをですね、天然芝にさせていただいてサッカーができるというふうにすると、これは子どもたちにとってはですね、非常に誇り高いものになるんじゃないかなあと思ひ

ます。公式な大会をやるにはですね、やっぱり観客席とかっていうところ等が要るので難しいかなあというふうにも思いますけれども、アマチュアの大会とかですね、県大会レベルぐらいだったら何とか開催できるんじゃないかなあというふうに思います。実は、この取り組みはですね、下伊那郡の売木村で地方加速化交付金を使ってですね、400メートルトラックをつくる、グラウンドをつくるということに決まりました。これを今進めているところなんですね。売木村、御存じのとおり非常に奥深いところではございますので、非常に観光でも困っているというところもございまして、交流人口を増やしたいという思いからこの案ができました。ということは、我が町でも加速化交付金を使えばですね、柏木グラウンドを400メートルトラックのグラウンドにできるんじゃないかなあと思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

教 育 長

それでは私のほうからお答えさせていただきます。御質問にありました柏木運動場はB&Gの海洋センター体育館、あるいはプールが隣接して2つのアルプスの景観も非常に恵まれた場所にあります。総合的な運動公園として整備していくには理想的な場所と思います。この件につきましては、以前からあのグラウンドを主に活用されている飯島FCあるいは総合型スポーツクラブから御提案をいただいております。飯島FCからの提案は、グラウンドの拡張、それから芝生化、ナイター施設、それから駐車場、大型バスの進入路、それから防災拠点としてのあり方、ウォーキングコースや道の駅からの回遊なども含めた多岐にわたるものであります。このたびの久保島議員の提案も大変魅力的な内容であるというふうに思います。ただ、課題としましては、用地取得、それから整備のために有利な財源があったとしても整備後のランニングコストですね、例えば芝生化にすればそのランニングコストは当然必要になってまいりますので、こういったことをどうするかという課題があります。公共施設の縮小が課題になってくる中、こういった大型施設の建設は慎重に考慮しなければなりません、町全体の中で計画される中で一緒に検討されていくべき課題というふうに理解しております。このことにつきましては飯島FCの皆様にも同様に御答えをしているところであります。

久保島議員

終わります。

議 長

7番 竹沢秀幸議員。

7番

竹沢議員

じゃあ、まず冒頭、個人的な事情で遅刻しましたこと、冒頭おわびを申し上げるところであります。

それでは、本日2人目の質問者として通告に基づき4項目にわたる一般質問を行ってまいります。まず七久保診療所の医師確保についてお伺いをいたしたいと思えます。さきの議会全員協議会におきまして、七久保診療所について後継の医師がないこと、それから医師が高齢で、現在81歳であるわけですが、そうしたことから今後医療事故の発生など心配もあるわけでありまして、そういうことも配慮されまして御本人も弁護士と協議を踏まえた中で11月末をもって閉院にするというふうに報告があったところであります。以前に前沢病院より廣瀬先生を七久保診療所に招致した元職員の町民の方も、

七久保診療所が閉院になることは問題でありまして、患者さんも多くおるわけでありまして、利用を希望する多くの町民がいるわけでありまして、この方も含めて次の医師が決まるまで先生にぜひ慰留をしていただきたいということで今日まで働きかけをしてきておるところでございます。去る9月7日の日に私個人的な事情もございまして七久保診療所へ治療に朝伺ったところでありまして、9時には朝8名の患者さんがいらっしゃいました。待合室には書面ですけれども下平町長と廣瀬先生、連名の閉院のお知らせが9月1日付で掲げてありました。来院の患者さんからは「七久保診療所が閉院になると困る」と「ぜひ議員の皆さんも、この問題頑張ってください」という意見をいただいたところあります。今後どうするかにつきましてはこの次の質問でお伺いをいたすわけでありまして、まず、長年この七久保地区の地域医療確保のために頑張ってくださいました、学校医として頑張ってくださいました、長年努力された廣瀬先生を町はどのように評価されとるかについて、まず町長にお伺いをいたします。

町長

続きまして竹沢議員の一般質問にお答えしてまいります。七久保診療所は飯島町と七久保村の合併により昭和31年10月1日に飯島町国民健康保険町営診療所として開設がされました。その後、当時の医師の希望により昭和53年1月1日に委託方式に変更しまして、診療所の開設者は町長、診療は医師に委託するという形で現在に至っております。廣瀬先生につきましては、数年前に診療をおやめになるとのお話があったわけですが、当時の理事者より御留意申し上げまして、診療日数や診療時間を減らす等しながら続けてまいりました。また、ことしの6月には再度お話がありまして、11月30日をもって診療を終了するという御意向をいただきました。このときには、廣瀬先生は弁護士さんを伴って私どものところに参られました。診療活動を閉じたいという御意志を伝えられました。その弁護士さんを伴ってということが非常に私は重要な御決意なのかなあという判断をいたしました、生命を預かる医師がその業を閉じるという、いわゆる出处進退を伝えるということにおいて弁護士を伴っているということについては、非常に私は重要に重く受けとめたわけでございます。また、この弁護士先生は、廣瀬先生とは長いおつき合いの中で、もしこういう場合に至ったときには弁護士さんも伴ってと、こういうことを前からお話をされていたそうでございます。終了の原因は、理由は高齢化による不安ということを申されておりました。弁護士さんともども廣瀬先生からのそういったお話を聞いたわけで、この決意をこのように慎重に考えられ、今後もその決意が確固たるものであるという部分の証明であるかなということで受けとめさせていただいたところでございます。そして、この廣瀬先生はですね、平成7年7月3日から七久保診療所の3代目のお医者さんとしてお願いしまして、これから22年間の間、第1次医療の担いとして地域に根差した診療に活躍されました。町の事業につきましても学校医、保育園医、予防接種、介護保険意見書、各種役員等、多大な協力をいただいております。また、平澤先生の退院後には町の医師会の御意見番として重要な役割をされており、その功績は多大であり、大変感謝しているところでございます。先生には飯島の地域医療に長年にわたって御尽力いただいたことを感謝し、そういった対応を丁寧と考えたいと思っております。

竹沢議員

ただいま町長から答弁ありまして、高齢であるということと理由を弁護士さんなど通じ

での閉院は、この決意は確固たるものだという御答弁をいただいたところであり、また今日までの業績につきましては高い評価をいただいたのかなあというふうに受けとめておるところであります。ところで、去る9月5日の午後2時ころですけれども、私の自宅に廣瀬先生から電話がございました。「結論は弁護士を通じての診療所閉院といたしたけれども、多くの町民の皆様、患者の方々が慰留を訴えている。今後、在宅医療など行うということについての課題はあるけれども、町民の皆さんの働きかけなどにより私の心も動き、11月末までの診療所閉院を取りやめ、後任の医師が確保できるまで、一旦区切りをつけても引き続き私の健康が続く限り診療を続け、継続していきたい」と、こういうお話がございました。このことは同僚議員のある議員のほうにも私に報告した後に報告したというふうに聞いておりますし、同僚議員からも伺っております。また、9月7日の日に廣瀬先生と私直接行き会って話したんですけれども、今日まで七久保診療所の存続についていろいろな働きが、動きがあったわけでありまして「そういうことを思うと、どうしても継続をしていきたいというふうに考えている」というお話であります。したがって、先ほどの町長答弁はいいですけれども、その後いろいろな動きがあったわけでごままして、これを受けですね、今後どうするかということですが、先生の心も変わってきたわけでありますので、ぜひ、この町とですね、具体的に膝を交えて今後のあり方について協議をしてほしいわけであります。このことについて町は今後どうするかお尋ねいたします。

町長

廣瀬先生がですね、そういった御意向を持たれているというお話はお伺いしました。それをお聞きしまして廣瀬先生のところへ当方から赴きましてお話をさせていただきました。そのときは弁護士さんを当然交えてのお話になります。最初お見えになったときに弁護士さんともどもその後決断をされたり、また弁護士さんからも後見人的役割を伺っております。ですから、私どもは正式には弁護士さんを交えてのお話が正しい回答だなというふうに判断しなければならないというふうに思っております。弁護士さんを一緒に来てお話されたということですね、高齢に伴うそういった判断の迷いというもの在今后なきようにということにおいて弁護士さんを伴ったものと私は解釈しております。この高齢による、命を預かるお仕事ですから、そういった潮どきというところで判断されたのかなあというふうに思いまして、そういうお気持ちがあると申されましたけれども、先日は御一緒に行つて弁護士さんにしっかりと私どもの思いを伝えたわけでございます。

竹沢議員

土曜日の日ですか、また廣瀬先生と私お行き会いしましたんですけど、町長の言うように、その弁護士を御一緒にして協議したというのは後見的な役割を含めての結論だということだというふうにおっしゃっていますけれども、どうも、先生御自身も高齢なこともあるかもしれませんが、ほんとの御自分のお気持ちというのは、弁護士を介してのこともあるけれども、御本人の本当の心は「もう少し私は続けてやっていきたいんだ」と土曜日の日もおっしゃってございました。町のほうから4人だか来た後のその後の話です。なので、次の質問で用意しとったんですけど、今回のその一定の結論というのはですね、その七久保診療所を閉院してしまうと、こういう結論を町がお出しになったわけでありまして、これは、いわばその七久保という地区を味噌にってしまうということを町は決めちゃったと、こういう結論に至るわけですね。そうすると、ほいじゃあどうしたらいいかつちゅうこ

とになると、患者さんもいろいろ心配しとりますし、「じゃあ、私ら飯島に行ったらいいのかなあ。昭和病院へ行きゃあいいのかなあ」「あれ、今度飯島に中央クリニックができたけど、そっちへ行きゃあいいのかなあ」などといういろいろ心配しとるわけです。くどいようですけど今一度、副町長以下おいでになったようですけど、もう一回その弁護士を交えてですね、廣瀬先生交えて、ふんとに先生「患者さんも大勢おるし、今後の医療の課題である在宅医療とかね、そういうことについては自分も一生懸命課題として受けとめとるけれども、できたら後任ができるまで私は続けていきたい」ということを土曜日の日にも先生申しておりましたので、今一度町として先生との協議をしていただきたい。これについて御答弁いただきたい。

町長

七久保で長い間活躍されたお医者さんでございますから、七久保の皆さんも頼りにしている診療所が閉院されるということは非常に残念な思いではないかなというふうに思っております。先生と弁護士先生を交えた中で前回はお話をしてまいりましたが、最終的なお話は、またする機会を持つことについてはやぶさかではございません。今後七久保の診療所がどうなるかということなんですけれども、いわゆる廣瀬先生がおやめになるということを前提とした中で、医師が不在となりますので一旦閉院という形になります。そして、診療所の今後につきましては、当面開設者である飯島町より関東厚生局や保健所、医師会等に休診として届け出を出してまいります。七久保診療所の建物は町の行政財産であり、土地は借地であります。けれども、当分の間現在の状況を維持していきたいと考えております。維持していくということは次のお医者さん確保に向けて一生懸命努力をさせていただきますという意思のあらわれでございます。

竹沢議員

ただいま町長のほうから、今後再度ですね、廣瀬先生との最終的な詰めのお話をしてもいいというお話を聞きました。廣瀬先生、きょうその言葉を待っていたようでありまして、今後ですね、どうなるかは別にしまして、今一度ぜひ廣瀬先生と町と話をいただきたいと思っておりますので、くどいようですがよろしく願いいたします。今町長答弁にありました今後の課題というところでですけど、仮にですね、廣瀬先生が元気な限りやっていくとして、その間に後継者を選ぶということで、その間にもいろんな行政的な手続もあろうかと思えますけれども、我が町はですね、最近幾つかの医師確保につながる実績がございまして、これはひとえに他町村にすぐれた我が町の医療確保のための医師確保のための優遇制度、これがあるために魅力があって飯島へ来てくれると、こういうことだと思っておりますので、この制度についてですね、十分自信を持って、ぜひ医師確保に向けて展開をいただきたいなあと思うわけでありまして。それこそ飯島町の中の一七久保地区の皆さんですけど、先生がいなくなっちゃう、周りの診療所がなくなっちゃうということは、医療機関がなくなるっちゃうことは大変不安なわけなわけでありまして、町全体の中でも七久保地区、人口もやや横ばいで、いろんな商店もあったり元気なところでもありますけど、保育園もあれば学校もある、けれども医療機関がないっちゃうことになると今後さらに定住促進を町が進めていく場合の足かせになるわけでありまして、そういう意味でも現廣瀬先生に継続していただくと同時に、早期に後継者をですね、選んでいただくように改めて強くお願いしたいと思っておりますが、そこら辺の町長の今後に向けての決意をお伺いします。

町長 七久保診療所の廣瀬先生の後任の医師につきましては、先生が以前より高齢なこともありまして数年前から気にかけて取り組んできたところでございます。数年前に廣瀬先生から引退のお話があったからは、さらに真剣に慎重に取り組んでまいりましたけれども、実を結ぶことができずに現在に至っております。今回の先生のお申し出以降、町ではかねてより進めてまいりました開業医支援の取り組みで培ったつながりにより昭和病院を初め地元医師、近隣病院、御縁のある医師の皆様にお願いやら打診やら行ってまいりましたけれども、なかなか厳しい状況であります。しかし、七久保の住民の皆様方のそういった熱い思いを察しますとですね、ここで諦めるわけではありません。可能性が全くない状況でもありませんので、今後も引き続き慎重に対応してまいりたいと思っております。

竹沢議員 それでは2つ目の質問に入っております。「運転免許証の自主返納への助成金支援制度の創設を」についてであります。とりあえず町内の運転免許証の自主返納者の現況についてお伺いします。

健康福祉課長 では、健康福祉課のほうからお答えをいたします。高齢者運転事故による事故が多発している中、駒ヶ根警察署管内の運転免許証の自主返納数は近年増加傾向にございます。飯島町の状況といたしましては、平成26年の一年間で24件、27年は21件、28年は46件、ことしの1月から8月末までが27件となっております。ちなみに、伊南管内の平成28年の状況は、駒ヶ根市が91件、宮田村が15件、中川村が10件でございます。

竹沢議員 若干答弁いただきましたが、私が長野県警から入手した情報によりますと、平成29年6月のデータでありますけれども、我が国全体で今1億2,867万人おりますけれども、このうちの64.8%、8,225万人が免許証を所有しております。本県、長野県では207万人中148万人、これは保有率では全国2位、第1位が山梨県であります。駒ヶ根署管内につきましては、免許保有者が4万351人で、このうち高齢者の方が1万1,542人です。我が飯島町は免許所有者が6,920人、%では73.6%で、県下23町が今あるんですけども、市町村数では77ですが、23の中で12番目ということでもあります。なお、65歳以上は2,187人で66.4%ということになっておりまして、免許の返納者数については先ほど報告があったとおりでありますけれども、これは平成18年から始まっておりまして、当町では累積で191名、一番多かったところが一昨年の46人ということでもあります。一方、交通事故の問題ですけれども、県警の交通事故日報というのがございまして7月23日現在で駒ヶ根署管内は63件発生しておりまして、死者3名、負傷者81名で、年々、より増加をしております。当町は10件で傷者16人ということでもあります。大体の人は、高齢者の免許返納にかかわらず、交通事故を防止していくということは大変重要な課題であるわけでありまして、御案内のように道交法が改正されまして、1998年施行されました運転免許証の取り消し申請返納の制度がスタートいたしましたわけでありまして、また本年の3月12日の道交法の改正によりまして特に75歳以上の運転免許証所有者につきましては更新時に認知機能の検査が必要となったというふうに法改正されとるわけでありまして、そこで質問要旨2-2でありますけれども、高齢者が運転免許を自主返納した場合、私の調査では伊那市、駒ヶ根市、中川村などが助成金や支援制度を行っているわけですが、この内容について知っているようでしたらお答えをいただきたい。

健康福祉課長 それでは、運転免許証の自主返納者への支援はそれぞれの市町村で行っているところですが、伊那市では運転経歴証明書の取得諸費用として生活環境課より現金5,000円を助成、駒ヶ根市ではデマンド型乗り合いタクシーの乗車券1万円分を企画振興課で交付しております。また、中川村では村巡回バスの年間定期券を交付しており、その他の自治体でもバスの乗車券や運賃の割引等を行っているところがございます。

竹沢議員 上伊那の実情はそういうことでございます。先ほど申したようにですね、18年から昨年までで合計191名の方が町内で免許証をお返しになりまして、1年に平均に割りますと20人くらいの方が免許証を返しているということでございますけれども、こうした課題について町としてはいささかの支援制度について検討する余地があるのかどうかについてお尋ねします。

町長 高齢者等の理由で運転が不安になったら本人の安全確保、社会的な安全確保のために免許証を返納するのが望ましいところではございますけれども、車がなければ生活できないという地域の実情から、免許を返納すればよいと簡単には言えないのが現状でございます。そこで、高齢者の皆さんに住みなれた地域で安心して暮らし続けていただくための外出支援としまして、今年度福祉タクシー券の交付対象者の拡大を行いました。御家族が仕事で留守になり、日中運転免許証を持たない高齢者のみになる方へもタクシー券の交付を行っております。安全に快適に暮らすための交通手段の確保につきましては高齢化社会の課題でありますので、今後も財政面を含め検討してまいりたいと思っております。

竹沢議員 財政も含めて今後検討するということでもありますので、ぜひ検討いただきたいと思えます。もともと伊那市あたりでこの制度を始めたのは、一旦免許をですね、いささかの事情によりまして返した場合に、申請すると運転免許の経歴証明書というものを1,000円手数料がかかりますけれどもくれるわけですね。その部分をとりあえず助成して、もうちょっと膨らめようということでもともと始まったような制度でございまして、他の自治体では公共交通のバスなどの利用に寄与しとると、こういうことでございますので御検討いただきたいと思えます。それから、参考に申し上げますけれども、交通安全について町民の皆さんに啓蒙、普及を図る制度としてですね、長野県警の中にですね、交通安全体験車という車がございまして、これ車でいろんなことを体験できる、これ長野県警の交通安全体験車チャレンジ号という車があるんですけども、これは市町村がいろいろイベントを企画した場合に申請すると無料で貸していただけるという、こういう車でございまして、大人から子どもまで家族みんなで体験できる、こういうものがあるんですけども、これは町として活用したらいかがかなあと思うんですけども、所見をお伺いします。

町長 そういう情報をいただきましたので、いろいろの折に利用してまいりたいと思っております。

竹沢議員 続いて3番目の質問であります。これ大胆な発想ですのでいかがかなあと思うところですが、物事の捉え方というところで議論を深めていきたいなあと思っております。3つ目、いいちゃんバスを多面的な視点で無料化にしたらどうかということでもあります。先日の議会全員境界でも説明がありましたとおり、また補正予算でも若干の費用の提案をされておりますけれども、現在のいいちゃんバスについて利便性をより高めるためにダイヤ改正す

るということで、その費用が盛られているところでもあります。ところで、この現在のいいちゃんバスの導入ですけれども、それは最近のいわゆる我が町が自立するか合併するかのころにですね、自立したら、この巡回バス、公共交通の足を確保しようということで制度が導入されたわけですけど、その以前は関係者の御力もございましてですね、無料で走る福祉バス、こういうものが町内を運行しておりまして、大変利用率も高かったと、こういう歴史的経過があるわけでもあります。一番最近の循環バスの購入費につきましてはですね、国補助金でありますまちづくり交付金などの財政支援を受けましてこれを導入し、町内の2業者が現在運行しとると、こういうこととございます。発想を変えて町民のための政策である公共交通につきまして、利用率向上ですとか、また今町で行っている定住促進などなど多面的な効果を求めて循環バスの無料化を提案するわけでもあります。どのように発想を変えるかっていうことなんですけれども、例えばですね、平成28年度循環バスの事業にかかる費用というのは運転管理業務に1,744万円かかっております。運賃が700万円であります。運行日数242日、利用者数4,566人、これが現実です。この利用者は町内の方でなくて、みんな飯島の町民であります。町内の公共施設を町民以外の方が利用する場合はそれ相応の利用料をいただくのは当然のこととありますけれども、町の町民の衆だけが使うものだったらただの政策もあってもいいんじゃないかなと、こういうふうにするわけがあります。仮に計算いたしますと、収入70万円ですよ、これを4,566人で割りますと1回153円になります。今いろんな政策の中でワンコインということをよく使っておりますけれども、500円に比べますと全然少ない、3分の1以下という、こういうことになるわけとあります。当然として各自治体でこうした公共交通を確保するための巡回バスなど行っておりますけれども、これ一定の費用が交付税で算定されているということはあると思いますけれども、これ満額満たしておるわけではないです。要は、公共交通はどうあるべきかということを経費論も含めて考えていく必要がいよいよ来ているんじゃないかなというふうにするわけとあります。町民が利用する循環バスが無料となれば、病院線も含めてですね、利用者は増えるでありましょうし、町内での買い物を含めた商業も活発化し、地域内の経済循環が図られるんじゃないかというふうにするわけとあります。加えて今町が進めているところの定住促進にもつながる個性的な政策になるのかなというふうにするわけとあります。例えば、ちょっと適切じゃないかもしれませんが、コストローも考える例として申し上げます。先日長野市で研修があったんですけど、公認会計士の方から講義がございましてですね、これ税務署の所得の調査のことですけれども、税務署の職員がそば屋さんに入りまして税務調査を行いました。税務署の調査員が最初の日3人入りまして調査を始めまして、翌日と翌々日は各2人の税務署の職員が調査して都合3日間調査したんですけども、追加徴収した税金は3日間かけて7人の労働力をかけて2,600円、こういう結果でありました。こういうことは現実にあるわけとあります。費用対効果、コストを考えると、この税務調査のこともですね、自治体経営論としては考えていかなければならないことで、我が町で置きかえるとこうした事例もあるのではないかなというふうにするわけとあります。また、町民の声の中には循環バスを存続してほしいという、もちろん声も多うございますけれども、逆に、乗っ取るお客さんの数も少ない中で、これ廃止

すべきだという声があるのも事実であります。したがって、単なるコスト比較論ではなくですね、自治体が行うべき公共福祉の事業はどうあるべきなのかということを考えるきっかけにするためにも今回提案した次第であります。町長のこれに対する見解、また課題について御答弁をいただきます。

町長 地域循環バスを含め公共交通の充実を図ることは住民の利便性を高めるために重要なことと考えております。これまでも循環バス事業につきましては現行の事業費の枠の中で検討や改善を行っているところでございます。提案のありました運賃の無料化についてでございますけれども、町内エリアデマンド運行ではタクシー事業と循環バス事業の営業区域が重なっていること、また利用者が同じであることから、民間活力の妨げとならないよう時間設定やバス停の設置、運賃価格の設定をすることで均衡を保っている部分もでございます。運行に当たりましては事業者の理解を得ることも必要と考えますので、引き続き今後も使いやすい循環バスとなるように検討してまいりたいと思います。タクシー業者が1社、私どもの町内に活躍しておるわけでございます。朝早くから夜遅くまで運行されている、この部分もやはり私たちの足の確保で非常に重要な部分だなというふうに考えております。ぜひ、そういった方々との共存を図ることがまた大事なかと、一方大事なかというふうに考えておるところでございます。

竹沢議員 現状におけるタクシー業者の存続を含めた共存という視点での答弁はよくわかりました。結論を急ぐわけじゃありませんけれども、コスト比較とか自治体経営とかいう視点で考えた場合にどうかということについて、もう一回町長の見解を求めます。

町長 自治体というのも民間企業の皆様方が一緒になってこの運営をしていくものでありますから、やはりそれらのバランスを気配りをしながらやっていくことが大事なかというふうに思います。全然タクシー業のない場所であれば行政がそこら辺の手当てをしなきゃいけないという部分もありますでしょうけれども、今現実としてタクシー業があつて大勢の方々がそれに利便を受けていたり、それがなくなった場合のことを考えますと、またいろいろの問題も発生しようかなというふうに思っております。いずれにしても、そういった民間との共生というものを考えていくことも大事なかと思っております。

竹沢議員 民間との共生という部分での御答弁いただきました。逆にいうと、ほかの公共施設の公共料金で民間と競合しないものがあれば検討する余地もあるのかもしれないので、時代の経営論の問題、そして、今後またそういう部分にも御検討いただければと思いますので、そのことを指摘を申し上げ、最後の質問に入りたいと思います。

これにつきましては、こうした動きがあるつちゆうことをまず町民の皆さんにも知っていただきたいなあということもありまして質問したんですけれども、町内で3名の蜂ハンターの方がいらっしゃいまして、公共施設などを含めて安全対策のため、いわゆるアカバチですね、など駆除をしておるわけですが、この現状について町は把握しとるのかについてお尋ねします。

総務課長 私どもでございますけれども、いわゆる蜂ハンターという名称でですね、活動されている方につきましては、具体的にはちょっと承知をしておりません。それぞれ私ども知っております方、お話ししますとこの方とこの方という形で具体的にお名前はお聞きすること

ございますけれども、改めて公表できるという方まではちょっと承知をしておらないのが現状でございます。

竹沢議員 名称は、このやってる方々つける名前ですので、蜂ハンターたち名称は知らないという答弁をいただきましたけど、そうじゃなくて、こういう活動しとるかどうかつちゅうことについてお伺いします。

総務課長 大変失礼いたしました。主に公共施設等にかかわりますアカバチの駆除につきましては、その都度各施設におきまして職員が直接駆除作業を行ったり、また、そういった駆除作業にたけた地域の方に依頼をして行っているというようなことを確認してございます。また、民間、一般の住民の方から紹介を受けた場合にはシルバー人材センター等の駆除業者のほうにも紹介をしているというふうに形でございます、地域の皆さんの御協力によりまして、そういった作業をされていることは承知をしております。

竹沢議員 実態と理解が違うような気がしますが、現実の問題についてお話を紹介させていただき、また見解を求めたいと思いますけど、まず、この3名の蜂ハンター、俗称の方なんですけど、町内の町民の方でありまして、日ごろニホンミツバチをですね、飼育している皆さんでありまして、蜂に詳しい町民の皆さん方があります。ハンターの皆さんは公共施設はもとより個人の家にある蜂の巣も駆除をしとるわけでありまして、薬品代ですとか日当もありますもんで、現在そういう依頼があった場合には依頼者と協議をして料金設定を決めて、それから駆除するということが有料でありまして、おおむね5,000円～1万円の費用をいただいております。話は違いますが、9月8日の信濃毎日新聞の中では、蜂のその燻煙中に出火してですね、建物消失火災、文化財なんか燃えちゃったと、こういう記事が掲載されておりましたけど、この町、俗称蜂ハンターの衆は、そういう手法は使わなくてとっております。蜂ハンターの皆さんは、蜂の巣のある場所によりまして駆除方法は違うんですけども、一つは網によってとる方法、2つ目はですね、特殊な薬品の入っているジェットスプレーみたいなのがございまして、この薬品の中に特殊な効能がありまして、スプレーをかけた後ですね、そこに薬が残りますので、そこへは蜂が戻ってこない、こういう効能のある薬品を使ってやります。あとは、皆さん御承知の煙幕などによるものであります。とった巣は後どうしているかといいますと、薬品を使った巣につきましては焼却処分しとります。他の方法により蜂の身がとれるものにつきましてはですね、蜂の子の煮たものにして利用しとると、こういうことでございます。蜂ハンターの代表の方に伺いましたところ、町民で駆除を役場へ依頼しても、こうした制度といえますか、存在を認識していないのか、役場ではその駆除もできませんというお答えをしてる方が結構おるということをこの代表者からお伺いしたところであります。そこで、代表者の了解も得ましたのでですね、蜂の巣をとってもらいに困っちゃった場合どうしたらいいかにつきまして電話番号を紹介いたします。選挙でもよく使うんですけどね、候補名は3回言うと覚えます。いいですか。86-2089、86-2089、86-2089でありますので、そこへ御相談いただければということでございます。役場へもですね、今後この件で紹介があった場合は蜂ハンターの方を紹介していただいて、具体的に申しますと追引の方、柏木の方、新田の方、この3名ですけれども、よろしくお願ひしたいなど

思います。まちづくりセンターかな、のほうからも委託したようですけれども、御座松のキャンプ場ですとか、ことしですね、それから与田切プール、それから文化館の駐車場などについても駆除を依頼したようであります。この皆さんが駆除していただいたそうであります。町でも昨年ですかね、御座松のつり橋付近の問題で問題になってることもあるようであります。そういうことも含めてですね、こうした方々に依頼してやるのもいいのかなあとと思います。ただ、問題は、あの衆もプロですけど、命がけでやっ取りますんで、せめてですね、その保険くらい町で委託した場合はかけてほしいなあということであります。些細な町民の皆さんのお声でありますけれども、町としてはいかがでしょうか。

総務課長　　そういった部分のですね、保険的なものは今まで掛けていなかったのが実情でございます。それぞれ施設の管理費の中からですね、やはり 5,000 円～8,000 円程度、巢のある場所に応じてお礼を支出しているというふうに考えてございまして、そういった部分ではそれ相応の報酬としてお渡ししているのではないかと、また、シルバー人材センター等に委託した場合にもやはり 5,000 円～8,000 円ぐらいという形でございますので、費用的にはそれなりのものをお支払いしているというふうに認識をしております。

竹沢議員　　最後に、ほいじゃあ副町長にお伺いします。まちづくりセンターの理事長さんですよ。ことしもそういうわけでまちづくりセンターとして御座松の毛虫ですとか与田切プールだとか文化館駐車場かな、こういうところの蜂駆除をこの衆が行っとるわけです。なので、町の予算じゃなくてまちづくりセンターの予算でもいいですけど、いささかですね、保険の加入等の手当てをしていただきたいことについて答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

副町長　　一昨年に御座松で蜂による被害がございまして対応してるところでありますけれども、それ以来まちづくりセンターとしては蜂に対する公共施設の駆除については注意を払って対応しているところであります。特に今申されました方々に依頼をしているのも事実でありますけれども、ただ、どこで保険を払うのかというのは、また今後の検討課題であると思いますので、そういったことで検討させていただきたいと思います。ボランティア保険等もありますので、さまざまな保険の内容を見ながら、また検討させていただくことをお願いしたいと思います。

竹沢議員　　終わります。

議　長　　ここで休憩をとります。再開時刻は 11 時 10 分とします。休憩。

休　憩　　午前 10 時 51 分　休憩

再　開　　午前 11 時 10 分　再開

議　長　　会議を再開します。一般質問を続けます。

2 番　　滝本登喜子議員。

2 番

滝本議員　　それでは、通告に従いまして私は 3 件の質問を行います。

まず1つ目でございます。町の祭り、イベントをどう考えるかについてでございます。現在毎年7月に行われているあんどん市は24年前に商工会の支会が立ち上げ開催したのが始まりで、2月に冬の祭りとしてあんどんを小路に沿って並べ、時代風情あふれるイベントで近隣市町村からも大勢の人が訪れました。夏の祭りのお陣屋まつりが25回で終了した後、7月にこのあんどん市が行われるようになりました。このあんどん市も来年25回を迎えるということで、引き続き行われます伊那県ウォークですね、その到着イベントとして来年開催され、それが終了ということになったということをお聞きしました。始めたころは、約3年間は県の商工会の補助金がありまして、その後、町からの補助金100万円があったということです。ですが今は80万円に引き下げられました。もとよりこのイベントは100万円で運営されるとは思いませんけれども、この20万円減額ということもこの活動に大きな影響を与えていることと思います。このあんどん市が終了となった理由をお聞きいたしました。この資金の問題もありますが、今60代前後の人たちがやっているわけですが、25年前に始めて若かった血気盛んな時代だったと思うんですけども、その間に後継者がつくれなかったということ、実行委員もそれで高齢となり、続けられるのは無理だということになった。若い人たちは役を担うのは望まないということなのも挙げられるそうです。お陣屋まつりも、資金の問題、担い手不足、みこしの担ぎ手も企業や町内の人に頼るなど、地域の祭りとして育つ、受け継がれる要素、力が弱かったかなとも今思っております。そうしてまたあんどん市も終わるとなると、各神社での祭り以外で夏祭りはあるものとして青春時代から見たり参加してきた者としては大変寂しい思いを感じます。若い人たちの中にもそう思う人たちはまだまだたくさんいると思いますし、やってほしいと思う人もいるようですが、なかなかリーダーシップをとって動かすことが出てこないのが現状だと思います。先日のいいちゃんまちづくり連絡協議会との懇談会がありまして、その中でも、このお祭りや町のイベントのことについても問題が出されております。町で主導してやってほしいという願いはあるんですけども、資金の問題などで無理ということになれば、職員の手間とか、それからいろいろもろもろ事務的なこととか、そういう手間を町のほうでもぜひやっていただければなという意見もございました。そんな中で町は祭をどのように考えているかお聞きいたします。

町長

続きます滝本議員さんの質問にお答えします。お陣屋あんどん市は地域の皆さんによる実行委員会で開催いただいているもので、夏の風物詩として地域の皆さんに親しまれてきた貴重なイベントであり、町も後援という立場で協力をさせていただいてきたものでございます。私もこのお陣屋あんどん市が来年で終了するかもしれないとお話をお聞きしまして驚くとともに、何とか継続いただけないかと話をさせていただきました。その話の中で、現在町民主導型の新しいお祭りが新しいメンバーの皆さんで計画中であり、お陣屋あんどん市の力を引き継ぎながら新しいお祭りとして生まれ変わることも含んでいるということをお伺いいたしました。町としましては、あんどん市が惜しまれながら終了してしまうことになった場合も、前向きな中で新しいお祭りに引き継がれていくことに大きな期待を寄せるとともに、引き続き支援をしていきたいと考えているところでございます。

滝本議員

私のほうも少しそのような関係のことをお聞きしておりますけれども、あんどん市には

100万円という資金を協力していただいたようですが、こういう資金の面とか、それから人材、スタッフの面での支援ということは、引き続きそのようなことも考えていらっしゃるのでしょうか。

町長 お祭りというのは行政指導で幾らあげるからやってください、これだけ人を出しますからやってくださいということでスタートされるべきものではないと思っております。住民の皆さんがその力を結集して、その盛り上がりの中でお祭りというのが地域から湧き上がってくるのが本筋かなというふうに思うところでございます。今回はそのような若い力なふつつと湧きつつ、湧き出つつあるということを静かに見守っていきたいと思っております。その方々もですね、まだ行政の出番じゃないぞと、こういうお話も聞いております。自分たちでできるだけ根回しして、人を集めてだんだんというお話でございまして、それを見守りながらタイムリーな支援をしていきたいと考えております。

滝本議員 時間はかかると思いますが、そういう力っていうものを若い人たちにも広げて、何とか新しいお祭りにしてもできるように期待をしたいところでございます。イベントについてでございますけれども、町関連のそれぞれの課、部署や地区、地域のイベントも年に数多くあります。主なものとして、4月にはいいじま桜まつりやゴルフ大会、マレットゴルフ大会、5月には千人塚の祭典や6月にも同じように世界マレットゴルフ大会、健康福祉大会、7月はお陣屋あんどん市、8月には「いいじまはないち」、フェスティバル in 与田切、9月には社協のふれあい広場や各神社のお祭り、10月はいいちゃん文化祭や産業まつり、各地区運動会、11月には米俵マラソン、各地区文化祭など、また2月にもいいじまむら夢楽塾など、この間を縫ってまだまだたくさんイベント、行事があり、参加する人も選べない状況で、先ほどありましたけれども、子どもたちも各イベントに参加、PR隊も含めて出演したりと忙しい毎日を過ごしております。2年前には上ノ原でのコスモス祭りは終了となりましたが、イベントには多くのスタッフも必要で、携わる人が幾つも兼ねていることも多く、高齢化や参加者の減少などもどのイベントでも抱えている問題です。小さな組織でも何かやりたいと思う人もいるだろうし、今後イベントの数は増えることだろうと思っております。そこで1-2の質問ですけれども、昨年の大博覧会イベント開催後の意見などでは町民が一体となるようなイベントの開催、年1回のこうしたイベントの開催希望などありましたけれども、今後町のイベントの開催をどのようにお考えかお尋ねいたします。

町長 昨年の大博覧会をきっかけに町民の皆さんから町民が一体となるようなイベントをという声が高まっておることにつきましては、地域の活性化に取り組む町としても追い風であると感じております。現在そのような熱い思いを胸にした有志の皆さんが町が一体となるお祭りの開催を目指して町民主導型の新しいお祭りを計画中であります。その計画を伺う中では、町民参加型、4地区、小中学校、若い力、子ども、幅広く協働をいただきながら、協力をいただきながら、地域と住民の力で続けられていくことができるお祭りにしたいという思いを伺っております。このすばらしい動きに対しまして、行政主導、行政先導とすることは考えておりませんし、また、するべきではないと思っておるのは先ほど申し上げました。まずは、この新しいお祭りの動きを見守りながら支援をさせていただきたいと考え

ております。町民が一体となるお祭りという趣向の一方、各種のイベントが年中開催されておるわけでございます。それはそれでですね、大事なものだと思っています。あるグループ、団体にかかわってイベントが開催されております。そこでそのグループのきずなを深めて、いろいろきずなを深めるイベントが開催されることがよろしいかと思えます。そのきずなをまた合わせ合算する一つのイベントというものが、その方々の力を借りてできるということが望ましいかなというふうに思っております。いずれにしても、町民が一体となるお祭りが生まれ、末永く続いていくことは町民みんなの願いでございますので、町もそのための支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

滝本議員　　そうしますと、今年度は、そのいいちゃん産業まつりといいちゃん文化祭が10月には行われるわけで、別々の会場で行われるということを知っております。去年のああいう大博覧会的なお祭り、イベントではないということを考えてよろしいのでしょうか。それで、その営業部がこれはかかわって行ったイベントなんですけども、営業部としてはどういふふうにかかわるのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

町　　長　　この秋に前回のような大博覧会的な組織をもってやることは、今計画はございません。皆様方がそれぞれで秋の催しをされることと承知しております。飯島町営業部も、その部分については営業部員の皆様それぞれの所属する団体に参加されて協力することと思えます。

滝本議員　　では、次の2-1の間、質問に移ります。昨年28年度に予定していました子ども議会は開催されなかったということでしたが、その理由と今後実施の計画はあるかお聞きいたします。小学校における政治学習は6年生からで、社会科の教科書で行われます。内容は、身近な市役所、県の仕事から入り、国会、選挙と政治などの学習です。また、中学校では3年生になってからの学習ですが、社会の公民の中の地方自治、民主政治、条例や憲法などと内容も進みます。政治について早いうちから学ぶことについて、私は社会生活や日々の生活の中に政治があるということに気づいてほしい、この分野において興味を持つ子どもが1人でも増えてほしいと思うところでございます。議会という形で政治を学ぶということは最も身近な機会であると考えます。しかし、2年前に行われた子ども議会の目的を見ますと「まちづくりに大人も子どもも町の将来を真剣に考え、アイデアを出し協力することが大切で、町への意見、要望、提案を出してもらおう」とありました。私は少し疑問に思えます。これは行政側の子ども議会ではないのか。セレモニー感を少しながら感じます。議会とはどういうものかの説明が十分になされてないということ、質問や意見発表のみでは町の提案に対して議会はどう対応するかという基本的な部分の説明がないように思います。教科書で学んだことを実際の現場で行政や議会の仕組みなどを理解してもらうことも大切なのではと、議会で行うすべてを子どもたちに経験してもらいたいと、今後計画があれば、目的、内容の見直しを求めたいと思えますが、いかがお考えですか。

町　　長　　平成28年度に子ども議会を行わなかった理由につきましては、飯島町発足60周年記念シンポジウム「つなごう未来へ！！」を行ったことによるものでございます。平成28年度は飯島町発足60周年記念の年でしたので、従来どおり子ども議会を行うことも検討しましたが、子どもたちの意見を聞く場としてより多くの方に聞いていただける町民の

未来への夢と希望につなげられる方法はないだろうか、こういったことも検討した中で発展的にシンポジウムという形で行わせていただいたものでございます。シンポジウムの当日は、会場に集まりました200名の方はもとより、有線テレビや新聞報道でも大きく取り上げられ、また、それを見た方から感銘の手紙が届く等、子どもたちにとっても町としてもよりよい取り組みとなったと感じております。また、子ども議会の今後の実施についてでありますけれども、将来町を担っていく小中学生と現在の担い手である大人が一緒になってこれからの町を考えるとよい機会の一つではありますが、子どもたちや学校からはとても忙しい学校行事の中で負担となっている実情を伺っておることを先ほども申し述べました。今後の実施につきましては、従来の形がよいのか、また節目の記念等に合わせてシンポジウム等、どのような形がよいのか子どもたちや学校等の意見を聞いた中で検討していきたいと思っております。議会につきましてはいろいろの角度からいろいろの点、力点があるかと思えます。負担にならないように、また子どもたちの意見を吸い取れるような、そういった方法が今後考えていかなければならないなと思っております。

滝本議員

さまざまな機会を捉えて、その議会、政治についての学習をしていただくということは十分期待いたしておりますけれども、その町と行政側と議会、そういう立場についての説明といいますか、理解を深めていただける学習というところも点も頭に置いて計画をお願いしたいと思います。

次の質問にまいります。女性議会の開催をどう考えるかについてでございます。27年の3月に同僚議員より一般質問がありました。その答弁として教育長は「よい提案だが意義、目的を明確にして進めること」町長は「いいちゃんまちづくり連絡協議会や男女共同参画懇話会で行えるのではないかと。今後の課題とする。課題とする」と答弁がございました。この問題は検討されましたでしょうか。例を挙げますと、諏訪市でことし7月、女性100年会議諏訪を市内30歳～70歳の女性たちが立ち上げ、11月の模擬議会に向け意見交換を開き準備を進めているということでございます。現在多くの自治体において無投票が続いたり、議員のなり手不足に頭を悩ませており、いろんな議会組織でも何度となく研修課題として上がっております。これは議会だけの問題ではないと思うわけですが、行政と議会の関係、活動などを多くの町民の理解していただける機会として特に女性議会の開催を求めたいと思っておりますが、いかがお考えですか。

教育長

前回のときに男女共同参画の視点から教育長が答えたということですので、引き続き私のほうでお答えしたいと思います。女性ならではの視点から今まで気づかれなかったり見過ごされたりしてきた問題を提言いただくことは大変ありがたいことだと思っております。先ほどございました子ども議会の場合は、その教育的な意義というのも多分に含んでいるというふうに思っています。女性議会とした場合には、議会という形の形式が望ましいかどうか、また議会というような形にするということになると教育委員会だけの課題とするわけにはいかないと思っております。こういった目的でどのような形で行うかにもよりますが、教育委員会としては、男女共同参画社会の推進や啓発を目的とすることであれば男女共同参画推進懇話会を活性化させまして充実した研修会を開いて、きちんと学ぶという方式がいいと考えております。また、これは教育委員会の問題に限った

ことではありませんけれども、町長とのホット懇談等におきましては、非常に女性の参加も多く、女性ならではの御意見を伺う機会となっているというような捉えであります。

滝本議員 町長のほうのお答えはいかがでしょうか。

町長 女性の御意見を伺うということにおいては、いろいろのグループがございますし、私もそういったところに参加させてもらうこともございますし、そういったところでいろいろ御意見を伺えるかなあというふうに思います。女性議会という型、枠の中にはまるですすね、なかなか、そこで誰がじゃあ選ばれて議員になるのかとか、かたぐるしい部分ではなくてですすね、もっとフランクな部分でいろいろの会合で私どもにいろいろお話をしていただければいいな、そういったことが大事かなと、このように思っております。

滝本議員 お答えを十分にまた私のほうで検討していきたいと思っております。

では、次の質問にまいります。3-1でございます。過日の全協において観光グランドデザインというものが示されましたが、その中における都市と農村交流事業の具体的な事業は何かということでお伺いいたします。ことしの4月に行われました三井住金の交流事業の取り組みの様子と、また成果はどうだったのか、地域の人たちと交流はできたのか、まずこの点をお伺いいたします。

町長 近年地域の特性を生かしたさまざまな体験や地元住民との交流を目的とした着地型と呼ばれる観光が全国的に推進されており、飯島町におきましても農業体験や企業の社会貢献を目的とした研修旅行の受け入れなどを行ってきております。グランドデザインの中の具体的な事業はまだ決定しておりませんが、町内企業や地域住民などとの連携による新たな体験プログラムを事業の一つになるのだと思っています。最近行われました都市と農村の交流につきましても、毎年行っておりますHSBCの農業を通じての田植え、稲刈りを通じての交流、地域のNPOとの交流、また、過日行われました住友金属の社員さんの信州新人研修ではですね、山林整備、竹やぶ整備等を行いまして、林務委員さんたちにいろいろ指導をいただきながら森林の整備あるいは側溝の整備と、なれないじょれんを使いながら、その道具の使い方までも教えてもらいながら、若い連中と交流が図れて、その懇親会も盛大に行われたと聞いております。このように年から来られた方々が地域の皆様と一緒に交流をする機会も今幾つか実施されております。今後そういった形の中のものをもっと増やしていければと思っております。

滝本議員 ぜひ続けていっていただきたいと思いますが、ほかにも最近では8月に斑鳩町との中学生の音楽交流がありましたね。また、小さなことなんですけれども、交流とはちょっと少し違いますけれども、アグリネチャーで合宿をした中学生が吹奏楽の発表で地元住民にミニコンサートを開いてくれました。こういう事例もございます。

それでは、千葉市の小学校の農山村留学事業は平成13年度から実施され26年度で中止となりました。千葉市内の小学校7校の6年生が伊那市長谷の小学校と交流し、現地でのホームステイを6泊6日で実施したのが始まりで、年々拡大してきました。飯島では平成15年度より受け入れ12回実施しました。参加した千葉市の児童の皆さんの感想はよい経験ができたか飯島の子供たちと親しくなったりと、交流の成果は大きかったと思います。千葉市の事業の中止の理由だということですが、その理由と町の対応、支援、補助

金などの内容を伺います。すいません。今飛んだかもしれません。すいません。

産業振興課長

それでは、千葉市農山村留学について私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。今議員おっしゃられましたとおり、飯島町では平成 15 年度から平成 26 年度までの 12 年間継続してまいった事業でございます。内容的には、千葉市内の複数の小学校からの児童約 1 年に 1 回に 50 名ほど飯島町のほうにホームステイ先の家庭やアグリネーチャーいいじまに宿泊しながら農業体験や町内小学校との交流などを行ってまいりました。中止の理由でございますが、千葉市側の予算的な理由ということで先方からの中止の要請があったため、残念ではございますが終了になったという経過でございます。町の支援ということでございますが、営農センターが業務を担当しまして、ホームステイ先の募集や調整、それから地区営農組合では役員の皆さんがホームステイの受け入れの家庭としての、受け入れ家庭としての協力を行ってまいりました。また、地区営農組合では歓迎会などを開催しましてまいりました。町としては主に人的な支援ということで行ってきております。千葉市の事業でございますので、関係する予算は千葉市が負担して実施されました。一部地区営農組合での歓迎会の費用などは受け入れ側で支出したものはございますが、町からこの事業に対して補助金を出したということはありません。

滝本議員

この事業が中止となる 2 年前くらいから町としてかかわる組織の役割や交流内容も変化し、協力体制も小さくなったということを知りました。ですけれども、この事業に対して町として積極的に取り組む事業ではないかと思っておりますが、ということで 3-3 に移りますが、この事業の受け入れスケジュールを見ますと相当時間がかかっております。町主導で行うともっと時間を費やすと思えますけれども、農山村留学を都市と農村の交流事業としてどう考えるかお聞きいたします。

産業振興課長

農山村留学についてですが、これにつきましては都会に住む小中学生が対象で、留学する側の目的としましては、留学先で多くの人々とめぐり合う中で他人を思いやる心、また社会性を育成すること、またさまざまな農業体験などを通じて子どもの自主性、創造性を伸ばすことではないかというふうに考えております。また、受け入れ側のこちら側というかの目的としましては、まず飯島町を知ってもらい、その後も家族や友人の皆さんなどに飯島に飯島町に来ていただき交流人口の増につなげること、また、町の特産品が少しでも販売増になるためのきっかけづくり、このようなことがこちら側の目的としては挙げられるのかなあというふうに思っております。近年は農家民泊の需要が高まってきておりまして、旅館業法の規制緩和が行われ、長野県でも推進しております。飯田・下伊那地域では株式会社南信州観光公社というところがコーディネーターとなりまして農家民泊事業を行って、1 泊 2 日を基本に対象は小学生から会社の研修までとした内容を行っておると聞いております。対象地域は下伊那が基本ですが、平成 28 年度から中川村でもこの事業に取り組み始め 18 軒ほどの農家が受け入れされているようです。飯島町が単独でこのような農家民泊を行っていくという場合には、課題としては希望者と町をつなぐコーディネーターと受け入れ先の確保が課題になりますので、南信州観光公社の事例も勉強しながら、今年度から農家民泊について勉強会を実施していきたいということで考えております。農山村留学、いろいろな方法がございまして、一つとしてそんなことも検討してまいりたい

とっております。

滝本議員

町で実施するという事は難しいことであれば、そういう民間の事業、組織を使って、ぜひ飯島でも協力して実現をすることを期待いたします。

では次の質問にまいります。3-4でございます。高校生対象の交流事業の考えはあるかということでございます。8月に伊那里イーラにより高校生のグローバルキャンプが行われましたが、飯島の高校生との接点はあったのでしょうか。飯島には高校がなく、生徒の動向は掌握し切れない状況であるとは思いますが、将来の進路、生き方を探り決める時期でもある高校生、若者たちに少しでも飯島の存在、郷土の姿を知ってもらい、都市や他校との高校生を通じてこれからの社会に対する考えを認識してもらえればと考えております。飯島の高校生対象の交流事業についての考えをお伺いいたします。これは事例でございますけれども、事例というか提案でございますが、東京でございます青年海外協力会というJOCAという組織がございますけれども、この本部事務所が来年2月に駒ヶ根市に移転し、中心市街地に複数事務所を置いて地域づくりを行いたいということでございます。JICAでも体験交流は行っておりますし、海外も視野に入れた交流事業を飯島の高校生がまとまって参加する機会をぜひつくるように求めたいと思いますが、いかがお考えですか。

産業振興課長

まず最初に高校生を対象とした交流事業について私のほうから説明したいと思っております。現在特命チーム営業部が伊那里イーラやナイツと連携した高校生グローバル体験キャンプ、先ほどありましたが、これを実施してございまして、町内企業が生産する特産品のマーケティングを勉強する取り組みが行われてきております。また、アグリネーチャーいいじま、こちらではずっと前から橘学苑の高校生が農業体験ということで町内、飯島町に訪れてきていただいております。このような高校生を対象とした取り組みにつきましては、今後も継続、また拡充していく必要があるというふうに思っておりますが、先ほど申しあげました農家民泊、これについての研究を行っていく中でも、高校生を当然この中に含めまして幅広い年齢層を対象とした交流事業の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

副町長

JOCAの関係でございますけれども、ただいま課長が申しあげましたように、JOCAの事業も、高校生とか、そういったことに区切らなくてですね、ごちゃまぜというような形の中でいろいろな年代層が交流することがいいのではないかと考えて地域で活躍していく予定でございます。そんなことで、町としましても対象年齢を区切らずにですね、いろんな人たちが交流できるような、そういった事業を展開してまいりたいと考えております。

滝本議員

JOCAの本部の事務所としては駒ヶ根にありますけれども、飯島として、近隣市町村の飯島として、また青年海外協力隊もございまして、ぜひそういう事業を行っていただくことを求めたいと思っております。最後に、以上の質問になりますけれども、一つ最後にお問い合わせいただけますか、求めるものでございまして、直接交流のことではありませんけれども、高校生の活動について一つ事例を挙げますと、町長も御存じだと思います。先日飯島文化館で駒ヶ根青年会議所主催の高校生によるビジネスプランコンテストがございまして

た。赤穂高校商業科の6グループが新しいメニューや企業設立の提案発表を行うコンテストで、地域に密着した課題を取り上げ、参考になる点も多く、また高校生の活力を感じ、改めて飯島町の高校生にもこの力を飯島のためにも使ってもらいたい、このような活動が地域や企業との交流に発展していくように強く願うものでございます。以上、願いを申し上げましたが、質問を終わりといたします。

議 長           ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休 憩           午前11時53分

再 開           午後 1時30分

議 長           会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。  
9番 坂本紀子議員。

9番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。最初の質問であります。特命チーム営業部の目的は町長の考えに沿ったものになっているのかという内容であります。昨年度は町長になられて最初の予算の組み立てでした。そこでマニフェストで3本の柱、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの政策を盛り込まれました。その2番目の儲かる飯島町へのチャレンジを具現化するために今ある組織では動きがとりにくいということで、町長がトップであり、課に属さない内部組織という特命チーム営業部をつくり、その下部組織で民意を集約する飯島町営業部を立ち上げました。場所は飯島駅前に一室を借り、誰でも意見を持ってこられるようにしたいと庁舎から離れました。チームのメンバーは職員2人、地域おこし協力隊員3人で、10月にもう1人着任し4人となります。現在下部組織の営業部の部員は住民、議員も数名入っており約100人くらいとなっております。

1-1、昨年は飯島町発足60年という年で6月にプレイベント、10月に大博覧会などで、特命チームの仕事はほとんどが記念事業となってしまいました。過去の反省や議員から金額に対する批判もありましたが、約900万の事業は町内の多くの参加者や町外からのお客様もあり、参加団体も町内外から出店、出演され、大成功だったと私は思っております。今年度は部員を募集し、5部会の中でそれぞれ会議を開いて活動しており、特命チーム営業部のメンバーは部会のサポートをしております。各部会の現状と課題は何でしょうか。以上、お尋ねしたいと思います。

町 長           坂本議員の一般質問にお答えしてまいりたいと思います。飯島町営業部は5つの部会に分かれまして、今年度は具体的な取り組みを検討し進めております。各部会の現状について申し上げますと、自然部会では自然をテーマにした事業を検討しています。具体的には山・川グループ、自然生活環境グループ、アウトドアグループの3グループに分け、取り組みを検討中でございます。文化部会では、組曲「飯島」を作曲いただきました飯島町の音楽親善大使の竹下先生とのコラボレーションを企画しているところでございます。食部

会では環境共生米の地産地消の推進と新たな特産品開発の足がかりとして御飯に合うおかず企画について、具体的にはいいちゃん産業まつりで提案できるよう進めております。花部会では昨年からポピーの試験栽培に取り組んでおりますけれども、来年度は大勢のお客さんに見ていただけるような花づくりと開花時期に合わせましたイベントについて検討をしております。また、ポピー栽培につきましては、地元有志と花部会員の中で栽培に取り組めるものでアグリの丘花クラブという組織を立ち上げて具体的な活動に入っております。それとともに、町内の花の名所をまとめた花マップの作成についても検討をしております。アウトドア部会では、来る9月17、18両日で千人塚におきまして実施するアウトドアイベント、南信州アクティビティパークの成功に向けて準備をしているところであります。これは、アウトドア部会と町内の若者で実行委員会を組織して進めておるものでございます。なお、営業部各部の活動状況について、部員全体の情報共有を図るため飯島町営業部のブログを立ち上げ、各部会の動きを確認していただけるよう対応をしております。課題としましては、現在は自主財源を持たない組織として活動しておりますので、事業が動き出した際の財源確保や、一部の部会が動いているように新たな取り組みに対する事業組織の立ち上げ、また、昨年度までに掘り起こした多くの地域の資源や資産を活用する提案をどう整理し、具現化していることか、具現するかなど等が今後の課題となっております。以上でございます。

坂本議員 内容は私も特命チームにお話を伺いましたので聞いておりました。今度の9月17、18日のアウトドアのフェスティバルは楽しみな形になっていくと思います。

次の1-2であります。昨年の12月にインターネット販売事業の住民説明会があり、ことし3月に楽天に商品登録をしてスタートしています。説明会出席者は中高年の方が多く、インターネットの扱い方など、申し込める人には細かく説明をしてこの事業を始めるということでしたが、現状と問題点は何でしたでしょうか。以上についてお尋ねします。

町長 ことしの3月からスタートしておりますインターネット販売事業、楽天市場への出店につきましては、約半年が経過しまして、現状では出店者数が15点、出品品目は17種類に増加しまして、約20万円の販売を行ってまいりました。売り上げた品目の内容につきましては多くが食品関係でありまして、生鮮が56%、加工食品が44%であります。スタート地点から出店者数、品目数が増加していることや楽天市場が行うイベントへの参加によりアクセス数も徐々に増えてきております。今後は、出店にかかわる費用や出品の拡大、ページづくりのつくり方の研究など個々での取り組みが難しいことがあることから、多様なページづくりが、そのページづくりについての研究、また、ふるさと納税とより一層の連携を図ってまいりたいと考えております。購入いただいた方への定期的なメール配信によるリピーターの確保に取り組んでまいります。楽天市場のページづくりとか、その内容、どのようにしたら売れるかということについてはですね、やはり研究が必要だと思っております。そこへアップして、商品をアップしてすぐに売れ出すというものではありません。ページの訴求力、使う言葉、説明の濃さ、そういったものがインターネットを通じてその商品を理解する上で非常に大事でございます。それを教え指導する、一緒に研究する人間として地域おこし協力隊の方をお願いしましたがけれども、その方がやはりパソコンに熟知され、

そういったホームページをつくるということに非常に興味のある方でなければならないということでございます。そういった方に今後とも活躍を願いたいなというふうに思っております。その他現状の問題としましては、出品した場合の受注や発注の確認はすべてEメールで行っているということでございます。出品された方に対してもEメールでの連絡が最適なんですけれども、そういった部分の利用の仕方ということもこれを契機に覚えていただかなくてはならないかなという今形になっております。そういった部分がハードルかと思えますんで、なればね、お年寄りでもEメール等ができるような方もおりますので、だんだんになってほしいなというふうに思っておるところでございます。いずれにしても、すぐにその商品が売れてガッパガッパともうかる状態ではないことは確かでございます。

坂本議員 今町長の答弁されたように、そのとおりでございまして、まだ発展途上の問題でございましたが、1つ、これに参加しようと思われた中の方で、残念なことにですね、意外と対応された方が、その本人もふなれだったんでしょけど、対応された方が丁寧でなかったんでやめたという方もいらっしゃいました。それでですね、やはりですね、マニフェストではすごく新たな路線拡大をしていくという力強い町長発言でしたので、ぜひですね、これをもう少しですね、特命チームのメンバーにですね、丁寧に説明、その参加しようとする人には丁寧に説明していただきたいということも思います。それとですね、1つお聞きしたいのは、今年度商品開発アドバイザーに予算が盛られています、これはインターネット商品にも対応する内容だったんでしょか、その点をお尋ねしたいと思います。

副町長 楽天市場につきましては、協力隊員が途中で交代したこともありまして、まだ、今新しい方になって始まったばかりですので、開発アドバイザーについても今後対応していくということでございますので、よろしくをお願いします。

坂本議員 わかりました。ええとですね、あの担当者がかわったのも知っておりますが、やはり何事も、この参加したいという方たちがインターネットに非常になれているというわけではないので、これをやって自分のものとしていくには少し時間がかかると思うので、ぜひですね、丁寧な説明と、参加者がやろうという気、あとですね、おもしろかったのは、この中で柿の皮を販売して結構オーダーが来るといことがございます。それで、ほとんどクラフト商品ではなく食品関係が多かったわけございまして、クラフトはなぜ売れないかっていうと、当たり前過ぎたのかなあと思いますので、例えばですね、クラフトの木を使ったのをやってらっしゃる方がいたんですけど、今いう宅配用の戸外に置ける、ヤマトさんが来てそこに入れて、何か鍵をかければ大丈夫とかね、そういう、そのぜひですね、商品開発の方には、そういうなぜ売れないのかっていうことを、その生産者の方と話をさせていただいて、やっぱ商品開発として、そのアイデアを出すっていうか、そういうことをね、やって売れない方も1点でも2点でも売れていくと楽しみができると、気力も頑張れると思いますので、そういう点も注意してやっていただきたいと思います。

次に1-3であります。部会によっては人数が多く、先ほど部会の人数は言っておりませんでしたが、大体10名、10名以上は1部会におります。例えばですね、食は21人、花部会16人、文化は19人、自然部会は27人、アウトドアは28人です。それで、自然部会の中は3チームに分かれてやっているということでございますが、アウトドア28人はまと

めようと思ってもとてもまとめるような感じのわけではないわけでございまして、そういうところでは大変だと思うわけです。そういう中でですね、3の質問は、目的はイベントなのか、それとも具体的な政策をつくり実現化していくことなのか、それについて町長にお尋ねしたいと思います

町長 飯島町営業部は部会によって28人から16人と、人数の多い少ないはあります。先ほど申し上げましたが、自然部会のように人数の多いところはグループに分けて検討を行うなど、部長の皆さんに工夫していただき進めております。また、組織の目的は住民が主体となり、これまで育んできた地域特性を生かし、行政と共同して儲かる飯島町を創出することを住民参加による諸活動により実現することです。それぞれの取り組みが足がかりとしてイベントを行うこともあります。政策提案を含め、各部会のテーマに沿った儲かる飯島町の仕組みづくりについて今後も検討いただきたいと思います。スタートして約半年ぐらいなんですけれども、最初は部会に属した方々が初めての面識の方でいろいろお考えを言い合う部分が多かったかなというふうに思っております。それは第1段階必要なことでもあると思います。そうしているうちにですね、意気投合する仲間、意気投合する事業、こういったものを見つけ出していただきたいと思います。その方々が数人寄って具体的な行動に移し始めると、こういうことが民間活力を伴って地域の資源を発信するということになると思います。地域の活力はそういった方々の芽生えというものが本当の力になると考えておりますので、今後各部会で意気投合する仲間が集まって何かしようじゃないかと、こういう動きになっていただけることを支援するものであります。

坂本議員 イベントも政策もというお話でしたが、ええとですね、私もこの部会に属しておりますと感じることは、住民はイベントをやって、お互いがこう意気投合するとか、自分も頑張ってやらなきゃという発奮の場になります。また、これは部員同士の間でできることです。でも、部員の方たちはですね、この部会に属する以外に本業を持っていらっしゃる方もいて、仕事をやって、昼間仕事をやって部会に出て、それでやってらっしゃる方もいて、私を感じる中ではですね、政策提言はできますけど、それを実現していくということはとても難しいと思います。イベントはできると思いますけれども、予算の伴うことであります。特命チームの営業部が部会から出された多くのアイデアの中から儲かる飯島町へつなげる使命を持っていると私は思うわけです。それが仕事であると私は強く感じております。多くの議員や住民は、特命チーム営業部が4大都市へ農産物などで飛び込みで営業するとか、紅葉園の売却の売り込みをするとか、その名のおり営業部という、その営業的な仕事を期待しています。来年度に向けてこれらを整理していただき、特命チーム営業部は何をしていくのか、また、営業、営業部ですね、その下にある営業部はそれぞれ部会の特徴があるので、やはりやれる範囲の中で緩やかな活動としてやっていくというような方向、そういうふうな感じだと私は思うわけですけれども、この私の考えに対して町長の答弁をお尋ねしたいと思います。

町長 飯島の町民が、皆さんがお集りいただいて約数百名、約百数十名の方が参加されているわけでございます。飯島町営業部の活動というのは、やはり地域に密着した住民の皆さんが意気投合する地域の資源を見つけ出し、それを磨き出して売り物にならないかという提

案をいただく本当の地域の組織でございます。ですから、今後この地域、地域の資源を磨き上げて、観光資源等、ブランドづくりの目となるものを掘り出して掘り上げていただくということが主な使命かなというふうに思っております。特命チーム営業部はですね、今度役場の職員さんでもありますし、今度専門家が集まっているわけでございます。この方々については、今後の観光基本計画等できる中で、外への渉外活動とか企画、飯島町全体を企画し、滞在型の観光に資する、そういった提案等を実行部隊として仕かけていく使命を持っているかと思えます。ですから、飯島町営業部の町民の皆様のグループ的な集まりと特命チーム営業部のプロ的な集まりの使命は今後分かれてくるかと思っております。

坂本議員 非常にわかりやすく御説明していただきました。特命チームは実行部隊であると、観光、それから物販の販売という営業的な仕事もやっていくというお答えでございました。

それで、次の1-4に行きます。1はですね、課題をですね、今まで出てきた課題を短期間に実現化するのはいままでの組織のあり方では難しいと思うわけでございます。最初から町長は法人化するというお話を、都度、都度、議員の御指摘の中では言っております。私としては出資型の会社組織にして、町は一定期間の融資を行い実現化していくということもいいのではないかと思います。この場合に町長がトップという立場では組織にはなりませんので、それはできませんが、そのほうがですね、住民にもわかりやすいし、お金の流れもはっきりとわかると思えます。今の特命チーム営業部には、営業的活動費用や営業部で行うイベントの経費さえも予算がありません。とても政策実現などできない状況であります。以前から法人化すると言われていましたので、来年度は今のままでは特命チームとして動きがとれないと思うわけで、来年度に向けての町長のお考えをお尋ねしたいと思えます。

町長 飯島町営業部そのものを法人化するというつもりはございません。飯島町営業部の中でメンバーとして入っておられ、5部会に分かれて研究をされておる方の中で意気投合する人たちがいて、それが事業化に踏み切った場合には、その方々で法人化をしていただけるのがいいのかなと、このように思っております。また、法人化した暁以後ですね、飯島町営業部員として、また皆様方と知恵の交換をしていただく場にも出てきていただくということが足腰の強い営業部というものになるのかなと、このように思っております。

坂本議員 今そういうお答えでしたが、今のお話の感じでいけば、営業部員の中でそれが事業化となり法人化していくというお話なんですけれど、今の状況の中で、この5つの部会からそれらしき動きというか、それらしき人物という方はいらっしゃるのでしょうか。

町長 出てきてくれればありがたいところでございますけれども、そう簡単ではないと思えます。時間もかかると思えますし、その事業の方向性、どんなものなのかというものは具体的にまだ出てきてないわけで、その中で法人化と事業化ということはなかなか難しいなというふうに思っております。法人化ではありませんけど、グループができつつあることは確かでございます。先ほどお話ししました花のグループでございますけれども、この方々が意気投合して、あそこへ人を呼んで来て、またそこでイベントができるような形にしようじゃないかと、こういう組織が自然と湧き上がってきたということはもくろみのおりでございます。

坂本議員 もう一度お尋ねしたいと思います。では、来年度に向けては今の状況のままでこのまま進んでいくということでしょうか。

町長 自然の成り行きがいいかと思います。私がいちいち口を出してこのようにするよということとは控えたいと思っております。

坂本議員 もう少し私は軌道的な形というか、そういうものをちょっと思っていたわけけれども、確かに、まだ完全に一年なり切っていないので、来年の3月まであるわけですし、その間にまだ数カ月あるわけで、特命チーム営業部の動き、それから部会の動きも、その中で何か大きな動きとかも出てくる可能性もあるわけで、それを御期待したいと思います。

それでは2番目の質問に行きたいと思います。町長は就任してもうじき2年となります。利益追求の民間の会社経営と税金を使つての役場運営や平等な住民サービスの提供では、おのずと考え方も内容も違ってくると思います。現在の町長の考えと今後の目標は何かという質問を順を追ってお尋ねしていきたいと思っております。

2-1でございます。教育全般です。子どもの教育、住民の社会教育、また地域おこしにかかわる現状です。町長になられてこの2年、町の現状をどう捉えられましたか、また今後の目標は何でしょうか。

町長 子どもたちは、夏祭りやしめ縄づくりなど、区や公民館の行事に積極的に参加していただいております。また、町の農育のグループによるキッズファームや子ども広場でのボランティアなど、町の皆さんにも子どもたちに積極的にかかわっていただいております。教育委員会では今年度よりキャリア教育推進協議会を立ち上げました。この主旨の一つに郷土を理解する教育があります。今後地元企業などに御協力をいただきながら職場体験を通じた地域にかかわる学習をしてみたいと思います。これらのことを通じて地域について学んだり、地域とかかわりを持つことは、子どもたちにとりましてとても大切なことだと考えております。さきに行われました全国学力テストのアンケートでの情報をいただいたんですけども、地域行事に参加しているかという問いにつきまして、当校の子どもたちがイエスと、「はい」と答えた子どもが県平均に対しましてかなり多いという結果が出たそうでございます。これは当町の子どもたちが積極的に地域とかかわっていることのあらわれかとも推察できます。近年地域における人間関係の希薄化が指摘されまして、それと同時に地域づくりということが言われるようになりました。人と人のつながりは地域おこしの基盤であり、町内の各公民館では区民の親睦を深めるため、敬老会や文化祭、体育祭など、人と人のきずなを大切にされた事業を行っております。町でも例年いいちゃん文化祭を開催しておりますが、この文化祭は、地域文化の発展はもとより、文化団体相互の親睦を深めるとともに、年齢や性別、国籍を問わずに住民が集い交流する文化の祭典と位置づけております。先ほども申し上げましたが、人と人のつながりは地域おこしの基盤であると考えています。人と人のつながりから日常生活における問題点を見つけ、その解決のためにお互い知恵を出し合う、ここから地域づくりが始まるんだと考えています。町では、住民の皆様に御協力をいただく中で、さまざまな取り組みを通じてこの基盤づくりをしてみたいと思っております。その中で子どもさんの地域を愛する心を育むということも行うためには重要なことと考えております。

坂本議員 地域づくりに関してのお答えが多かったと思いますが、1つちょっとお尋ね、1つ2つありますね、教育という観点でなんですけど、地域未来塾を立ち上げて2年になると思うんですけども、この未来塾という形が学校教育の中で、もっと勉強したいという子とか、ちょっとおくれ気味の子ととかいらっしゃいますが、そこに行ってマンツーマンで教えていただけるということで、人数が増えていると聞いておりました。これをもう少し広げていっていただきたいということとですね、あと、福祉的なというか、福祉の部分で聞いたほうがいいのかもしれませんが、保育の状況を見ますと、早朝保育それから延長保育の児童が増えております。保育士の不足は昨年からテーマとなっておりますが、そういったその現状に対しての考え、町としての、このまま、その状況のまま、保育士確保しながら、早朝それから延長保育を継続してやってくという方向性でやっていくつもりなんでしょうか、その2点について少しお尋ねします。

教育長 教育の分野についてお答えします。未来塾、昨年から始まって2年目ですけども、参加人数は残念ながら若干減少傾向にあります。保護者からは大変好評を得ておりますけれども、水曜日と土曜日、特に土曜日は部活動等もあるということで、なかなか思うように参加できないという状況もあるんじゃないかと思っております。一方で、特別講座を設けてまして、昨年も何回か行ったんですが、ことしも勉強とは直接関係ない分野の地域にかかわるようなことも取り上げながら子どもたちの関心を高めていきたいというふうに思っています。それから、保育の現状について、早朝、延長等が増えていて、保育士を増加して対応するというのは、まさにその方向でおります。ただ、保育士が絶対的に足りないという状況は飯島町だけではありませんので、各市町村がその都度募集をしておりますが、募集すればすぐに保育士さん応募していただけるっていう状況ではないので、いろんな面で呼びかけたりしていくしかないのかなっていうふうに今のところは思っております。

坂本議員 次に2-2でございます。子ども、障がい者、中高年にかかわる福祉全体をどのように捉えているかという質問でございます。それから、それに対する問題と、それから今後の目標としてどういうふうに考えているか、お答えできればと思います。

町長 私の重点施策の1つでありまして、風通しのいい行政へのチャレンジがあるわけですけども、その中に子育て支援と地域福祉の充実を挙げております。子育て支援につきましては、飯島版ネウボラ+を目指し、昨年度はいいっ子センターを建設しハードを整備し、今年度は、子育てや母子保健のコーディネーターを位置づけたり、おたふく風邪予防接種や新生児聴力検査補助等を他に先行して実施するなど、切れ目のない細やかな支援に取り組み始めておるところでございます。障がい者福祉につきましては、親なき後を見据え障がい者の方が安心して暮らせる生活の場の確保に向けまして関係機関などに働きかけを行ってまいりたいと存じます。また、この5月には多機能型事業所「はばたき」が町内では初めての県指定の生活介護生活訓練事業所として開所いたしましたところでございます。上伊那の中でも南部は障害福祉サービス事業が少なく御不便をおかけしている部分があるかと思いますが、皆さんの御要望に耳を傾け、サービス事業に関しましても働きかけができればと考えておるところでございます。また、高齢者福祉につきましても、すべての高齢者が生きがいと役割を持ち地域で活躍することができる飯島町を目指しています。その

ためには、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備を進めてまいります。住民相互の支え合いの機能を強化し、地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化、最大活用等を柱に、地域とともにつくっていく地域共生社会を目指してまいりたいと思っております。福祉の充実には町民の皆さんの生活の根幹であり、今後もサービスの低下をさせることなく、町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

坂本議員

1つ2つ御質問です。障がい者なんですけれども、グループホームが町にないということで、以前から、かなり前からですね、要望しているわけですが、グループホームに対する考えをお尋ねしたいと思います。もう一つ、中高年の福祉ということですが、ここ数年の行政報告書を見ておりますと、高齢者、要するに75歳以上のひとり暮らし世帯が非常に増えてきております。そのひとり暮らし世帯に対する今後の町の考え方をどういうふうな面でそれを支えていこうと思っているか、その点をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長

障がい者のグループホームのことをございますけれども、こちらは、町がつくるということではなくて事業者、民間の方々が立ち上げるという形になっております。何回かお話がございましたけれども、なかなかうまくいっていないということが現状でございますが、ニーズはあると思っておりますので、今後検討していきたいという課題だというふうに認識しております。それから、次に中高年福祉の75歳以上のひとり暮らしですけれども、すいません、もう一遍要旨をお願いしたいんですけれども。

坂本議員

ええとですね、増えているので、総体的に、交通の問題は先ほどの議員の中で出てきたんですけれども、福祉的な面で、地域でどうやってそれを、そういう方たちを支えていくというような政策的なことをお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長

申しわけありませんでした。国全体が少子高齢化ということで、高齢者社会に対する対応を今どんどん政策としても下ろしてきているところでございます。飯島町は高齢化が進んでおり、75歳以上ひとり暮らしもどんどん増えているような状況でございますので、先ほど町長が申しました地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化というところで、地域の協議会等をつくりまして、人と人のつながりを強くしていく、地域の支え合いのところを強くしていくというような取り組みをだんだんと進めていくところでございます。

坂本議員

次に2-3にいきたいと思います。生活インフラということで、先ほど交通に関する問題、公共施設の対する問題は別の議員の方のお答えの中にもありましたので、道路、水路の整備、それから病院、商店、観光施設の現状をどのように見ているか、それからまた目標についてお尋ねしたいと思います。

町長

まず道路につきましては、町道の総延長約343キロメートルに対しまして約80%が改良済み、舗装率は約77%となっております。また、水路につきましては、総延長は約366キロメートルでありまして、ほとんどの水路がこれまでに実施されました県営圃場事業等により整備済みであります。地域の皆様からの御要望により、これらも順次改良や改修を行ってまいりますけれども、施設の老朽化も進んできておりますので、必要な財源を確保しながら地域のみなさんの御協力のもとに適切な維持管理を務めてまいりたいと思っております。公

共施設につきましては、役場庁舎を初め小中学校や保育園、文化館、地区公民館、地区ごとの体育館、自治会、耕地ごとの集会施設等、地域の皆さんの要望を受けて、さまざまな補助事業を活用し順次整備してきておるところでございます。各種の施設は充実していると思っておるところでございます。ことし3月に策定されました公共施設等総合管理計画及びこれから策定いたします個別管理計画に沿って適切な維持管理を行ってまいりたいと思っております。病院につきましては、伊南地域の基幹病院であります昭和伊南総合病院の経営も徐々に改善されてきていることや新たに飯島中央クリニックが開院されるなど明るい話題はあるものの、飯島診療所や七久保診療所が休診となっていることもあり、今後身近な医療体制をどう守っていくかが課題と考えております。商店につきましては、商工会にお聞きしましたところ、店舗数はここ数年横ばい、新規開業もありますけれども、廃業や事業縮小もある状況とのことでございます。町といたしましても商工業後継者の確保のための支援制度などを充実していきたいと考えております。観光施設につきましては、与田切公園、千人塚を観光重点地区として考えていますけれども、施設面で他市町村の観光地に比べ見劣りしていると思っております。現在策定中の観光基本計画の結果を踏まえ必要な施設の整備を行い、町内外から多くの方が訪れてくるところとしたいと考えているところでございます。

坂本議員 今お答えになりましたが、その中でですね、生活インフラの中で道路の部分では舗装率を全部言われましたが、77%ということで、改良済が77%、舗装率は80%ということでした。それでですね、この都度30年度には153号バイパス開通による交通量の変化に伴いですね、救急車両の確保の考えがあると思うわけですが、そういった面では、救急車それから消防車における飯島全域の縦、横ではなく縦の部分での考えの中での道路はどういうふうな考えをお持ちかということと、あと、橋のことはここには書か、水路とはちょっと違うんですけど、水路も道路の上を走っているんで、橋の長寿命化の残りについてはちょっと御意見を伺いたいと思いますので、その2点についてお伺いしたいと思います。

建設水道課長 今御質問いただきました縦の軸の道路の話でございますが、縦とは南北ということによるらしい……

坂本議員 東西。

建設水道課長 東西。

坂本議員 はい。

建設水道課長 まず、南北には、バイパスが開通いたしますと、このバイパス、国道、広域農道と縦の3軸が整ってくるわけでございます。それを横に結びます幹線道路につきましても現在上ノ原幹線ですとかが整備されておるわけでございます。こういった交通の流れを見ながら、この横の軸につきましても必要とあらば検討をして計画をしてまいりたいと考えております。次に橋梁の長寿命化のお話でございます。この橋梁につきましては、いち早く個別の計画を立てまして修繕計画を立てて、それに従いまして事業を実施してきております。点検にまずつきましては、ことしと来年で1回目の点検が終わるという段階に来ております。修繕につきましては、中央道にかかります橋梁から着手をしてまいりまして、現在計

	画的に進めておるところでございます。以上でございます。
坂本議員	それでは2-4ということで、農地保全と農業者の収益向上は、景観を守り住民の食の安全を守る上で大切なことだと思っております。現在の状況をどう捉えているのか、今後の目標は何かということをお尋ねします。
町長	10年後には販売農家数は現在の半分以下、農家の平均年齢も70歳を超えまして、飯島町が進めてきた集落営農も農業・農村環境を維持することが難しくなることが予想されます。農家が減少する中で農業、農村をどのように維持していくかにつきましては、町営農センター、農地・水・環境保全管理協定運営委員会などが連携した検討も必要ですし、非農家で会社を定年退職された方たちを取りまとめ草刈りや農作業等を実施する作業グループをつくるなど、地域全体で農業、農村を守る体制の構築が必要と考えています。また、農家の所得向上の点につきましては、今まで飯島町は米、麦、ソバ、大豆などの土地利用型農業が主体で進めてまいりましたけれども、消費者ニーズに合わせ新たな野菜などの品目の普及、推進もJAや県農業改良普及センターなど関係機関と連携して進めていくことが必要と考えております。
坂本議員	景観ということと高齢化ということなんですけれども、一つはですね、各法人へ農地を集約してきたことは、現状そういうふうになってきていて多いわけなんですけれども、それでもですね、法人へ行ってない土地もあって、それ、その土地の方々たちは個人所有の土地ということで、高齢化になって太陽光発電などのための転売とかですね、貸し付けなど、今後の不安定要因が増えてきています。そういう点で、ぽつぽつとそういうところが出てきておりますが、そういう点に、これは今回条例改正などもありますけれども、今後のそういうところでの具体的なそういう政策はどこで、そういうふうにならないようなとめをしていかなくてはいけないかということが必要だと思うんですけれども、それについてのお考えはお持ちでしょうか。
町長	農地の守り、自然を確保するということが非常に重要な部分であると思っております。最近では太陽光発電等のパネルが立ち並ぶ中において、自然の確保という観点ではいかななものかという気もしております。環境等の条例の中でそれがどのように制限できるのかということも今後研究していかなければならないし、依然新しい、何だっけな、環境保全条例か、自然エネルギー、自然エネルギーの条例等もですね、あわせて、そういったことを、今度はやっばし、今まではパネルを推進することをやってきましたけれども、今度はだんだんにそれがあちらこちらでマイナス要因があるということの中の声が大分上がってきておりますので、それも対応していかなければならないなど、このように考えております。
坂本議員	最後の質問となります。2-5であります。役場運営にかかわる点をお尋ねしたいと思っております。役場はほぼですね、終身雇用であります。実力による飛び級はまれであります。ここ数年徐々に適材適所の考えで課長級になる方も出てきております。人事に対する町長のお考えをお尋ねしたいと思っております。
町長	現在の地方自治体には、地方分権の推進や住民ニーズの多様化による行政需要の増大等により、これまで以上に責任ある行政運営が求められておるところでございます。多様な公共サービスの提供と特色ある地域づくりを進めていく上では、職員一人一人の能力・意

欲向上を図ることが重要と考えております。職員の人材育成のためには、すべての職員が同じ思いを共有し、その実現のため自己啓発をいかに促すかという部分において、みずからの能力を高めようとするモチベーションを引き出す仕組みづくりが必要と考えております。人事異動、昇格、昇任、人事評価制度の活用などによる人事管理、職員研修の実施、働きやすい職場環境づくりを体系的に実施し人材育成に取り組んでまいりたいと考えています。組織体制につきましては、業務量に合った人員配置、組織機構について、現体制での課題がございますので、現在次年度以降の組織体制について検討を行っているところでございます。職員の意識改革の部分でありますけれども、それぞれ組織的に研修を重ねるということも大事ですけれども、個人の自己啓発ということも大事かなというふうに思っております。つい最近、昨日名古屋で全国ふるさと県人会が開催されまして、長野県のブースをことしは飯島町が担当させていただきました。土曜日と日曜日にわたって役場の職員の若手がですね、10数名で、民間の企業からも10数名行って、飯島町の特産品棟を販売したわけでございます。飯島町の民間の方々の御意見、お話を先ほど電話で伺いました。最初は、この若い衆どうなるかというふうに心配したそうでございます。しかしですね、だんだんにお客さんが来、その現場、現場を自分が対応しなければならないになったとき、どんどん動けるようになってきたと、2日目は、もう自主的に創造的に動きがとれてきたと、すばらしい若い人たちであったと、こういうお褒めの言葉をいただきました。職員の皆様には直接お話したいところでございます。その前にこの機会に紹介をさせていただきました。このように、経験をすればですね、磨く存在は、光る存在はたくさんおるかと思っております。あとは、そういう経験だと思っております。

坂本議員 人事に関するお考えを聞きましたけれども、その課の編成ということで、組織の体制ということをちょっとお尋ねします。先ほど特命チーム営業部のお話をしましたが、この特命チーム営業部の仕事というのはですね、商工観光係、まちづくりセンターいいじま、また農政係の一部などと仕事の内容では非常にクロスするところが多々あるわけです。それを今後どう整理し、もっと動きのある組織にしていくかということがこれからの課題だと思っておりますが、現在の町長の所見はどのように考えておられますか。

副町長 現在行革推進本部の幹事会それから本部会議等で、その点につきましては検討しているところであります。また議会の皆さんにも骨子が固まりましたら御提案申し上げて御協議をさせていただきたいと思っております。

坂本議員 最後の質問であります。最初の、要するに町長が民間の考え方からこの行政に入って2年たつて、今現在はどんな心、心持なのかという具体的なところをこの場でお尋ねしたいと思っておりますが、外から見ていたのと、実際にですね、町長になられて現場で職員の指示をとりながら、ここ2年近くになるわけですが、そういう中で町長として感ずるところとか、そういうところをちょっと最後ですので、その点をお答えしていただきたいと思っております。

町長 端的に申し上げますと、民間での事業活動と行政の政策活動とは、私はそう大差はないと思っております。お客様への自分の商品を通じてのサービス、あるいは地域住民への自分の持てる技術、知識を持つてのサービス、これをディスポンシブル、ディスポンズよく

坂本議員	<p>対応する、的確に即対応するという事は同じものだと思っております。</p> <p>以上で終わります。</p>
議長	<p>少し時間が長くなりましたが、ちょっと諸事情がございますのでお許しください。続きまして引き続き一般質問を行います。</p> <p>5番 橋場みどり議員。</p>
5番 橋場議員	<p>それでは通告に従いまして質問します。</p> <p>1-1、6月議会の防災の一般質問の答弁で「今年度は地域防災計画の全面改定をしており、より細部の検討が加えられると思う。また、それに基づきマニュアルも作成しながら行っている」との答弁でございました。そこでお聞きいたします。今度の改定の経緯、目的、ポイントは何か伺います。</p>
町長	<p>続きまして橋場議員の質問にお答えいたします。町の防災計画は、災害の予防、災害時の応急対応、災害復旧に関して、飯島町を初めとして各行政機関や防災関係団体、住民等が処理すべき事項についての大綱を定めたものでございます。現在の飯島町防災計画は、平成24年11月に改訂されており、それ以降も全国各地での大規模な災害が発生するたびに、防災に関する法律改正やガイドライン等の策定や改正、防災にかかわる擁護の見直し等が数多く実施されてきております。当町の防災計画でありますけれども、昨年10月には早急に対応する必要がありました避難行動要支援者名簿の整備・活用に関する規定を追加したり、災害ごとに指定緊急避難場所や指定避難所の指定について明記するなど、直接住民の皆さんに関係する部分について修正をしたところでございますけれども、今年度に全面改定を行います。詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしく申し上げます。</p>
総務課長	<p>今年度におきまして地域防災計画の全面改訂を予定をしておるところでございます。これにつきましては、平成25年から26年度にかけて長野県が実施いたしました第3次長野県地震被害想定調査の想定結果をもとに改訂するもの、また、新たな課題となりました緊急車両輸送ルート確保のための放置車両対策や、災害が発生します廃棄物処理等についての見直し、検討、水防法や河川法の改正の反映、浸水想定区域の見直しや最大浸水区域が公表されたことの反映、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴う関係部分への反映等を予定しておるものでございます。また、局地的な豪雨などによる土砂災害等への対応も考慮し、避難行動へいち早く結びつけるための情報収集や収集方法についても検討を引く必要がございます。そのほか、上伊那広域消防本部発足によります体制の見直し、県などの上部機関の組織変更部分についての修正、自衛隊、警察などとの連携体制の再構築も計画に反映をしまっている予定でございます。さらに、現在の役場の組織体制、また、課等の名称につきましても修正をするとともに、職員の非常参集の範囲等、細かいところも順次見直しをしていく予定でございます。</p>
橋場議員	<p>大まかなところはですね、ちょいちょい、そういう24年ですか、25年というふうに大まかなところはそういう改定がなされていくわけですが、それから名称の変化、変</p>

化、名称が変わったとか、そういう改定は大きくわかるわけですがけれども、今回その細部の検討が加えられるということをおっしゃられるわけですがけれども、その細部の検討っていうのはどのような検討を加えて改定しているのかということをお伺いします。

総務課長

細部と言いましても、主で名称変更の関係もありますし、国、県の体制の変更、また町での、先ほど申し上げましたけれども第3次地震被害想定調査等の結果を踏まえまして反映する部分がたくさんあるという形でございます。そういった部分、今回は全面改訂という形でございます、専門の業者を入れながら、委託しながら、また庁内会議等を開きながら、確認をしながら整備をしていくという予定でございます、具体的にどこがこうっていうことは、まだちょっと申し上げませんので、御理解のほうお願いをしたいと思います。

橋場議員

全面改訂ということでしたので、そういうふうに取り受けると、ちょっともう、もう少し細かい改定がされていくのかなあと思うわけなんですけれども、東日本大震災の支援者への聞き取り調査においては、避難生活の初期に必要な物資が必要な人に届かないなどの問題が生じた運営やリーダーシップのあり方、責任者の大半が男性であったことの問題、女性や子どもにとって安全でなかったり、災害弱者とその家族が避難所に滞在できないほど過酷な環境にあったことも指摘されております。そういうようなことや、前回の質問の回答の中でですね、「女性の組織はなくして一役として位置づけている」「女性部独自の学習会、研修会を設ける」とか「女性部役員には防災・減災の情報提供を行っていく」など町側からの提供はありますけれども、では、こちらの受け側としてのその情報っていうのは受け取っていただけるような、そういう仕組みもないわけですよ。昔から女性は3歩下がってこいというようなお話もあるんですけども、それは女性が余り出しゃばるなというような意味で取られておりますけれども、女性が3歩下がって歩くのは、女性は弱いものであるから男性が守っていかねばいけなくて女性も3歩下がってというようなことを言われたわけなんですけれど、そこをもうはき違えて現在ではとっているというようなことがありますけれども、何かそんなような印象を受けるんですけども、そういうことが出てきて、東日本大震災の支援者の聞き取りなどからそういうことも出てきているんですけども、そういうことを捉えてのその改定に、そういう意見といいますか、要望みたいなものも加えていくということは今回されないのでしょうか。

総務課長

基本的な部分につきましては、やはり国や県に、また近隣の市町村に準じたようなものになっていくのではないかと考えております。ただ、具体的な部分でですね、それぞれ課題等、東日本、また九州の地震災害等ございまして、女性視点からの対応という形でこれからも重要になってまいりますので、順次そういった部分の聞き取り、意見交換しながらですね、整備をしていくというふうを考えております。

橋場議員

順次と言われましたけれども、なかなかですね、これは進んでいないわけですよ。それでも本当に今はいつ起きるかわからないというようなことが本当に言われておられて、テレビでもその防災に関する情報っていうのはどんどん流れているような状況です。その中で、町が県や国のことに言われるとおりに動くのではなく、町がそれを積極的にやっつけていかれるのかどうかという、その点をお聞きしたいんですが。

総務課長 やはりそういった部分、今まで課題はたくさんありますので、そういった部分、職員一人一人、危機管理の担当部署を含めまして吟味いたしながらですね、当たってまいりたいというふうに思っております。

橋場議員 もう吟味をする段階ではないと思っております。ぜひですね、もう少し、情報を集めていただきまして、女性ですとか、それから要援護者、それから弱者が置き去りにぜひされないように、女性の視点での意見をぜひ取り入れていただくように要望いたします。

次に次の質問に移ります。2-1、防災士資格取得補助金が交付となりました。今回の交付対象者は何人か、次年度以降へも継続していくのか伺います。自主防災組織には複数の防災士配置が必要です。防災士の資格取得補助金上限3万5,000円が交付となりましたが、今回の対象者は何人で、次年度以降へも継続していくのか伺います。

総務課長 当町におきましても、防災士は防災に対する意識と一定の知識、技能を持っていることを認定します民間の資格ではありますがけれども、地域の防災体制の担い手として事前の防災活動や災害発生時に役立つ知識を有し、災害時には家庭や職場、地域の中心となって被害の拡大を抑える活動等が大いに期待ができることから、今年度から飯島町防災士資格取得支援補助金交付要綱を制定いたしまして、今年度資格取得にかかります補助金を予算化をしてございます。今年度は2人分の補助金といたしまして7万円を計上してございます。また、平成30年度以降につきましても各年度2名分の補助金を計上してまいるという予定でございます。

橋場議員 各年度2年分ということですが、これは何年続けていかれるのでしょうか。それと、今年度の申請人数は2人ということでしたけれども、確保できたのでしょうか。県のほうの防災士の講習会、9月、今月いっぱいですかね、で募集が締め切られますけれども、わかっていたらお願いします。

総務課長 今年度につきましては、消防団のOBの方が2名ほど資格を取得をしたいということでございまして、その部分につきまして資格取得に向けましての資格経験年数ですとか、そういった部分の証明、また、そういった部分で支援をしているというふうに予定でございます。何年という形でございますけれども、基本的には各自治会1名ぐらいは配備するような形を考えてまいりたいと思います。これにつきましても、それぞれ実際に資格を取って地域に貢献をしたいという方が出てきていただければほんとありがたいんですけども、順次そういった人、方々につきまして働きしながら整備をしていく、体制を整えていくということで、補助金につきまして、いつまで交付するという形では、今のところ期限等、考えてはございません。

橋場議員 わかりました。今、2-3のほうの質問のお答えもしていただいてしまったんですが、各区、耕地、自治会には1名を置くというようなお話でございました。それで、お聞きいたしますけれども、2-2のほうへ移ります。現在資格を持っていたり、今取られるっていう方は消防団のOBであったり、消防団員の中ということなんですけれども、発災すれば地域で消防団員や企業に勤めている人は、一般的には会社ですとか、消防団活動が優先され、自主防災組織では活動できない実態があります。そうなりますと、高齢者や女性が大きく役目を負うようになります。避難所運営も講座の中に入っておりますし、実際に避

難所運営となると34%が高齢者という現実を踏まえれば、高齢者の人たちも大きな戦力になります。このような人たちに活躍していただかなければなりません。そうした人たちに地区等から育成する一人として防災士に推薦をするというお考えがあるのかどうか伺います。また、女性も推薦していくような考えがあるのか、お願いします。

総務課長

これにつきまして、先ほど申し上げましたけれども、1名以上の防災士が所属して活動することを理想と考えてございます。これにつきましては、現在各自主組織の会長さん、これは区長さんですとか自治会長さん、耕地総代さんが務められておりますけれども、これらの方々、業務も多いということ、また区長さんを除きますほどの方がその任期が1年ということございまして、町といたしましては、防災士の皆さんに地域の自主防災組織の中で中心的な役割を長期間にわたって担っていただきたいというふうに思っております。そういった部分で、先ほどお申し出いただきましたけれども、高齢者、また女性につきましても、各地域でのその適正な人材がいらっしゃいましたら御推薦をいただきまして、まず、県で毎年1回行われております防災リーダー研修会等、そういった部分に参加いただいたことを通じまして、地域としてまたそういったリーダーの研修会等を受講した方の中から適切な人材のほうを御推薦いただければ、また町のほうからも働きかけをしていければというふうに思っております。

橋場議員

推薦をしていくというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。地域で。

総務課長

すいません。推薦をしていくということは、耕地、自治会から推薦をいただくということでもよろしいですかね。基本的には、そういった地域でもやっぱり人材の掘り起こしもお願いをして推薦をお願いをしていきたいというふうに思っております。

橋場議員

制度をもうけますと、消防団員や組織で活動をされている方が中心となり、追いやられてしまうことになりやすいので、高齢者や女性もなるべく参加、講習を受けられるようなふうを考えていただきたいと思います。

2-3の質問に移ります。補助金が交付されましたが、講座経費が高く受講者を募るのはちょっと難しいというふうに感じております。防災士の資格取得補助金が交付されたことは、防災へ向かい合う姿勢としてほんとにありがたいことです。ただ、欲を言いますと、長野県は松本大学で年に1回しか講座を受けることができません。仕事の予定などを考慮し、全国どこでも受けようとするれば消費税も含め6万円以上の費用がかかります。それに宿泊費、旅費など入りますとかなりの負担となります。それだけかかると地域を守る、助ける人になるという気持ちも一歩下がり、講座を受けるのも考えてしまいます。できれば、この財政が困難な中でございますけれども、防災という地域の住民を守っていく講座でございますので、宿泊費、旅費を除く受講料の全額をできれば補助していただきたいと要望するものですが、いかがでしょうか。

総務課長

一般の方が防災士になるには防災士研修センター主催の全国で行われております研修に参加するか一部の大学や自治体が開催します研修に参加していただいて資格を取ることになります。受講料につきましては、主催する会場によりまして3万5,000円~6万円ちょっとということで大変幅がございます。現在の町の補助金の額は3万5,000円の限度としてございまして、これにつきまして受講を希望される方に当たりまして休暇の取得で

すとか旅費等の負担軽減を図るとともに、現在長野県内である長野県内の研修会場であります小諸市ですとか松本大学の受講を想定とした範囲での補助金という形で積算をしております。松本大学での防災士の資格取得に要します費用を申し上げますと、受講料が2万3,000円、テキスト代が4,000円、資格取得試験の受験料が3,000円、また防災士の認証登録料が5,000円という形で計3万5,000円という形でございます。これにつきまして町の補助金と同額というふうに見てございます。町といたしましては、県内での資格取得を想定しておりますこと、また防災士の資格が個人のスキルアップにもつながるということを考慮いたしまして、附帯的に必要となります交通費また宿泊費等は補助金の対象とすることは現在のところ考えておりません。

橋場議員

わかりました。なるべく県内で受けるということですね。ほかの地域では1万円しか補助金が受けられないというようなところもございますので、町では3万5,000円の上限で補助金を出していただいておりますので、それに基づいて講習会に参加するというををしていただければいいのかなという、思います。

3-1、次の質問にまいります。支え合いマップはどこが主体で見直すのかということでお尋ねしたいと思います。支え合いマップは、まさに頼れるのは遠くの親戚より近くの他人です。ここに災害時での住民支え合いの重要性があります。マップづくりは手挙げ方式でリストづくりを進めておりますが、養護要援護者の自発的な意思であったり家族が知られたくないため十分に情報収集ができないことがあります。自主防災組織のマップづくりでは、地域の災害を知る、人を知る、物を知るによい場所です。そこで問題を出し議論していくので、御近所の様子も注意して見ていくようになります。しかし、一年たてば地域の環境も変わり、人にも変化が出てきます。動きがあることなので、当然年に1回の見直しは必要になってくると思います。ところが、防災研修会や耕地で今回ちょっと耳にしたんですけども「3年に1回の見直しだと聞いていたので自分はやらなかった」「いや、毎年だと聞いていたので自分はやった」「民生委員は毎年やっている」「毎年やらなければ意味がない」などいろんな意見がございました。そして「マップに限らず、防災訓練もばらばらで統一性がなくわからん」ということを聞きました。関係役員の皆さんにきちんと伝わっていないのかなあというふうに感じたわけですが、担当者の危機感の違いや、それぞれに情報を収集しているため情報の共有となっておらず、住民としては混乱してしまっているのではないかと思います。伝わっておりません。今少しずつ危機感の高まりが見えてきています。災害時には要援護者を避難させるための大事な情報です。一つ一つをきちんと伝えていくことが大切です。これはどこが主体となって周知、指導をしているのかお伺いします。

町長

当町では各自治会、耕地が主体となり支え合いマップを作成していただいております。見直しの主体も同じくそれぞれの自治会、耕地となっております。県では平成18年ころから、災害時の住民同士の役割分担をはっきりさせ、日常的に支え合う意識を高めてもらう狙いで災害時住民支え合いマップをつくり、推進しており、町でもこれを推進しているところでございます。これは、災害時での支え合いマップという意味もございますけれども、4月から始まりました総合事業、地域包括支援システムということを構築していかなければ

ならない、今我々にとってですね、地域の方々とどのようにかかわって助け合っていくか  
ということは、まずは地域の方々が話されることで、非常に大事な部分だなというふうに  
思っております。その一環としても、この支え合いマップというのは非常に大きな効果の  
あるものだと私は認識しております。詳細につきましては課長から説明を申し上げます。

健康福祉課長

では、健康福祉課のほうからお答えいたします。支え合いマップは災害時のときに迅速  
かつ適正に対応するために定期的な見直しを行っておくことが重要でありますので、マッ  
プの作成、見直しについては各自治体、耕地が主体となっていくようにお願いしている  
ところです。このことにつきまして町では町の社会福祉協議会に委託しております。これは、  
県の社会福祉協議会でボランティア、地域活動という観点から市町村の社会福祉協議会に  
対して支え合いマップづくりの講習会が行われた経過があることからの委託であります。  
このマップの作成、見直しについて社会福祉協議会が行っている具体的な支援をいたしま  
しては、4月に自治会長・耕地総代会の折の更新作業の御依頼、更新をお願いする通知郵  
送などの作成、更新状況の管理、マップの作成及び更新作業への職員の派遣、支援、作成  
した、マップは2枚作成するんですけども、これを社協のほうで1枚保管をいたします。  
また、これに伴います事務や事務用品の準備等をしております。各自治会、耕地からの御  
依頼によって社会福祉協議会の職員が出向きまして更新のお手伝いをいたしますので、ぜ  
ひ御活用していただき、有事の際の備えとしていただきたいと思います。ちなみに、昨年  
度は25の自治会、耕地で更新作業が行われています。支え合いマップは平成20年度に42  
耕地で作成しまして、以降の取り組みは耕地、自治会、耕地によって違いがあり、毎年  
のところもあれば20年度以降更新していないところもある、作成しないところも3カ所ほ  
どあるような状況でございます。今後も社会福祉協議会の呼びかけに継続をいたしまして  
有事に役立つものとしていくようお願いしてまいりますので、町の皆様の御協力をお願  
いしたいというふうに思います。以上です。

橋場議員

わかりました。でも、やはりばらばらで、やっているところ、やっていないところがあ  
るということですので、やはりその辺は丁寧な、やはりもう一度説明をしていっていただ  
いたほうがいいのかというふうに思います。

それでは3-2の質問にまいります。支え合いマップの情報共有は、プライバシー、個人  
情報保護法に反するとして同意が得られにくいという、このことで伺います。「個人情報  
とは本人の氏名、生年月日、住所などにより特定の個人を識別できる情報のこと」「プライ  
バシーとは個人や家庭の仕事、私生活、個人の秘密、またそれが他人から干渉、侵害を受  
けない権利」とあります。この個人情報保護法という問題は、マップをつくるころからN  
POでありますとか防災セミナーの中でもこの問題出てきました。どうしたら情報、個人  
情報が出てきて邪魔をして情報がもらえないんだとか、そういう質問はほんとにその都度  
上がってございましたけれども、当時はまだまだ難しいことで、同意が得られなければ仕  
方がないというようなことでした。理解をしてもらうような努力もする必要があるという  
ようなことでしたけれども、本当に助け合いをするには御近所内のあらゆる要援者などの  
情報がオープンにならなければなりません。プライバシーや個人情報保護法などと言って  
は助け合いをすることができません。個人情報保護法を盾に突っ込まれますと、役員は同

意を得ることや情報を持つことさえも難しくなってしまいます。それにきちんとお答えをできるような役員さんはいいんですけれども、どうも余り突っ込みが激しいですと、ちょっとどうもたじたじとなってしまうって説明ができないというようなこともございます。いざというときには、マップにないからといって助けないわけにはいきません。これは皆さんが思っていることです。支援を必要とすることを自覚していない人、自分や家族の障害などを他人に知られたくない人などへ丁寧な説明や普段のコミュニケーションから問題を打ち明けやすい環境をつくるのが大事である、そういうことに絞られるんじゃないかと思うんですけれども、そここのところのほんとに個人情報かプライバシーかというところ、そこら辺を町はどういうふうに捉え、どういうふうに指導をされていくのか伺います。

健康福祉課長

ではお答えいたします。支え合いマップに記入する情報は、その目的のため個人情報保護法の対象となる内容が大変に多いところです。しかし、平成 26 年に起きた長野県北部地震におきまして白馬村で犠牲者が出なかったことが大きく取り上げられていますけれども、この地域では支え合いマップを作成して毎年見直しをしていたことがわかっています。普段通りの生活ができている日常の中で支え合いマップを作成したり要配慮者の台帳を作成したりすると、どうしても個人情報に考えが及びがちでいろいろなトラブルが起こったりするわけですけれども、何かあったときに助け合うのか、それともプライバシーを守るのかということを考えますと、万が一のときのためには、町といたしましては個人情報に注意をしながら、今の段階は同意を得てということなんですけれども、今後も支え合いマップの更新をしていただきたいというふうに考えています。先ほど町長が申しました地域包括支援システム、町はこれをどんどんつくって行って、地域の支え合いをこれからますますしていかなないと立ち行かなくなってくる時代になってきました。介護保険が始まってから介護は社会化するというのでお願い、支え合いというのがちょっと薄れてきているような状況が実際にあると思いますけれども、これをこつこつと行っていく、支え合いマップという作業を通じながらこれを続けていくことで、また地域の助け合う社会という意識をまた持って、そんなような備えができればいいと思いますので、ぜひ皆様にも御協力をお願いしたいと思います。

橋場議員

ええとですね、やはり受け取り側も問題があると思いますけれども、また説明の仕方も丁寧にやっていかなければならないと思います。保護、支え合いマップを利用して助け合いをしていかなければならないという気持ちはですね、薄れているところもあるかもしれませんが、オオクラさんのような出前講座などを何回か研修を受けているようなところでは、そういう意識がだんだんと高まってきておりますので、そういうオオクラさんの出前講座ですとか、また防災士、それからアドバイザーなどのこれからの啓発によって、それは少しずつ解消がされていくのかなあとと思います。でも、頑固にですね、その個人情報保護法を盾にとるような方もいらっしゃると思いますので、その辺は、やはりアドバイザーですとか防災士さんのこれからの努力が必要ではないかなと思いますので、またその辺をしっかりとやっていただきたいなと思います。

では、続きまして次の質問です。4-1です。町は待ったなしの国際交流をどのように考えているかということでお伺いいたします。すいません。国際協力会がですね、平成3

年にパキスタンからリンゴ栽培技術を教える研修医の受け入れをしましたが、このような技術的な面を中心とした交流から、最近姉妹都市提携、中学生の派遣、受け入れ訪問団の受け入れ、ホームステイ、マラソンレース姉妹提携、人的交流、文化交流、また人口減少などにより国内市場が縮小しております。経済活動が盛んな海外市場へ地域の産物を輸出し、海外との連携などにより、それらに高い付加価値をつけ海外でビジネスを展開しようという地域経済交流などと、さまざまな施策で現在市町村が活発な交流に取り組んでおります。町でも、国際協力会がパキスタンの研修医にリンゴの技術支援をしたその縁から、在日パキスタン大使にも町に来ていただきました。その折、大使のほうでもパキスタン国の理解をさせてほしいというような希望もございました。その中で、やはり調整をさせていただいておりましたけれども、残念なことに、お忙しい大使ですので、その調整もうまくつきませんでした。そのときにもですね、少なからず町のほうで何らかのバックアップをしていただけたら何とかなっていたのではないかなあというような気もしております。残念ながら駒ヶ根市のネパール交流のようになかなか発展をしていかないわけでございます。町内の外国籍住民も以前より減ってしまいましたが、まだまだ260何名の方が住んでおられます。町外から移住された方たちには、移住者と地元住民との交流、大縁会いうことで交流をしております。外国籍の皆さんには、地域の行事に誘ってくれて参加している人、外国籍の方もおりますけれども、大縁会と銘打ったような交流はありません。同じ町民なんですが、この差って何でしょう。交流することにより国際理解が深まり、外国人に優しい町になります。彼らが国に帰れば飯島をPRしてくれる。飯島のよさをどんどん話してくれる。飯島っていいとこだよってというような話をしてくれる親善大使になるのですが、一時的な人口増の町民であるためでしょうか。ブラジル友好姉妹都市のフェラス市の交流も今後はどうするのでしょうか。このような質問を今までしてまいりましたけれども、そのときのお答えが「国際化は待たなし。町も乗りおくれないように交流をさらに深めていく。身近に駒ヶ根青年海外協力隊もあるので連携して交流を進めていく」との回答でございました。午前中の同僚議員質問の中にも出ておりましたけれども、その身近な訓練所の膝元に東京都内から駒ヶ根市にJ O C A、青年海外協力協会が本部事業所を商店街の空き店舗に設置、移転し、本部職員の30人が駒ヶ根市内に移住されるそうです。J O C Aは青年海外協力隊の経験者を中心に組織され、国際協力や国内での地域づくりなどを行う組織です。将来的には100人規模になるそうだというふうにお聞きしております。その職員、J O C Aの職員ですけれども、OB、OGの方でございまして、ほとんど現地のほうで企画、それから計画、実施を自分一人でやってこられた経験の持ち主です。私は、J O C A本部が訓練所と同じ駒ヶ根市に来ることは、町にとっても国際化に向けたさまざまな施策や途絶えた交流のためや、これからの時代に生きていく中学、高校生に貴重な経験を積んでもらって広く海外に目を向けて国際社会で活躍して欲しいと願っておりますので、大変期待しております。人材育成は、町の将来に向け大切なことです。駒ヶ根市やJ I C A、J O C Aと連携し、広く国際理解や国際交流に向けた取り組みを進めるよい機会と捉えるべきです。町の待たなしの国際化への考えをお伺いします。教育長も同じようにお伺いいたします。

教育長

中学生への期待ということで国際交流のお話がありました。外国の言語とか文化に早い時期から触れるということは、自国あるいは外国の理解を深めるためには大変必要なことだと思っております。当町では、1名のALTに中学校の英語指導にあわせて各小学校に週1日英語活動を行っております。そのALTの活動の中には、日本で学校や地域住民に文化理解のための活動をするということも挙げられております。ただ、ALTを通じて直接海外交流をお願いするというのは、ちょっと職務外になってしまいますので、ALTの個々の自主的な活動に頼るのが現状であります。

駒ヶ根市の話がありました。駒ヶ根市は、友好都市のポカラ市へ中学生が8名8日間、交流に参加しております。友好のきずなを深めるとともに、中学生が外国の文化や生活に触れ、違いを理解し、自国を再認識するとともに、自分を見つめ直すことを目的に行われております。駒ヶ根市のこの事業は駒ヶ根市がポカラ市との友好関係をもとに現在行っておりますので、今後飯島町がそういった活動に参加できるのかどうかを含めて、検討していく上では駒ヶ根市やポカラ市の意向等もお聞きしながら進めなければいけませんし、ネパールには限らないということだと思えますけれども、目的や意義、あるいは費用も当然かかるものですから、そういったこともあわせて考えていかなければならないというふうに思っております。

現在ですね、平成32年度の小学校の学習指導要領が全面改訂されます。それで、小学校で外国語教育を行うことが増えてまいりますので、そういったことへの対応に向けて、授業づくり、あるいは授業を含めた体制づくりを30年31年の移行期間中に備えて外国語を学ぶ下地づくりをするとともに、総合の時間などを活用したJICA交流などを通じて海外の文化、言語に触れる機会を提供していきたいと考えております。なお、飯島小学校では3年生の1クラスがJICAとの交流を総合学習のテーマとして挙げておりまして、海外ボランティアとの交流を何回か行ったり来たり行っており、校長からは大変うまくいっているという話を聞いております。また、先日の土曜日は、お聞きしますと土曜参観があって、その際に町在住の外国出身の方、これは保護者ですけれども、ランチバイキングをしながら町の保護者の方と大変な交流をしているということで、こちら也非常に人気がありますか、これは小学校を応援していきたいというふうに思っています。

町長

国際交流の実践ということの中で、駒ヶ根の中学生はですね、姉妹都市の関係、あるいはJICAの駒ヶ根訓練所があるという御縁の中から、地域全体でその協力隊を応援する会というものがありまして、中学生がネパールへ行く機会ということに恵まれているわけですのでございます。飯島町の中学生につきましては、今のところそういった企画もございませんし、チャンスがないという状況であります。しかし、この近いところにJICAがあり、駒ヶ根のネパールもJICAの関連でここなら安全だという、そういう判断のもとでおつき合いが始まったものと推察しておりますけれども、先日伊南4市町村の首長さんたちがお話の中でですね、せっかくこういう地域に国際感覚を育てるいい組織があり、また駒ヶ根は実践しておられるということを、飯島も中川も宮田も一緒になって、そこら辺に相乗りしてというかですね、そういった機会ができればいいかな、飯島町がこれから改めてど

こへ赴くかということについて研究するについても資料がございませんし情報も得られませんので、今ある状況をともどもに、4市町村ともどもにやってみたらどうかと、こういうお話が出ておるところでございます。人数も増えれば行く旅費等も割安になるのではないかと目算もあるわけでございますけれども、何よりもこの地域の青年海外協力隊という、また新たな組織が駒ヶ根に来るということの中で、それをうまく利用した中で実現化を図っていききたいなということを今話しております。そういったことを努力する中で、飯島町の中学生も海外に行くチャンスがあったんだと、機会をつくってあると、こういう状況を生み出していきたいなと、このように考えております。

橋場議員

以前に比べましてJICAのほうでも敷居が非常に低くなってきております。こちらのほうでどんどん働きかけをすれば、それに応じてくれておりますので、ぜひ積極的な働きかけをお願いしたいと思います。学校ほうでね、1クラスそういうランチの交流をしているということでしたけれども、これもですね、以前から先生によってなんです。先生が国際交流に非常に興味を持たれておりますクラスの子どもたちには、非常にそういう交流の機会をつくっていただいて今まで来ました。しかし、その先生が去られてしまうと、また、もうもとに戻ってしまって何も続いていかないという状況が続いております。なので、学校です、そういう国際交流に関するその時間といいますか、その項目というかをつくっていただかないと、せっかく子どもたちがその先生の指導を受けて国際交流に関心を持ってきたのに、またその先生がいなくなってしまう、違う先生が来られると、その意欲もせっかく芽生えていたものもなくなってしまいますので、その辺も、ぜひですね、続いていくような仕組みをつくっていただきたいと思います。とにかくJICAではほんとに敷居が低くなっております。働きかけをもっと積極的にしていただきたいと思います。と思っております。

それから、では続きまして5-1の質問にまいります。海外派遣条例の制定で町民や役場職員の国際感覚の醸成を図るべきではないかということについて伺います。「国際感覚とは、自分とは異なる文化や考え方を認識かつ尊重し、すべてを受け入れることでなく、必要に応じ堂々と自分を主張できる力のこと」とあります。以前もこの質問をした折に、お答えは「派遣制度は設け、交流研修をしておりましたけれども、諸般の事情で中断している」とのお答えでした。国際社会で通用する人材をつくるには、ではどうすればよいのか。人は体験や知識を学ぶことで感動し、興味を盛ったときに心が動き、みずから行動します。体験や知識の学びはきっかけや動機となります。町はきっかけを十分に持ち合わせています。フェラス市の現地には剣道愛好家で交流を希望される人もいますし、日本語を話せる方や日本で長期間働いてこちらの事情を理解している方もいます。その気になれば探せると思います。距離の問題もあるとおっしゃいますけれども、距離は、どこにも距離はあります。他の国の人にしても、交流を通じて日本語を話せる人、日本の事情に通じている人など、育てていくことの必要です。迫る東京オリンピック、リニア開通を見据えた経済活動を考えると、今こそ国際化時代に対応できる町民や役場職員の国際化に向けた人材育成が必要だと感じます。町から国際化の人が育ち、民間外交の窓口となり、第2の渋沢栄一が町から生まれることを期待するものです。町は人材育成に海外派遣制度や条例のお考

	えはあるのか、またこのまま中断していくのか、お考えをお聞きします。
町長	国際派遣条例の制定ということのよりもですね、そういった機会を捉えて、例えば今回の JICA、JOCA、こういった組織ができることにおいて、まずこの方々と交流の機会をまず持つことが大事かなというふうに思っております。海外に出てくることは、それはそれで知識も広がるし、国際的な人材が育ちます。しかし、それが必要であるという身の周りがまずは大事かなと、それに応じて青年もその理想に燃えて出ていくというきっかけがあるわけでございます。まずは、その本人がグローバルな視野に立とうという部分を持つ職場であり環境であり至高性があると、こういうことが大事で、海外に行ってもそういった意識がなければ何の役にも立たない観光旅行になってしまうわけでございます。まずは、この地域に国際的な知識を得て、じゃあどのような活動が必要なのかと、こういった部分をまずは掘り下げることが大事かなと、今のところ駒ヶ根にそういう機会がありますので、まずそういったところで機会を得て、それぞれの個人の中で自分を国際化するのはやっぱり自助努力だと、まずはそのように思っております。しかし、中学生にはそういった機会を、海外へ行ける機会を与えてあげると、そういう環境をつくってあげるといことは大事なことかなと、このように思っております。
橋場議員	町長のおっしゃることはよくわかります。けれども、個人の中で、やはりそういう気持ちを持たれた方もいらっしゃるわけですし、会社でも海外に出ている会社もあるわけですね。そういうところから、やはり触発されて、じゃあ行きたいなとなったときに、じゃあ町でそういうような制度があれば、それに乗っかって行ければいいのだけれどもなあというような気持ちにもなりますし、そういう環境もつくっていただくことも大事かと思っておりますので、どうぞ、これは今後検討していただきたいと思います。終わります。
議長	ここで休憩ととります。再開時刻は3時35分とします。休憩。
休憩再開	午後3時17分 午後3時35分
議長	会議を再開します。一般質問を続けます。 4番 好村拓洋議員。
4番 好村議員	それでは通告に従い一般質問を始めます。今回の質問は将来を見据えた職員体制の適正化という1問のみです。この質問をするに当たって、世の中の流れに逆行するのかなあというちょっと心配もありましたが、町長の公約や現在の役場職員の方の事務量等を考慮すると職員体制の強化が必要ではと感じたため、質問をいたします。誤解があるといけませんのであらかじめ申し上げておきますが、自立を選んだ飯島町で職員数を減らしたことが間違っていたとは思いません。あのときの判断は正しかったと思っております。そのおかげで現在の財政の健全化が図られて、今日の行政運営が安定していると思っております。その前提に立って質問をいたします。

質問事項の1、町長就任後1年半が経過しました。行政の基本的役割と町長のおっしゃられる民間経営感覚、収益事業の違いについて質問をいたします。町長が就任されて1年半以上経過しました。民間経営感覚による実行力は、さすがと感じております。しかし、行政と民間の違いというところで苦勞されている点や気づきや悩みなどもあると推察します。そこで、町長になられて現在までを振り返っていただき、行政の役割と民間経営感覚の違いについて町長の所感を伺います。

町長 本日、最後の好村議員の質問にお答え申し上げます。まずは、行政の役割でございますけれども、細かい役割を申し上げればいろいろあると思いますけれども、大きく、まずは福祉、もう一つは経済、もう一つは安全・危機管理、この3つに大別されるかなあと、最近はそのように思っております。

福祉は、御存じのとおり地域住民が安心して暮らせるという部分での行政サービスを主たるものにしておるわけでございます。大きなお金が最近ではこの部分にかかるようになってきております。そして、政府からもですね、地域包括支援システムの構築等の課題が寄せられておまして、お年寄りから身障者から子どもさんから、皆がこの住みなれた地域で元気で楽しく暮らせるということを理想郷とした中で、行政がその中でどのようなお手伝いができるかということが問われていると思います。

もう一つは経済なんですけれども、この部分につきましても、政府のほうからですね、地方創生という課題の中で、これは主には地域の経済の活性化を目指したその地域独自の活性化の方法を自分たちで考え出しなさいと、そして稼げる地域をつくっていただきますということでございます。それは、少子高齢化という人口減少の時代を迎えて、地方創生という大きな、そういったものが大きな背景にあったのかなというふうに思っております。

3つ目はですね、やはりこれはインフラ関係であります。そういった危機管理等、安全な交通道路網等を指すというふうに思っております。これが、3つが大きな行政が果たす役割の部分かなというふうに思っております。その民間経営感覚とおっしゃいましたけれどもですね、この民間経営感覚っていうのは、事に臨むところの臨み方、心構えでありまして、これは行政の職員、行政側であっても、事に臨むときの心構えということについては何らどちらが優越あるものではないと思っております。やはり、自分が担った職責をサービスとして町民にお届けするということの質、スピード等が問われるということは、お客様に対してサービスの質、スピードというものを問われると同じように、そういった感覚で行われることが大事かなというふうに思っております。民間事業の場合にはですね、その対価が目のお金として交換されるわけでございます。ですから、お客様に対する感謝というのは、お金を、代金をいただくと同時にありがとうございますというこの頭の下げ方にもつながるから、ごく自然な動きとして出てくるのではないかなというふうに思っております。行政のそのサービスの提供というのをですね、その場で現金の受け渡しがないわけでございますね、それが後ほどになるか前払いになるのか、後から、もとをただせば後払いなのかなというふうに思っておりますけれども、それが税金という形で、見えないうところで、自分のかかわりのないところで集められて、それが後ほど給料としていただ

けるということで、金銭の授受がその場でないことにおいてですね、とかく忘れがちなと、これは、町民の皆様方へのそういったものへの対価のお返しであるということやら私の使命であると、こういうことの認識をしっかりと持つことが大事かな、そういった部分では民間感覚と同じものであると、このように感じておるところでございます。

好村議員

おおむね認識は一致しているのかなという感じを受けました。私も役場に地域おこし協力隊として入りまして、初めは本当にいろんなことへ戸惑いがありましたけれども、今私なりに感じているのは、福祉っていうところと安全・危機管理っていうところは、もう絶対マスト条件だと思っております。経済に関して言えば、町長は「儲かる飯島町」というキャッチフレーズで町民の付託を受けていますので、それについては取り組んでいただいとるところだと思っております。私なりに、町長の公約をこれからどんどん進めていくために何が必要かなと、私なりに町長の立場に立ってちょっと考えてみたんですけども、民間にいたころの上司の、上司からですね、よくさまざまな業務、場面において、それはマストなのかウオントなのかということのを常に考えるように教わりました。わかりやすく言うと、マストは絶対にやらなきゃいけないこと、行政でいうと町民福祉の向上であったり安全・危機管理だと思います。ウオントはできればやったほうがいいと、それは経済は民間主導でやったほうがいいと思いますけれども、町長は儲かる飯島町と言って、行政としてもそういった支援策を講じていくってことで町長はなられてますので、マストの部分で削ってまでウオントをやるべきではないとは思ってますけれども、両方を実現するためにですね、ぜひ今回の質問の適正化をやってもらいたいなと思っております。

2番目に行きます。空き家対策にかかわる担当部署が分散しており、これ例えなんですけども、国や県からの調査事業の担当の重複が見受けられます。わかりやすい組織にしてはどうかという質問です。例えなんですけども、観光の部門であっても商工観光係があったり、観光係がことしからできましたし、いろいろやっぱりちょっと複雑化してて、外から見たときにもどこに相談していいのかわからないであったりとか、国や県から調査事業だったり、計画立てるっていう段階でもですね、どこが担当するのかっていうので非常にわかりにくいんじゃないかと、働く立場にとってみてもいろいろこっちはうちじゃないとか発生すると思われまますので、もっとシンプルな組織にしたほうが効率的ではっていうふうに私は思うんですけども、これについてはいかがですか。

町長

組織についての詳細につきましては総務課長のほうからお答え申し上げますけれども、その前に、福祉がまず第一であると、それを削ってまで経済等のことについては差し控えるっていうか、もう少し考えてほしいというふうなお話ぶりを感じましたものですから、ちょっと誤解のないようにお話申し上げますとですね、やっぱし行政は、ほんと民間と違うところはですね、360度の問題が同時に片づけなければならない、片づけるって言うのは失礼ですけども、対応しなければならぬと思っています。それは福祉から経済のことまで、あと防衛のことまで、そういうことを360度、日夜降りかかってくるわけでございます。なるほど、私もですね、町長になってばかりはですね、まずはいい子センター等の福祉を、課題がありましたから、そういったのに取り組んだり、また最近では窓口の無料化等、進めるべきは進め、子育てパラダイス飯島と、こういうふうに銘打った限りは

ですね、子育て支援をまずこれは優先してやっていこうということの中でそれは始めたわけでございます。しかし一方、私が町長になった一つはですね、もっと飯島町を活気のある町にと、こういう大きな住民ニーズがあったわけでございますね、これが飯島ルネッサンスという言葉の中で表現させていただいてますけども、活気を取り戻すと、自信を取り戻す、町民の皆さんがもう明るく活気に満ちた町にしたいと、こういった部分においての明るさ、活気ということは、どうしても経済、人が入ってくることに活気がつくということは否めないわけでございます。その延長線上に交流人口が膨らんで、その延長線上に定住促進があると、こういうふうに考えているわけでございますから、まずは私の飯島町営業部とか、いや、もっと前に一番最初手がけた元気道場とか、フェスティバルの田舎の底力!!大博覧会をやった、その部分はですね、まずは飯島町にやればこれだけの力があるんだということを町民の皆さんがまず認識してもらうことが大事であると、ほいで、そういった人たちが、おっ、もっと飯島町可能性があるね、私たちも何か行政に、行政だけに頼るんじゃなくて自分たちで何か協力できることないのかと、こういうことの中で飯島町営業部をつくっていただいて、それぞれが何か飯島町の資源を磨き上げて発信するものをつくってもらいたい、そういうところに町民がかかわる、この活気が大事だと、こういうふうに思ってるわけでございます。1年目2年目ですけれども、博覧会を第1回目にやって、第2回目に営業部つくって、そして町民の皆さんのその活気についてだんだんお話し合って実際の行動が起きてくると、こういうことを狙ったわけでございます。私が時折々に、ドカーンという合図のもとにですね、みんなを勇気づけている。中学生にも幼稚園の皆様にも、私名古屋に行っても東京へ出て行ってもドカーンドカーンという飯島町の元気というものをアピールしている、これもですね、飯島町のイメージ、カラー、ブランドの私は続きだと思ってますから、絶対やめることはありません。私が就任している限りはですね、どこへ行っても、これはブランドですから、飯島町は元気だなあというふうに思わせる。町長があれだけ頑張っておるんだったら、私たちもやらにやいかんと、こういうことはね、恥ずかしいけれども続けなきゃならないんです。こういうことでブランドというのは育ってくるわけです。続けることが大事だと思っています。そういった思いの中で、経済というのは活気につながることでありますから大事だと、このように思っております。それがなければ福祉もないです。福祉は大事ですけれども、この地域がやっぱし元気でなければならないということを前提に考えておっての私の事業推進、政策推進でありますことをぜひ御理解いただきたいなというふうに思うところでございます。あとの今議員のお尋ねの組織につきましては総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

総務課長

それでは、御質問いただきました空き家対策にかかわる部分につきまして御説明を申し上げます。町の空き家に関します部署は、現在、住民税務課、建設水道課、企画政策課及び総務課の4つの課にわたっております。まず住民税務課の生活環境係が中心となりまして上部機関からの調査、また各種会議等への出席、また空き家にかかわります環境面や衛生面への対応を行っております。建設水道課の計画調査係では空き家の耐震性の推進、また周辺景観への配慮、企画政策課の定住促進室では空き家の有効利用と情報発信を、また

総務課の危機管理係では防災面と防犯上での視点での対応をするという形で、それぞれ分担をして行ってございまして、この4課を中心といたしまして庁内で情報共有をして対応しておるところでございます。現在の4課での対応につきまして課題として捉えておりますので、現在、事務事業また組織機構体制の改革を検討してございまして、この中で検討を進めておるところでございます。

好村議員 町長、私、誤解があってはいけないんですけども、今回の、まず質問自体が職員体制の適正化っていうことで、打って出るためにはもう少し必要なんじゃないかっていう観点での質問ですので、経済を私はやるなどは全く思っておりませんので、そこはちょっと誤解のないようお願いしたいなと思います。今総務課長からお伺いしましたけれども、そうしましたら、例えば空き家を提供しようとか、町民の方がどの部署に、第一義的というんですかね、相談にかけるのか今決まっているんでしょうか、伺います。

総務課長 空き家の提供にかかわりましては、定住促進室のほうでそういった空き家情報等を発信しておりますので、そちらへお声がけをまずいただければというふうに思っております。

好村議員 今回あくまで例として空き家対策っていうところで、私が地域おこし協力隊にいたときには生活環境係におりましたので質問しましたけれども、ほかの部署に関してもやっぱり重複が見られますので、そういったところをやっぱりシンプルにしたほうがいいんじゃないかという趣旨で質問させていただきました。あとはですね、町長が就任されてから、すいません、これはちょっとやめておきます。ちょっと質問の、質問のあれに書かなかったので、ちょっとやめておきます。

3番目です。休日の行事や催事に多くの職員が参加していただけてます。代休などの取得状況はどうなっておりますでしょうか。これ、できれば過去3年ぐらいの取得状況の推移とかもあれば教えていただ……一緒に答弁お願いします。

総務課長 過去3年ということでございますけど、今手持ちは28年度のしかございません。それも含め、ちょっと答弁をさせていただきます。まず、休日勤務した場合には、勤務した4時間または8時間について代休としております。また、代休を取得しやすいように運用におきましても工夫しておるところでございます。代休の取得状況につきましては、平成28年度中に発生しました代休についての取得率は約54%でございました。その年度に取得できない代休につきましては次年度へ繰り越して取得できるような運用も行っておるところでございます。代休の取得に、代休の取得につきましては、職員一人一人が自分なりに工夫しておりますけれども、また職場の中においても業務の調整、また応援体制をとることによりまして対応をしてきているというケースがございます。計画的な代休取得を促すとともに、職場全体で働きやすい職場環境を整えてまいりたいと考えておるところでございます。

好村議員 28年度の取得状況は54%っていう数字なんですけれども、半分ぐらいしかとれてないのかなあと思いますが、29年度は、今約半年、今たまたますけれども、大体どれくらいで着地しそうかっていう数字はお持ちでしょうか。

総務課長 今半年になるわけですけども、今のところちょっと手元のほうでは、そういった数字のほう整理をしてございません。

好村議員

29年度は54パーをさらに上回るように、取得率が上がることは私個人的には願っております。職員の方にもプライベートありますし、昨今、働き方改革とか叫ばれておりますので、休めるときに休めるようにしてあげていただきたいなと思います。ほんとにここ数日も東北とか北海道で地震が、そこそこ大きい地震ありましたけれども、いつ起きても、あ、起きたときに、やはり町役場の皆さんは、それこそ昔のCMじゃないですけども、24時間戦えますかじゃないですけども、役場に泊まったり、ほんとに最前線で頑張っていたかなきゃいけない立場だと思います。そのときにですね、やっぱり普段から代休がとれてなくて疲れ切ってるからっていうのはもう通用できない立場にいらっしゃる方々です。そこはぜひ改善をお願いしたいなと思います。また、先日ですね、監査委員さんからもありましたけれども、職員を増やすっていう単純な発想ではなくて、事務事業の整理だったりとかですね、外注するなど検討して、負担を減らすなり、もう少し効率的に行政運営ができるように要望して、最後の質問に行きたいと思います。

ライフスタイルの変化や多様化、高度化するニーズの中、職員数は減っている。中長期的に見直す時期ではという質問です。町には移住者の方も増え、働き方も時間帯含め多様化しています。また、区、耕地、自治会への負担も増加していると何回か議会でも取り上げられています。さらに昨今ゲリラ豪雨等の災害時への備えの重要度の増加、先月末には北朝鮮から弾道ミサイルで、ここら辺もJアラート、長野県も鳴りましたけれども、対応が必要なことがかなり増えてきていると感じています。また、あくまで例ですけども、国、これちょっと経済の話になってしまうんですけども、町長が国からの地方創生の交付金事業の有効活用を今後も狙っていくと思いますし、例えば観光産業、観光基本計画をことし策定しています。今後観光で力を入れていくことは非常に重要なことかなあと考えております。じゃあ、その交流人口が増加したときに、どうしてもやっぱりごみの問題とか騒音の問題、あとは駒ヶ岳スマートインターチェンジが来年できますし、伊南バイパスの開通や三遠南信道、リニア中央新幹線の開通など、町の将来にやるべき事業、やりたい事業は町長かなりあると思います。そういったことは、いい面と悪い面が必ず出てくると思います。そのときに対して、向けて職員体制をしっかりと、その地、国からの地方創生交付金を使う事業だったりですね、町民の生活環境に影響が出ないように前もって手を打つ必要があると思いますけれども、町長のお考えを伺います。

町長

ごみ問題とかですね、環境が荒らされるほどに人が入り込んでくれることをまずは望みますけれども、やはり、それを狙う限りにはですね、そういったデメリットも予想されると思います。来る人にとっては、自然を求めてきますから、その精神に乗っておりますと、まずは遊んでいただいても、この自然というものは確保していただきたいということをアピールする、そういった方々を迎える、そうした方にそういうアピールをするということが大事かなというふうに思っております。しかし、そうは言ってもごみの問題、じゃあごみ箱はどうするのかと、そういったこともですね、あらかじめ予想する中で準備する、対応するという必要は当然あるかと思えます。今後事業が進んでく中で、いい面、悪い面を両方精査してですね、大きなしこりにならないように対応をしていくことが大事だと思います。好村議員も今後いろいろそういった部分の角度からですね、我々にいろいろ御忠告

いただければありがたいなというふうに思っております。

好村議員 ぜひですね、さきをちょっと見据えて人員配置等を検討していただきたいと思います。あとですね、地域おこし協力隊も現在大勢おります。部署によってはかなり地域おこし協力隊の比重が高い部署もあるわけですけれども、その方たちの任期終了後、例えばまちの駅とかですけれども、今担ってる業務の引き継ぎ等も発生します。いつまでも総務省のこの制度があるわけではありませので、簡単にいいますと出口戦略といいますか、どうやって継続していくかっていうところも、やはり今後職員の皆さんと一緒にちょっと考えていただきたいと思っておりますので、ちょうど約2年弱たちましたし、ぜひですね、町長が就任されたときにやったランチミーティングをですね、ぜひ、今役場内の職員の皆さんがどう考えているのかっていう、そのことに限らずですけれども、やっていただきたいと思っておりますけれども、そこについてちょっとお伺いします。いいですかね。

町 長 職員の皆さんが町長は何考えとるんだという部分ですね、ほんとならば各地区でやった車座集会みたいなことをですね、まずは、ほんとは役場の職員と一緒に時間をとっていただいて専門にお話をしなければならぬというふうに思っておりますけれども、実際それは行われておりません。去年はランチミーティングで職場の方々の思いとか考え方とか、町長に対する、まあそこまでは、まあアドバイスとまではいきませんが、御意見等を伺ったことはありますけれども、今後の政策について私がこういう方向で進めていきたいということは、やっぱり一企業であればですね、みんなが共有してその方向性を向いているということは当たり前のことでありますけれども、今その役場の行政は各課においてそれぞれが専門化されておましてですね、その横のつながりというのはなかなかできていないと、こういう状況で、ほかのところはノータッチという部分もありますし、声をかけづらいということもあります。そういったことを、まあ仕事上はそのような流れで責任を持ってやるんだらうけれども、しかし隣は何をする人ぞいうことを知っていることが大事かなあというふうに思っております。そういったことで各課の横の交流も必要だと思いますし、私が機会に応じて、例えば観光についてはこういうふうにまずは思っているんだよという指針みたいなね、こういったことも若い連中とお話して、どう思うということ、まあメール等では発信しておりますけれども、しかし、それは形式的なものかなというふうに私も存じておりますので、顔を見合った中で、自分の今の課を超えた中で、観光について私はこう思うっていうのを目の前で話しするっていうことは大事かなあと、このように感じております。だんだんにその体制、個人の顔等がわかってきた中においてはですね、今度2年目3年後、3年目4年目を迎える中で、そういったこともちょっと踏み込んで。金銭に触れる部分もですね、お話する機会を持っていきたいなど、こういう希望は持っております。

好村議員 ぜひやっていただきたいと思っておりますので、それは、方法とかについては町長にお任せしますので、お願いしたいと思っております。あとはですね、町長の経済の活性化について町民の大きな期待を背負っております。町長がよく言われるように行政は町民に対するサービス業ですので、先ほど申し上げましたマストの部分をおろそかにすることなくですね、経済の活性化をぜひお願いしたいと思っております。そのためにはですね、やはり今後を見据えて足

りないところはやっぱり人を補充するなり、方法はいろいろあるかと思いますが、ぜひ、これまでの2年ではなくて、今後は外に完全に打って出ていく2年と、できれば2期ぐらい私はやったほうがいいと思っていますけれども、マイ始末を今後はですね、しっかりとするためにも職員の体制の適正化を要望して、質問を終わりたいと思います。

議 長 答え要ります。

好村議員 どっちでも……。

町 長 すいません。じゃあ答えさせていただきます。ほんとの経済、底力の経済は国に委ねるべきだと思っています。安倍総理も三本の矢って言ってまして、まずは金融政策、次は財政政策、財政出動、そして成長戦略と、このように三本の矢が放たれる予定でございます。我々も期待しております。しかし、今んとこ金融政策でとまっているということでございます。もっともっと積極的な財政出動が必要かなと私は思ってます。その財政も成長戦略あるいは科学技術、教育等への財政出動をしなければGDPが上がらないと、こうふうに思ってるわけでございます。民間はその様子を見ておるわけでございますから、根っからの景気がよくなるというほどは、不安があるからで、民間の投資、消費というものは盛り上がらない、ここに不景気の原因がありますから、まずはこれを、根本を国が修正していただくことが大事かなというふうに思ってます。ほいで、飯島町にとって経済というのは、まずは心持ちだと思います。町民の活気、頑張れるんだ、これ、こういういいものがあるんだと、田舎が最近注目される、それが価値があるんだと、そこを見直すことが経済につながる、活気につながる、まあ経済、経済って、お金のことじゃなくてですね、心の活気には私は重点を置いておるわけでございます。その部分を盛り上げることを私は使命として——使命といいますか、大きな目標として取り組んで、取り組みたいと思っております。そういった形でだんだんにその組織をつくったりしておるわけでございます。まあ、そういった思いを、飯島町には磨けば価値が出る、資源がある、ということをもまずは町民の皆さんが知ることだけれど、最初は役場の職員がしっかりそういった価値をやっぱり気づくことで、その実際に事業を進めることかなというふうに思っております。そのためには、やはり職員体制というところへ、議員がおっしゃるとおりに及んでくるかと思えます。担当する組織、人員を担当する副町長ともどもですね、今後の行く先についての確かな手を打っていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

好村議員 ぜひそうしていただきたいと思っておりますので、要望して終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後4時10分

平成29年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年9月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

折山 誠 議員

本多 昇 議員

三浦寿美子 議員

浜田 稔 議員

中村 明美 議員

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐 沢 隆            総 務 課 長 唐 澤 彰            企画政策課長 堀 越 康 寛            住民税務課長 大 島 朋 子            健康福祉課長 中 村 杏 子            産業振興課長 久 保 田 浩 克            建設水道課長 片 桐 雅 之            会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江</p>
<p>飯島町教育委員会            教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

## 本会議再開

開 議	平成29年9月12日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程については、お手元に配付のとおりです。  日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 8番 折山誠議員。  それでは通告順に質問をしてまいります。質問事項1、地域福祉政策における社協の位置づけは、について伺います。質問要旨1-1、町は地域福祉政策の中で社協に何を期待するか、これについて伺ってまいります。過日社会文教委員会では町の社協を視察調査をしてまいりました。その席上、後藤会長から「時代の大きなうねりに社協経営が翻弄されている」こういった実態を伺ってまいりました。市町村社協は、時代、時代に合わせまして行政と民間の地域福祉事業の隙間を丁寧に埋めていく、そういった役割を担う組織でございます。その存在は、地域福祉向上のための拠点として、時代の社会保障制度、これの变革が激しければ激しいほどますます重要になってくる組織だというふうに思われます。しかしながら、余りに制度改正が急激でありまして、多くの社協が時代のニーズに組織体制を合わせられずに、その経営に苦慮しているのが今の現状でございます。例えば、時代の要請が薄くなった通所介護から要請の強くなった障がい者支援事業、こういったことに経営の柱を大きくシフトしようと考えても直ちにはできないわけでありまして。なぜならば、サービスが異なれば当然求められる人材の技術や資格、こういったものはすべて異なりまして、経験や知識の醸成には相当の時間を要するものであるからであります。地域福祉の拠点として今後社協が公の分野の役割の方向を見据えることができるのであれば、徐々にその方向に、また時代や地域のニーズに合わせて組織の体制を自己変革していく、整えていく、こういったことも可能だというふうに考えます。そこで伺ってまいります。公と民間という二面性を持った社協に対して、行政としては地域福祉政策の中で今後何を期待していくのか、あるいは行政として期待すべきなのは何なのか、この部分について伺います。
8番 折山議員	
町 長	おはようございます。折山議員の一般質問にお答えしてまいりたいと思います。社会福祉協議会は介護保険や障害者福祉のサービス事業所としての役割を担っていただいております。なおかつ、福祉の醸成への働きかけのような行政やサービス事業所でのメニューにはない地域に密着した福祉サービスの中心的な役割も果たしていただいております。国を20年ほど先行している少子高齢化の飯島町の現状から、これからは地域課題の解決力の強化、地域ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大活用、この4つの柱を掲げる「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題だと認識しております。地域の皆さんや地域の多様な主体が我が事

として参画し、人と人、世代や分野を超えて丸ごとつながることで地域一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指していく上で、社会福祉協議会には取り組みの中心的な役割を担っていただくことを期待しておるところでございます。

折山議員

丁寧に説明をしていただきまして、社会、社協の重要性っていうのは確かにそういう意味が一番強いと思います。町民には身近な社協でありながら、今言ったこと、特に今町長御答弁された部分、その使命の全体像ってなかなか多くの人には見えていないのが実態なのかなあというふうに思います。ちょっとくどくなって恐縮なんですけど、ちょっと言葉を変えて、もう少し町の社協の必要性を述べさせていただきたいと思うんですが、これまで町の社協は、福祉への住民参加を進めながら、地域の福祉活動推進、こういったものの役割を果たしてまいったわけでありまして。これは町長が細かく例を挙げて説明していただきました。また、これも説明していただきましたが、地域が抱えているさまざまな問題を、これは地域全体の問題なんだ、こういうふうに捉えてみんなで協力をして解決をして、大事なものは福祉のコミュニティづくり、助け合いの地域社会、これをつくるということに社協は尽力を大きくされてきている、そのことで地域福祉基盤、社協そのものであります。基盤の充実に力を注いできた、そういう歴史を持っております。先日開催されました、これまでにないほどにぎわったという、実行委員長、坂本委員長でしょうか、話がありました。ふれあい広場。これ、住民の福祉活動の場づくり、これを援助する、そういう社協は役割を持っているわけですね。みずからも時代の要請に対応した福祉サービスの企画もし、実践も事業も行っている。介護サービスもその一つであります。いわば、長年、町の地域福祉の拠点としての大きな役割を担ってきた組織であり、今後もそうであり続ける使命を帯びた組織でもございます。さて、平成27年度、そういった社協の事業報告を見ますと、ボランティア育成から相談業務、障がい者福祉事業まで福祉拠点にふさわしい幅広い事業を展開していることがよくわかります。ぜひ大勢の人に見ていただきたいなあと思います。一方で、決算からは厳しい経営実態が見えてきます。社協経営の大きな財源は介護保険事業で成り立っていると言っても過言ではないものであります。平成22年度1億5,000万円余、収入全体の75%を占めておりました。平成22年度1億5,000万。公表されております直近の平成27年度の決算を見ますと、これが1億1,000万弱です。切っております。収入の56%まで落ち込んでおります。これは、介護報酬の引き下げ改定、それから民間事業者の増加、こういったことで特に通所介護サービスの利用者数の減少が影響しておるものと思います。これは当町のみでなく自治体社協の多くが直面している今の課題であります。利用者にしてみれば利用先の選択肢が増えたという福祉の向上、これにつながっている側面もあるんですが、社協の収入の屋台骨が揺らいでいる。こういった現状は、社協をよりどころにしている多くの町民の不安、また長年にわたり培われてきた多数のボランティアさんの活動停滞、さらには社協職員の処遇の改善の遅滞、こういったことにより処遇の改善が他に比べて進まなければ、職員確保、介護現場っていうのはすべてのところで今職員の確保の苦慮しているところなんですけど、社協そのものの職員の確保も苦慮することになる、こういったことにつながっていくわけでありまして。平成27年度の介護保険制度の改正で市町村が行うこととなりました地域支援事業は、幅広く充実した介護予防や生

活支援が可能となった、その一方で市町村の力量により内容の差も生じてしまう、そういったものであります。財政力と職員体制に地域住民のサービスの内容が左右されるおそれがあるものであります。当町の力量はどうなのでしょう。昨日同僚議員から町職員は現有事務量を多く抱え過ぎていて余裕がないのではないか、新たな事業展開を町長するのであれば、まず体制の強化が必要ではないか、こういった質問がございました。また、議会初日ですが、代表監査委員さんからは、水道課を例にしまして、水道課の職員の抱える業務が多い、だけでも債務の効率的な繰上償還など町民益につながる手間をかけなければいけない事務がまだまだあるんじゃないですかと、決算処理など、抱えている事務事業で可能なものであれば外部へ委託すべきではという指摘を踏まえた報告が議会初日になされました。つまり、職員は今日いっぱい働いている、新たにこれ以上の業務を持ち込んできた場合はどこかがおろそかになってしまう、体制を整備するか内部の仕事量を外へ出していくかというような指摘であったわけでありまして。特に地域福祉行政の職場、これ、同様以上の状況にあるのではないかとというふうに推察されます。特に近年、高齢化、長寿命化、このことにより医療、介護、福祉、これらの事務量は圧倒的に増加しとるわけでありまして。体制のできていないところに号令を発しても期待する効果を望むことはできないのではないのでしょうか。さまざまな事情で行政や民間で手の出しにくい分野、今以上に社協に期待していく、委ねていくことも町民益の増進に必要かと思えますし、また、そのことが、先ほど来、重要な社協の拠点の強化、こういったものにつながっていくのではないのでしょうか、ということで質問するわけなんですけれども、当然、これは社協、先方の方針、意向があるわけでありまして。ですから、ぜひ、総合支援、これについては行政側から、社協で担ってもらえるなにかがあるのかという部分を行政側から十分な協議を進めていただきたいというふうに求めますが、お考えをお聞かせください。

副町長

社協の経営状況につきましての説明をいただきましてありがとうございました。総合事業、支援事業の中での社協の役割、また町との連携をする中でどのように考えていくかということでもありますけれども、福祉のまちづくりの究極の目的というのは、住みなれた地域でいつまでも健康で長生きと安心して暮らし続けたい、これが住民の皆さんの願いでございます。その中で、制度も変わりました地域の中では支え合いによる地域の包括ケアシステムの構築、これが今大きな課題となっているところであります。その柱となるのは、やはり自助・互助・共助・公助でございますけれども、その中で社協として大きくかかわっていただくのが互助のところでございます。地域の中で活動していただいております人材ですとか、あるいは団体、そういったところの連絡調整、ネットワーク、それから、そういった事業に携わっていただきますボランティアの育成、こういったところが社協の大きな総合事業の中での一つの柱かと思えます。もう一つは、そういったボランティアの皆さん、そういった団体の皆さんのネットワーク化の中で、いかにそういった人材、資源をうまく生かしていくかということでコーディネーターの役割が非常に重要かと思えます。そういった中で、生活支援のコーディネーターの配置、そういったところで社会福祉協議会と十分に連携してまいりたいと思えます。特に現在地域福祉センターにおきましては、福祉と医療と介護、こういったものが非常に連携しネットワークがしやすい状況になってお

りますので、こういった状況を十分に生かしながら、先ほど申されましたように9月10日に行われましたふれあい広場では非常に多くのボランティアの皆さんもお集まりいただきました。そういった人材をきちんとネットワークして協力をいただく中で地域全体で福祉のまちづくりに取り組んでいくように、町と社会福祉協議会がしっかり連携して取り組んでまいりたいと考えております。

折山議員 　また連携の仕方も社協の基盤が強化されていくような財源的な背景も持った連携をぜひ進めていただければと思います。

質問要旨1-3、社協と行政の関係をどのように認識されているのか、この点について伺います。社協ってというのは、社会福祉法に規定をされ、位置づけられ、民間組織としての自主性、これを持つと同時に住民や行政など社会福祉関係者に支えられた公共性をあわせ持つ非営利団体でございます。行政職員が一民間企業の利潤追求のためにそこで就業するっていうことは許されませんが、社協については、関係する自治体職員が社協の事務事業に従事すること、これは法的に認められているものでございます。理由は先ほど述べたとおりであります。したがって、当町では副町長が社協の副会長として経営参画し、職員が次長として社協事務に従事している実態がでございます。社協に対して町の立場というのは社協を支える構成員の一員であって、地域福祉の協働者、協力して働く者であって町役場の下部組織ではないと認識するんですが、いかがでしょうか。副町長に伺います。

副町長 　社会福祉協議会の役割、一つには、やはり今申されたように地域福祉の担い手という大きな役割がでございます。もう一つは、民間の事業者と同じように介護保険・障がい福祉サービス事業所としての役割、この大きな2つの事業で成り立っていると思います。その中で、地域福祉を推進していくためには、やはり町ときちんと連携をしながら、上下の関係なくですね、住民の皆さんと一体となって地域福祉を推進していくところが町と社協の立場ということでございます。

折山議員 　上下の関係ではなくて協力し福祉を進めていく関係にあるということでお答えをいただきました。

次の質問に入ってまいります。質問要旨1-4。社協職員の町派遣の状況に問題はないかということについて伺います。交流と研修、行政研修の目的で研修職員を今受け入れているわけなんです。どのような条件でいつから派遣され、今日その効果、研修効果が社協にどのような形でフィードバックされているのか、現状を伺います。また、その人件費をどちらが負担しているのか、その点もお答えください。同じく副町長に求めます。

副町長 　派遣の時期につきましては、ちょっと手元に資料がございませんのではっきりとした年月はわかりませんが、地域福祉センター石楠花苑ができてからあちらに町として職員を派遣しているということでもあります。当初は事務局長として派遣をしておりましたけれども、一昨年からは係長職で派遣をしているところであります。人件費については町の支出となっております。

折山議員 　今私、副町長に伺ってるわけでありまして、町として研修を受け入れている社協からの研修員に対しての質問をしたわけでありまして。簡単にいうと、社協から行政の内部を研修することで社協へ持ち帰って生かせる部分が多いだろうという目的で今社協からの派遣を

受けている職員がいるということで、その部分でお聞きしたんで、もう一度御答弁ください。

副町長 大変失礼をいたしました。現在3年目になりますけれども、社協から職員を1名派遣をいただいております。研修の内容につきましては、教育委員会に籍を置きまして、教育委員会での社会教育事業、それから学校関係、子ども室関係の子育て支援事業、そういった業務に当たっております。なお、給与につきましては社会福祉協議会から支給をされております。

折山議員 教育委員会、社協も担う分野が幅広いですから、教育委員会でも当然社協へ持って帰る経験になっていいかと思うんですが、それは、教育委員会の配置は、社協が望んで社会教育のほう、それから子育てのほう、これを経験させてほしいという、そういう要望に基づいて行ったものであるのでしょうか、伺います。

副町長 当初の協議の段階での経過はちょっと存じ上げておりませんが、昨年、あ、ことしですね、ことし継続して町への派遣をお願いしたときには、社協の希望というよりは継続的に教育委員会へ配属したという状況でございます。

折山議員 ちょっと今答弁がわからなかったんですが、これは社協が自分の職員の見識を高めるために派遣しているというふうに私は認識してるんですが、今副町長、言葉のあやだったらごめんなさい。お願いして、ことしも社協の職員の研修をっていうような言葉を発せられたと思うんですが、お願いして来てもらっているのでしょうか、それとも向こうが職員の見識を高めたい目的で派遣をしているのでしょうか、もう一度お答えください。

副町長 当初は社協からの依頼ということでございます。ただし、ことしに限りましては、教育委員会に引き続き業務を担当していただいておりますので、その業務の継続性もありまして、半分はこちらからのお願いもございました。

折山議員 そうなんです。そしたらちょっと質問を続けますが、先ほど社協の厳しい経営状況っていうのは明らかにさしていただきましたが、これ、会長から聞くと、消灯とか、そういうことは当然のことだと思うんですが、さまざまな爪に火をともしながらの今経営をしとるようであります。場合によるとですね、隣接する診療所、お互いに力を合わせて協力関係を持っていけばいいんですが、もう自分のところを一生懸命守るがゆえに、例えばお客様に対して、診療所のお客様に対して社協の職員が、もしかしたら親切な対応ができていない、これはですね、余り絞り込めば当然ですよ、自分の仕事を守らなきゃですから、そこまで歩いて行って御案内をして説明をして、いっぱいいっぱいやってればそういうことも起こり得ると思います。要は、そこまでして爪に火をともしながら自己の経営に頑張ってる社協であります。実は社協の会長からはですね、こんなふうに我々社会文教委員は伺いました。「確かにこちらの依頼で職員の見識を高めるために派遣をした」と、ですが、そういった背景もありまして、「29年度、2年の約束の時間は終わった。だから、その派遣職員返して下さい」と「人手がないんです」と協議をした結果、どなたの回答だったかは聞いておりませんが「難しい」と、こういうことでした。「それなら、経営が厳しいんだから人件費は町で負担してほしい」と、これは当然ですね、協議したが、それも「難しい」と回答された、こういったようなことでした。相違があればまた御指摘をいただ

きたいと思います。「社協としては、厳しい環境の中で、自力経営確立、これに向けて職員一丸なって頑張っているんだ」と会長のため息が漏れました。人事面では町側に少し行き過ぎている面があるのではないのでしょうか。また、支援者たる町が経営の足を引っ張るようなやり方はいかがなものかと思うんです。こういったことから、何となく自分の意思がストレートに伝わる社協だ、行政の下部組織だ、意識の中にちょっと隠れた、言葉では協力者、協力関係、でも、やってることはちょっと下部的な組織というふうな隠れた認識はございませんか、副町長、もう一度お答えください。

副町長 　　そういう認識はございません。

折山議員 　　町長に伺います。法に定められた関係っていうのは、やはりいろんな意味でお互いに礼をもって守り合わなければならない。社協トップが派遣職員を戻すように求めた本年度当初、これにさかのぼって当該職員は今研修を離れて役場の一つの歯車としてここで勤務しておる状況が副町長のお答えからはわかりました。当然その費用負担、町が負担すべきではと考えます。この点に関して町長いかがでしょうか。

町長 　　まあ、役場、飯島町役場からも社協へ派遣員を出してると、社協からも役場のほうへ派遣員を出してると、いわゆる交換派遣という認識のうちではですね、お互いがそれぞれを給料を出し合って知識、見識を高めると、こういう部分では対等な部分ではないのかなあというふうに思っております。しかし、こういう状況の中で、2年も組織の中でのいるとですね、なかなか、それがすぐ足を抜くっていうことも、組織の中の進め方として急にそういう対応ができるかどうかということも、また担当の教育委員会等にもお話を聞かなきゃあ、私がここでね、決断を下すわけにはいかなと思いますけども、そういった部分で、じっくりまた対等の立場でお話を話し合うことが大事かなというふうに思っております。

折山議員 　　ちょっとお伺いしたのと違ひまして、町も当然県や他の団体へ派遣するわけです。向この都合でいや悪いっていうことは多分ないはずですよ。ね。飯島町から派遣した職員は決められた任期の中で戻ってくるわけです。しないと、その派遣してるもとは職員の資質向上のためにやって、生かしたいから派遣してるわけでありまして。町長言ったお互いに交流派遣をしてる、これは違うんですね。さっき発足当時から町のある程度意思を伝えたいという思いで人事の局長クラスを派遣してきた、こういったような歴史があるわけで、その後にはですね、初めて、女性が来てる場合もありましたが、職員の見識を高めて社協の中で生かしたい、こういう思いで今出してる職員でありますので、町の都合で教育委員会と話さなきゃわからないっていうのは、これはよその職員に対して全然違う感覚の話でございまして、今一度認識は、ちょっとここで議論しても詮ないことですので、もう一度ちょっとよく内部で話し合っていて、何が正しいのかちょっと議論を深めて、内部で議論をきちっと深めた上で整理していただく必要があるかと思いますが、ここでは、町の都合で引きとどめた職員、今町の仕事をしてる職員については、当然その費用負担は町すべきだということは社会の一般的な常識として申し上げて、次の質問項目へ入ってまいります。

質問事項2、観光基本計画、これについて伺います。ちょっと時間の都合で、次のところへ焦点当てたいんで、これについてはできるだけ端的に、どなたのお答えでも結構であ

りますので、端的にお答えいただければと思います。さきの臨時会で千人塚公園の施設整備に約1億円の補正予算が成立をしております。本来であれば、観光基本計画やアウトドアフィールド構想、これに基づき必要な事業個所や必要な施設規模の決定がなされ、その後の予算措置であるべきかと思われませんが、有利な国の財源確保、このために手順が前後することを議会が了承した形での可決となりました。そこで順に伺います。

質問要旨2-1、観光基本計画策定とアウトドアフィールド事業調査の進捗状況はいかがか、続けて2-2、観光基本計画策定とアウトドアフィールド事業構想の目的は何か、一括して伺います。

町長 観光基本計画策定の進捗状況でございますけれども、現在、観光関係団体等にヒアリングを行っているところであります。9月末をめどに素案を完成させ、住民の皆さんへの説明や御意見を伺う予定でおります。12月議会において計画の報告を行いたいと予定をしております。また、アウトドアにかかわる調査につきましては、飯島町内のどこにどのような施設をつくるのが適当かなど、町内全域を対象に6月15日～8月18日を調査期間といたしまして実施しております。成果につきましては、一度検査を行いました、手直しのため調査中でございます。9月中旬までには完了の予定で進んでおると承知しとるところでございます。

続きまして観光基本計画策定とアウトドアフィールド構想の目的はと、こういうことでございます。飯島にとってですね、観光政策に本格的に取り組むというのは、まあ今回が初めてっていうか、今回また新たにという、出直しでっていう感じになりますかね。しかし、今までの観光ということはどういう、温泉へ入るとか、名所・旧跡を訪ねるとか、何かを見に行くとか、バスで泊りがけで一杯飲んでと、こういう観光を私はイメージしているわけではありません。今、地方創生の中で都市へ都市へと人がなびいていますけれども、都市の中から田舎へ田舎へと流れがあります。これは、人間性を取り戻す、人間回帰、田園回帰、自然の中へ戻りたいと、そういう今自然の価値というものが見直されとる中で、東京の都内へ住む方々がそこを脱して癒される場所を求めて来ていると、こういった部分の動きがあるわけです。これを私たちはですね、今後飯島町にとって大きな財産である2つがアルプス見える、非常に風光明媚な伊那谷でも唯一と誇れる場所だと思っておりますけれども、そこに来られる方々にとりましてですね、この自然、この文化というものを提供していきたいと、これが観光という捉え方でございます。ええ。今までの観光とは違うかなあというふうに思います。そうなんですね。私がですね、こないだ、いわゆる、みんな観光、観光って、どういうその観光をイメージしてるのかなっていうことを案じて、私の観光に対するビジョンにつきまして、まずは私が考える思いを課長さんを通じて職員の皆さんに見ていただきかけたんです。課長さんを通じて私は文章を起こしました。そのときの観光のビジョン、私の思うビジョンというものをここでちょっと述べさせていただければありがたいなというふうに思います。みんなで観光資源となる多様な地域素材を掘り起こし、それを磨き上げ、その魅力のアンサンブルで大いなる田舎を発信しよう、地域住民が楽しみ憩う魅力に誘われて人というものは集まってくると、その戦略的継続性を図ることが観光政策であると認識しております。そして、これは住民の知恵と行動の結集を推進

力に地域活力の増進を図る目的で行われると、このように私は観光ビジョンというものをまとめております。もっと少し入りますとですね、この飯島町にとって、じゃあどうなのかということなんですけども、2つのアルプスに抱かれた自然美豊かな地形や田園風景、また、そこでの暮らしに息づく里山文化のすべてが飯島町独自の観光資源である、この観光資源を集積し調和させて、地域住民と訪問者との交流を演出する観光拠点を整備すること、そして、町内に分布する幾つかの観光拠点の質的向上を図るとともに、各拠点を連携させることにより四季折々に可能な滞在型の観光を提供して経済効果を創出すると、こういう目的で取り組みたいという思いでございます。以上、アウトドア、その中でですね、アウトドアフィールドとは何ぞやということなんですけども、いわゆるアウトドアの中には、私の言い方ですけども、ハード型のアウトドアとソフト型のアウトドアがあると思います。ハード型というのは、いわゆる自然、地形を利用した、ちょっと手を加えて物をつくって遊び場所をつくる、例えば道を整備してマウンテンバイクをすとか、アスレチックをつくるとか、そういういわゆるハード型、まあ、これはですね、人の呼び込む上でキャッチとしては必要な部分だと思います。しかし、こういったものは日本全国であちらこちらにできる可能性があります。そこで、大事なのはソフトのアウトドアだと思っています。ソフトのアウトドアというのは、自然の中の植物を観察したり、野草、山野草ですね、それから動物を観察したり、それとか川を歩く、川登りをする、そういう自然にこう溶け込んで歩く、それとか里山を登るウオーキング、そういったものをソフト的なアウトドアというふうに思っています。もう一つは、観光の中にアウトドアじゃなくてインドアの観光資源もあると思っています。これは、文化とか芸術とか芸能とか伝統とか、そういったものでございます。各地区にいろいろ伝統があります。得意を持った方々もおられます。そういった文化というものを代表にしてインドアの、これも地域に根づいた生活に根づいた観光資源であると思っています。今言ったアウトドアーの部分、ハードのアウトドア、ソフトのアウトドア、またインドア的なそういった資源、地域資源すべてを私は観光資源だと思ってんですけども、これを組み合わせることによって地域の人たちが交流する機会が得れる、これが大事、地域の活力を目指すということが大事なことなんです、これをやるのが大事、これを組み合わせることが飯島町独自の観光というものになると、このように信じておるわけでございます。あと10年でリニアが開通しインフラが整備されるとですね、この伊那谷というものは非常に浮上してくる、10年後に向けて、こういった方々が寄っていただくように、交流が増えて、その向こうに、ここに住みたいな、地域の人たちと仲よくなりたいなと、こういう思いの定住というものを見据えた中での私の観光の捉え方でございます。発言の機会を与您えいただきましてありがとうございます。

折山議員

最後の項目の部分へかなり踏み込んで発言をしていただいたとっておりますので、最後の項目は若干手短にお願ひします。町長ねえ、お話聞いていると、今回の1億円、いろいろまあ議論ございましたが、頭の中にですね、町長、必ず勝算持ってるんですね、こうやってお話聞いていると。それがなかなか伝わらないんですよ、我々に。できたら、順番としてはね、今回まあリミットがあったってということだと理解しますが、そこら辺のきちっとした背景を説明していただくと、多分問題なく通っていく内容があるかと思っておりますので、

今度ので設備の投資にしても、そういったことを背景に、これは必ず人が集まってくる、そういう基盤になるんだよ、ぜひそこら辺はきちっと附帯条件つけてございますので、それに基づいた説明をこれから住民に向けてきちっと発信していただきたいと思います。いずれにいたしましても、今町長のお言葉どおりです。町の資源を活用したアウトドア構想に、私の周り全部とは言いません。私の周りの多くの町民、これは期待を寄せております。ぜひ夢と実現性ある事業の今後の展開を求めて次の質問事項へ移ってまいります。一つだけ、またこの質問外で結構です。アウトドアフィールドというこの構想と観光基本計画は切って離して進めていくものなのか、今の町長のお話をお伺いすると、必ずこれは結びつけて一体的なものとして、観光基本計画の中の一部がこのアウトフィールド構想として位置づけられる必要があるのかなと思います。次の項目の中で結構ですんで、そこら辺も、もしお答えできたら、していただければ。

質問事項3、町長任期後半へ向けての決意は、について伺ってまいります。1期目の折り返し地点に来ましたので町長に伺います。昨日の一般質問の町長感想でございます。町長の答弁ですが、議員の政策提案に対しての御答弁で、私にはそこまできなあっていうふうに思い至らない大切なポイントをきちんと押さえた答弁が随所にごさいました。町長の政治信条がかいま見えて、さすがだなあとというふうに聞き入っておった時間もありました。これ、いいことであります。一方、このようなやりとりもございました。やはり議員提案に対して「町が主体的に行うことではないと考える」、ただいまのアウトドアフィールドもそうでしたね。一番の根底には住民の民間の力、この参画、これがなかったらその先一步も進めない、こういったお話であるかと思えます。「町が主体的に行うことではないと考える」「町民の中から自然に湧き上がってくることを期待している」こういったお言葉が多かったかと思えます。これ、聞き流せば、そうかなあというふうに流していけるんですが、どこかで違和感をちょっと覚えたんですね。何かなあと思って一生懸命考えてみたら何となくわかりました。それはですね、答弁の骨子が、私はこのような町をつくるためにこれこれの仕掛けをしました、その結果、町民の思いが湧き上がり結集し、力を合わせてこれこれのようになることを今後期待しているんですと、今後町はその動きを全面的に支援していく、そうするとこの町に、例えば先のほのお話ですと大きな経済効果が生まれる、期待できる、こういった町長の御答弁の論理の順序であったような気がします。ただですね、これ、違和感感じたのは、政策推進の責任者の所在がわからないんですね。成果が見えなくなったとき、町長の話ですと、これは継続してることが大事なんだと、継続が大事だ、そうなんだと思うんですが、やはりどこかでは成果は求められるんで、成果が見えないとき誰の責任なのか、町長の言う仕掛けが悪かったのか、あるいはその思いを受けとめて湧き上がらせなかったそのものが悪いのか、予算を可決した議会が責任を負わなきゃならないのかってというようなことで、どこに責任の所在があるのかなっていうふうにちょっと悩みました。これ、全員が悪いってということになると、責任の所在はないに等しい政策になってしまうと思うんです。今何が課題かって言ったら、住民の皆さんのそういう思いを湧き上がらせて、力を集めて、さあ行こうよって、そこの段階が極めて難しく、これまでの町政の中でも苦慮してきた、その部分ではないかと思うんです。ちまたではで

すね、これまでにない行政手法を駆使して強いリーダーシップで町長は町政を運営してるよと、いわばカリスマ的な雰囲気を持った町長だと、そんな声がですね、期待する声がしばしば聞かれます。でも、よく聞いてみると「よくわからんけえど、あの町長がもうかる町につくってくれそうだと、こういう期待であるというふうに思うんです。それらの町民の期待に応えていただきたく、先ほどの、こう、町長ずうっと時間使っていただいて結構です。質問要旨3-1、任期前半にできたこと、大分語っていただきました。繰り返しても結構です。質問要旨3-2、任期後半、今後特に掲げる、重点的に掲げていく政策、これもただいま大分語っていただいたと思います。重複して結構でございます。一括して思いを語っていただければと思います。

町 長

私が、まあ大きな期待をいただいているというのは非常にありがたいことでございます。しかし、カリスマ的にとかですね、そういう強引にという思いはさらさらございません。まずは謙虚に、この行政に臨んでいきたいと思っております。施策の立案、方向性は、やはり役場、町長、これが最終的に責任を持つことは、私は腹を決めております。しかし大事なことは、町民の皆さんが期待を持って、飯島町は何もなかったっていうような思いが多かった以前の段階からですね、希望を持っていただくという、その大衆の人民の気持ちを高揚させることっていうことは非常に、なかなか人の心を動かすっていうことは政策的にお金をつかって、建物をつかってできるものではないと思っておるところでございます。ちょうど運よく、私は運よくですね、60周年という去年ちょうど節目を迎えた、その中で、皆さんが、まあ大人になった飯島町ということをよく理解した中でですね、行政の状況の財政も厳しいし、自分たちがやっぱしまちづくりをやっぱし積極的に絡んでいかなければならないんだと、こういう思いがふつふつと湧いてきているということは、私は町民の皆様に対して感謝を申し上げるところでございます。それは町民の皆様の積極的な思いからであると思っております。これがチャンスですから、新しい、この地域の資源を生かしたまちづくり、これはですね、町民、飯島町という小さな自治体を取り組める経済の活性化だと思っております。日本全体の景気が悪いと言われる中で、この飯島町に限って、こういったものの価値があるよ、こういったものの価値があるよとみんなで磨き上げて人呼び、おもてなしをする、交流が増える、これは我々の力でできる経済の活性化だというふうに思っております。ぜひ、このチャンスを生かしていきたいというふうに思っておるところでございます。これを先ほど言った、まあ、観光と名前では呼びたくないんですけども、地域資源を発信するということから今後政策を中心に経済の発展の部分ではやっていきたいな、当然360度の仕事がございます。私は今まで、2年たちましたけれども、積み残したということよりもですね、前、政治は流れがありますから、前町長さんが積み残した仕事、何だろうなあという部分も、これは多分にあって、私はそれをまず手がけてまいりました。子育て支援センターしかり、お医者さんの誘致しかり、町民が昔から望んでいたことを手がけてきたわけございまして、私の公約について手がかかった、いや、種がまけたというのはですね、飯島町営業部を設立して、町民の皆様のある有志が集っていただいて、飯島町のために何かできるかという思いの中で活動を起こして、今具体的にグループもでき、それが動き出していると、こういったところが私の種をまいたところで

芽が出てきたことかなあと思っています。これを観光産業に仕上げていくんですけども、当然これはプロセスがあります。だんだんに発掘して、拠点を整備して、ほいで、これをアンサンブル化しなければならないと、そしてそれを都会へ発信していかなければならない、それぞれの4段階のプロセスがあるんですけども、それぞれに合う部分があります。町民の組織、役場の課、責任を持ってやらなきゃならない部分、これもプロセスとして私は考えていますけれども、今後はそういった方々に協力しながら、町も中心になって進んで、ともどもにいい町をつくっていきたいと思うところでございます。言い足りない部分はたくさんありますけれども、次の方もございますので、この辺で終了とさせていただきます。時間をいただきまして大変ありがとうございました。

議 長  
1 番  
本多議員

1 番 本多昇議員。

それでは、通告に従いまして私は3件の質問をいたします。

1 番目の質問です。私は財政面から1つ質問します。平成28年度決算についてです。行政報告書の28年度一般会計の決算概要の収支についての書き出しは「平成27年度から改め年度末の専決補正予算の見直しの反動により前年度実質収支の3億4,185万円、5万4,000円を差し引いた単年度収支は6,598万6,000円の赤字となりました。また、実質単年度収支は起債の繰上償還や基金への積み立てが黒字的要素となるものの、同様の理由により1,279万1,000円の赤字となりました」となっています。それで、27年度の書き出しはですね「前年度から改めた専決補正予算の見直しと繰越金の増額に伴い」26年度の書き出しは「専決補正予算のあり方を見直したこともあり」となっていて、すべて専決補正予算が絡んでいて、それが要因かのようになっています。専決補正予算の影響は27年度で調整できたはずですが、27年度の状況は、27年11月から下平町長の新体制になりました。28年度予算の編成、飯島町営業部の新設、60周年記念事業プレイベントの計画などで大変忙しかったと思います。そんなときの事業年度でしたので、27年度決算を検討する時間がなかったのではないかと考えております。私は、次年度を考え、28年度6月の27年度補正予算10号を反対しました。28年9月、28年度予算についての一般質問で「28年度の単年度収支はマイナス、実質単年度収支もマイナスになる可能性は大です。予算を慎重に精査し、決算収支を意識して実行することを希望します」とお願いしましたが、予想どおりの結果となってしまいました。監査委員は何も言ってませんのでお聞きします。

1-1の質問をいたします。1-1、単年度収支と実質単年度収支が赤字となった要因と決算収支状況をどう考えるの質問です。私の持っているデータは10年前の平成18年度からしかありませんので、その以前の年度はわかりません。単年度収支と実質単年度収支が赤字となったのは平成20年度だけです。平成20年度はリーマンショックの影響だと思いますが、税収が不足し3億円の財政調整基金を取り崩しています。そのため単年度収支は3,300万円、実質単年度収支は1億6,000万の赤字となっております。このときの要因ははっきりしています。28年度については、そのような経済的理由はありません。27年度決算の無政策の実質収支を大きく増加させてしまったことが一つの要因だと考えております。

次に決算収支の状況です。決算収支が均衡していることは何よりも重要であり、予算は収支均衡なので、決算が赤字、黒字となると予算どおり執行されなかったこととなりますので、収支は均衡を維持することを求められます。実質収支は、26年度は1億7,400万円、27年度が3億4,100万円、28年度は2億7,500万円と多く、21年度から25年度までの5年間は1億から1億2,000万円となっています。過去の実績から見て実質収支は1億～1億2,000万が理想だと考えております。実質収支比率を見ても21年度から25年度までは3%台を実施、26年度が5.5%、27年度が10.4%、28年度が8.4%と実質収支が多くなったため比率が増加しています。市町村は3～5%が健全だと言われておりますので、現在の決算書状況は異常な状態ではないかと考えております。そこでお伺いします。単年度収支と実質単年度収支が赤字となった要因と決算収支状況をどう考えているか町長にお尋ねします。

町長

続きまして本多議員にお答えしてまいります。平成28年度一般会計決算につきまして、単年度収支及び実質単年度収支の赤字は、結果的に過去の余剰金を使ったこととなりますが、おおむね予定した事業を計画的に執行した結果であり、決算収支状況は妥当であると考えております。また、決算収支状況につきましては、決算特別委員会でも御説明申し上げますが、将来負担比率、実質公債費比率は前年度より改善し、経常収支比率もおおむね良好な数値となっております。なお、単年度収支及び実質単年度収支が赤字となった要因につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

企画政策課長

平成28年度一般会計の決算の収支状況についてでございますが、実質収支は2億7,586万8,000円の黒字でありましたが、単年度収支や6,598万6,000円、実質単年度収支は1,279万1,000円、それぞれ赤字となったところでございます。ただし、この単年度収支及び実質単年度収支の赤字というのは、何年かの中では起こり得ることでございます。まず単年度収支は、御存じのとおり、平成28年度の実質収支とその前年度、27年度になりますが、その実質収支を比較した結果となります。単年度収支が赤字となった要因としましては、年度末の専決補正について、これまでも折に触れてお話をさせていただいておりますが、以前は当該年度中に余剰財源を基金等へ積み立てておりましたが、決算により翌年度へ繰り越し、翌年度の議会の審議を経て基金へ積み立てるよう改めたところでございます。こうしたことも含め平成27年度における実質収支は3億4,185万4,000円と例年以上に大きな額となり、平成28年度の単年度収支は6,598万6,000円の赤字という結果になりました。続いて実質単年度収支についてですが、実質単年度収支は今まで触れてきました単年度収支に実質的な黒字要素と実質的な赤字要素を差し引いて算出するわけですが、単年度収支がマイナス6,598万6,000円と大きくなったため、一般会計における地方債の繰上償還額5,187万7,000円と財政調整基金利子積立金131万8,000円の黒字要素を加味いたしましたけれど1,279万1,000円の赤字と、こういう結果になりましたので御承知いただきたいと思っております。

本多議員

この質問はですね、私の考えを述べただけです。町長の考えもお伺いしました。反論する気はありません。

次の質問です。1-2です。実質単年度収支を29年度黒字に改善できるかの質問です。

先を考えた場合、29年度に黒字に改善することが必須と考えますが、黒字に改善できるか町長にお伺いします。

企画政策課長

ただいまの御質問につきましてお答えをさせていただきます。平成29年度飯島町一般会計決算における実質単年度収支の黒字化につきましては、現在予算執行中でありますので確定的なことは申すことはできませんが、平成29年度8月末現在の予算執行状況、これらを確認していく中では、町税など一部で歳入の増加の要素があるほか、起債の繰上償還の計画も今考えております。いわゆる黒字要素の部分でございます。それと、今のところは財調の取り崩しの予定はなく、赤字要素の見込みはございません。こういった状況でございます。今後も中長期的な視野に立って計画に沿った予算管理、予算執行を行い、健全財政に努めてまいりたいと、このように考えております。

本多議員

そのとおりだと思います。私はですね、29年度実質単年度収支をすることは、黒字にすることは可能と考えております。先ほども言いましたけれども、実質収支は予算との整合性と今までの実績から見て1億円～1億2,000万が妥当だと思って考えております。次年度と財政健全化を考えながら実質収支を1億2,000万まで下げることは非常に難しいと考えますが、思い切った対策をとれば可能ではないかと考えております。それは、町長は嫌いかもしれませんが、財政調整基金の積み立てと繰上償還を増額することです。そうすれば必ず単年度収支、実質単年度収支は黒字になりますので、ぜひお願いしたいと思いますが、町長の考え方をお伺いします。

町長

財政を健全に運営するという事は大事だと思っています。しかし、行政は財政を健全化するために行政が行われているわけではございません。時には赤字になる場合もございます。しかし、中長期的な視野に立って財政運営をすることが大事で、そのときおりに赤字になったり黒字になったりするかと思っております。

本多議員

ぜひですね、町長の言っとることはわかりますけれども、決算剰余金の処理の方法、これをよくしっかり検討してもらえばいろいろ調整がつけると思っていますので、要は年度内にいろいろやればいいんですよ。専決、専決しているいろいろ言うんだらば年度内に処理をすれば全然問題ないと私は思っております。

それでは1-3です。不用額が大幅に減少しました。特別会計も含め、さらなる減少を求めるのが質問です。これは、またまたその不用額の質問をします。不用額から予備費を除いた実不用額は27年度1億2,500万円、28年度7,900万円と大幅に減少しました。大変よいことですが、27年度が多過ぎたのです。検討する時間がなかったのです。28年度の不用額を見ると当初予算額の減額補正が約3億円あります。それで7,900万円の不用額の減少となり従来の不用額の金額に戻りました。減額補正や大いにやるべきです。しかし、問題点は、3億円減額補正の中に委託料が2,600万円、負担金等が1億円あり、これは当初から計算できるものではないでしょうか。28年度予算が慎重に計算されなかったと考えます。次に特別会計ですが、5会計ともすべて黒字となっています。黒字になって当たり前です。一般会計からの繰出金で運営しているからです。5特別会計の合計ですが、繰出金が6億4,400万円、実質収支が1億2,400万円、不用額1億2,300万円、予備費1億600万円となっています。3月の年度内に公共下水道事業、農業集落排水事業の繰出金2,500万

円が減額補正され、不用額が圧縮されました。それにより5特別会計の繰出金、実質収支、不用額、予備費、すべてが圧縮されたわけです。29年度の繰出金は7億2,200万円あります。28年度より7,800万円増加しています。特別会計の予備費が多いので繰出金減額はまだまだ可能と考えております。不用額の特別会計も含め、さらなる検証を求めたいと思います。町長の所見をお伺いします。

企画政策課長

一般会計及び各特別会計の歳出における不用額につきましては、27年度決算時の課題も踏まえ、28年度決算におきましては年度末の専決補正予算における一定基準以上の不用額の減額補正を行うよう努めてまいりました。数字につきましては先ほど議員よりおっしゃっていただいたとおりでございます。また、公共下水道特別会計、また農集排水事業、こういったものも年度内、3月議会の中で補正を組まさせていただきます整理をさせていただきました。今年度も当初予算時から適正な予算編成を行うとともに、当該年度中における予算の執行の確認、適切な予算管理と予算執行を勘考してまいりたいと思います。あわせて、新たな課題に対応した補正予算を適時編成するとともに、次年度以降の財政運営のための基金積み立て、起債の繰上償還などを行って効率的かつ計画的な行財政運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

本多議員

不用額の検証については昔からさんざ言ってるんですけども、ぜひですね、29年度、28年度の不用額を検証して、29年度も検証して、ほいで30年度の予算に必ず反映してもらいたいことを希望します。

じゃあ次の2番目の質問です。県道千人塚公園に接続できる御堂垣外線、タンジウ線の拡幅を提案するの質問です。中部伊那町村議会協議会という組織があります。上伊那と下伊那の郡境の飯島町、中川村、松川町、大鹿村の4町村で組織されています。年1回議員研修を行い、当地区の諸問題について研究、討議をし、知事への提言書をまとめ陳情しております。本年の協議会は8月24日に会され、飯島町の提言は昨年と同じ「観光を通じた地域の活性化に向け、千人塚公園へ通じる唯一の道路となる県道千人塚公園線の現状は、一部が狭隘のため大型バスがスムーズに乗り入れられない状況であり、つけかえや拡幅が必要です」と中央アルプスの国定公園化と県道千人塚公園線の改良促進を求める提言をしました。昨年の県の回答は「県道の拡幅は地域の理解と多額の事業費が必要。国定公園化後の公園の利用状況や周辺道路の交通状況を注視していきたい」との回答でした。そこで、町の中の拡幅は非常に厳しいと考えております。

2-1です。千人塚公園へ大型バスが完全に通行できるルートは御堂垣外線、タンジウ線の拡幅が最適ではないかと考えました。御堂垣外線、タンジウ線は天神町線から南に行く道路で人家はありません。田んぼです。約500メートルありますが、この道路を拡幅すれば事業費も少額で大型バスの完全にスムーズに通行できると思います。県道千人塚公園線の拡幅の代替案として考えてもらうよう今から検討してく必要があると考えております。町長の所見をお伺いします。

町長

千人塚公園は町の観光振興を図る重要な観光拠点の一つであり、さらなる利用活用を図るため、安全で快適なアクセス道路の整備は必要な課題でございます。千人塚公園へのアクセスルートは、今回議員から御提案いただいたルートも含め、最適なルートを総合的に

	<p>検討してまいりたいと思っております。詳細につきましては建設水道課長から御説明を申し上げます。</p>
建設水道課長	<p>千人塚公園への大型バスのアクセス道路につきましては、県道千人塚公園線の主要地方道飯島飯田線から中央道までの約700メートルでございますが、狹隘で屈曲しているため、道の駅花の里いいじま北側にあります町道天神松線が利用されております。この天神松線のルートは主要地方道から千人塚公園線まで延長約800メートル、幅員は総じて6メートルから7メートルございまして、全体的に大型車両が通行可能な路線となっておりますが、中央道と交差するボックス付近では交互に通行する状況でございます。御提案いただいたルートは、町道天神松線と県道千人塚公園線を結ぶ延長約500メートル平均幅員が約4メートルの主に耕作道路として使用している路線であります。繰り返しになりますが、今後の千人塚公園のさらなる利活用を図るためにも安全で快適なアクセス道路の整備は重要でありますので、今回のルートも含め、現在要望している県道千人塚公園線の整備や町道天神松線の一部拡幅などを総合的に検討してまいりたいと考えております。以上です。</p>
本多議員	<p>今からですね、いろいろな角度で検討しておくことを要望し、次の質問に入ります。</p> <p>3番目の質問です。林道横根山線の早期開通を求める。林道横根山線は中央アルプス特有の花崗岩のもろい岩盤を切り開いて開設した林道で、以前より雨量の多いときには小さな崩落や落石を繰り返しています。国治山事業、国土交通省砂防事業等、町以外の事業の遂行に合わせ林道の維持管理を努めてまいりましたが、大雨による崩落が続き19年8月から全面通行どめとなっております。通行どめの解除を目標に林道改良補助事業などで改良工事を行っていますが、通行どめの状態が続いています。</p> <p>3-1です。通行どめを解除しシオジ平自然園の観光名所の復活をです。千人塚公園に観光拠点づくり、観光地域拠点施設が整備され、公園の利用者の増加が見込めます。国、県に対し林道横根山線が安全に通行できるよう治山事業等の建設促進を積極的に働きかけ、先ほどの折山議員の質問の中に言う、町長の言うアウトドアフィールドのソフトの面からでもシオジ平自然園の観光名所復活を願うばかりです。町長の所見をお伺いします。</p>
町長	<p>議員おっしゃるとおり、シオジ平自然園は町の観光資源の一つとして大切な財産であり、自然を間近に感じられる憩いの場として観光客誘致に向けて利用できる場所であると存じております。しかしながら、現在シオジ平へ行くまでの林道横根山線を通行どめにしなくてはならない状況があり、大変残念ではあります。残念であります。林道整備については、国や県など協議し、通行再開への道筋を立ててまいりたいと考えております。この詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。</p>
産業振興課長	<p>林道横根山線でございますが、平成16年度に林道へ巨大な落石が発生して以来、一般車両の通行を規制し、議員からお話のあったとおり平成19年8月からは全面的に通行どめとしてきたところでございます。町では、平成23年度から26年度にかけて4年間、崩落危険箇所の改良工事を行うなど開通に向けて取り組んでまいりましたが、平成27年3月に約30トンの岩石が林道に落下したことから、現在も通行どめとしていただいております。昨年県等関係機関との職員とともに通行どめ区間の現地を調査してまいりましたが、県の見解によりますと、一般車両の通行を可能にするためには安全確保に多額</p>

の費用がかかるということの見解をいただいております。このような状況ではございますけれども、シオジ平自然園、また登山道も上に上流でございますので、こういった資源を生かしていくためにも、早期開通できるよう国や検討と協議して有効な事業を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本多議員 復活に向けて努力することを要望します。非常に時間が余りましたが、きょうはこれで質問を終わります。

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻は10時50分といたします。休憩。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時50分

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。

10番 三浦寿美子議員。

10番

三浦議員 それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に要保護・準要保護児童生後の入学時の就学援助の前倒し支給を、について質問をいたします。ことしの3月定例会で就学援助を来年3月の入学準備に間に合うように支給する制度ができないかと教育長の考えをお聞きいたしました。教育長からは調査、研究をすとの答弁をいただきました。9月定例会が終われば来年度の予算編成が始まりますが、入学準備のために支給するには、ことしのうちに補正予算の計上が必要になります。検討はされたのかお聞きをしたいと思います。

教育長 3月の定例会におきまして入学時の就学援助金の前倒し支給についてお話をいただきました。検討を始めたところ、国より要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の一部を改正するという通知が3月30日付で届きました。それもあわせて、要保護児童生徒については今回国からの通知にありました交付要綱に基づき実施するように検討しております。また、準要保護児童生徒につきましても同様な対応ができる方向で現在要綱等の検討をしているところであります。

三浦議員 いろいろお聞きをしようと思いましたが、ただいまほんとに前向きにその方向で準備をされているというふうにお聞きをしましたので、この件につきましてはこれからの対応を求めていきたいと思ひます。それで、1つなんですけれども、その要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱という中に予算の単価、学用品費ですね、進学、新入学児童生徒学用品費等の予算単価が小学生は2万470円から4万600円、国庫補助が2万300円、中学生が2万3,550円から中学生が4万7,400円、国庫補助が2万3,700円というふう大幅に引き上げられましたが、この辺については、学用品費について町は今引き上げをされるのかどうかお聞きをしたいと思います。

教育長 今までも国の通知等に従いまして要保護・準要保護の支給を行ってまいりましたので、今回も、国のほうで約倍になる金額でありますけれども、こういった指針が示されました

ので、この方向、この金額で支給できるようにと思っております。

三浦議員

前向きに検討をされて、そのような方向で準備をしているということですので、この件については質問を終わりたいと思います。

2番目の質問に行きたいと思います。ひきこもり対策について質問をいたします。飯島町のひきこもりに実態は把握できていない状況と私は認識しています。社会人になってからのひきこもり、学校時代の不登校が継続した形でのひきこもりなど、さまざまな要因があると思います。教育委員会と健康福祉課の連携で対応していくとのことでありました。現在の取り組み状況をお聞きいたします。

健康福祉課長

この4月から健康福祉課にひきこもり支援員を配置してまいりまして、昨年から引き続きのケースや新たな相談に対して面談、訪問などを繰り返しまして、今まで支援に入れなかった方などにも少しずつ対応できるようになってきております。最初の相談は御家族が見えることがほとんどでございます。その方の様子によりさまざまな支援を行って行くわけですが、具体的には、医療機関への受診をお勧めし実際に受診ができた方、町や県や民間で行っているさまざまな出場所がございますが、そちらのほうに通い始めた方、また就労支援をする場所もございますので、そちらのほうで就労の話まで進めている方もあります。以前に比べて近場で対応できるメニューも充実してきているところになっております。また、教育委員会との連携でございますけれども、かかわる者がそれぞれ連絡を取り合い、ケースごと柔軟な対応を行っておりますので、今後も継続してまいります。また、両者が連携し年齢の切れ目がないような支援を行ってまいりたいと考えております。

三浦議員

早速取り組んでいただいているということで、ほんとに前向きな取り組みに感謝したいと思います。私がまだまだ認識が薄いかと、ほんとにこれからもそんなふうにかかわっていただくとありがたいかと思っております。実は私、町内からのひきこもりの本人あるいは家族の方からの相談などがひきこもり支援センターや生活就労支援センターなどにどのくらいあるものかなと思ひまして、上伊那健康保険センターと「まいさぼ」上伊那に、先月ですかね、行ってまいりました。どちらにも飯島町の人からの問い合わせがないというふうにお話をお聞きしてましたものですから、今課長のお話で少しほっとしたところですが、「まいさぼ」は就労をしたいという気持ちになって相談に来るところでもあって、ひきこもりの人が置かれている状況については把握がしにくいというふうに言うておいでになりました。また、伊那保険事務所の健康づくり支援課のひきこもり支援センターへの相談についても飯島からは1件もないというお話でありました。このような状況からも、相談窓口を開設していても相談窓口があることを知っているのだろうかと感じたわけです。知っていたら相談するのだろうか、相談する気になるのだろうか、本人がするのだろうか、家族だったらどうだろうかなどと考えてしまいました。県のひきこもり支援センターのメニューにひきこもり家族教室というのがあるというふうにお聞きをいたしました。そして、箕輪町では昨年、伊那保険事務所の健康づくり支援課の協力を得てひきこもり家族教室を2回開催をしたとのことでした。どちらにも4家族5人が参加したというお話でした。ことしに至っては健康づくり支援課を通さずに直接県のひきこもり支援センターと教室の計画をしているというふうにお聞きをしております。このひきこもり家族

教室がひきこもりで悩んでいる本人や家族の気持ちに寄り添える内容であるなら、ひきこもり家族教室の開催はひきこもり対策として有効な方法ではないかというふうには私は考えたところですが、そのようなお考えがあるかどうかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

当町といたしましては、ひきこもり対策をこの4月から、今までもやっていたんですけども、この4月からさらに本格的に取り組み始めました。ひきこもり支援センターが行う研修会に参加して先進地の事例に対する取り組みを知って町の支援体制の検討を行ったり、職員のスキルアップに努めているところです。また、県のひきこもり対策の委託を受けている学び舎や生活就労支援センターなどとともに活動を進めております。議員の情報のところで飯島町からは相談がないというお話でしたが、「まいさぼ」とはいろんな機会に連絡をとっておりまして、ちょっとその相談がないというケースのカウントの仕方がちょっとよくわからないんですけども、「まいさぼ」の方も見えてくださっていますし、「まいさぼ」にもつながっています。また、いろんなところから、飯島町の方でひきこもっていた方が就労に結びついた方がいるとか、県のほうのひきこもりの教室があるんですけども、そちらのほうにかつては御夫婦で参加されたというような方もありますので、よろしく願いいたします。そういうわけで、飯島町は取り組んでいるほうだっというふうな評価をいただいているところもあるというふうに思っております。ひきこもりの相談がこのところ増えてきておりまして、それぞれ対応してはいますが、今後も、さきに申し上げましたような先進地での取り組みを参考にしたり、また関係機関と連携したりとかしながら、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えています。

三浦議員

大変心強く今課長のお話をお聞きしました。私お邪魔した「まいさぼ」や県の伊那保険事務所のサポートセンター、カウントの仕方が違うというか、出てきた担当の方の把握の考え方が違かったのかもしれないかもしれませんが、ほんとに一生懸命対応していただいて、ひきこもりの相談も、また就労にもつながってるケースがあるというふうにお聞きしましたので、これからもぜひそんな形で続けていって、ひきこもりの方が一歩でも前に出られるような取り組みをお願いしたいと思います。それでは、御答弁いただきましたので次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、ごみ分別、処理のあり方について質問をいたします。最初にごみの分別をする基本的な意義についてということで、その認識についてをお聞きをしたいと思います。

町長

ごみ分別の基本的な意義ですけども、ごみそのものを減らすことだと考えております。日常生活の中で出るごみについて、リサイクル、リユースすることを優先し、焼却、破砕処理等、中間処理をするごみを削減することで最終処分量を少なくすることができると思います。住民の皆さんの御協力をいただきながらごみの減量化、資源化に取り組むことが大切だと、大切だと感じております。

三浦議員

ただいま基本的な意義ということをお聞きしたわけです。今町長からも言われましたけれども、ごみを減らす、焼却せず、破砕せず再利用をしていくということが大事だというふうにお聞きをしました。ごみが再利用できる資源だということは、この飯島町では長くそんな分別をしながら取り組んできましたので町民の皆さんよく御存じなことだというふうに、理解をされているというふうには考えていますが、現在の分別の方法、これに対して

の評価をどのようにされているのかお聞きをしたいと思います。

住民税務課長

それでは、現在の分別方法の評価ということでお答えをしたいと思います。ごみ処理の中で最も重要なのは排出抑制、ごみを出さないことだと思っております。例えば必要なものを必要なだけ買う、使い捨ての商品は買わない、燃やせるごみとして出されている生ごみにつきましても食べ残しをしない、料理をつくり過ぎない、ごみとして出さず自家処理をするなどの取り組みがあると考えております。また、ごみとして出す場合でも資源化可能なものはひと手間かけまして資源物として出すことと思っております。これらのことから、町としてはプラスチック製容器の包装ですとか古紙類、瓶、缶、ペットボトルについて資源物として回収をしてきております。平成 29 年度からはごみ処理広域化計画によりまして不燃物の処理施設がクリーンセンター八乙女で一本化処理として開始をされました。このことによりましての分別方法については、大きな変化はございません。住民の皆さんのごみ分別の排出、それから委託業者の収集についても、今のところ適正に行われているところです。また、28 年度の上伊那の 1 人 1 日当たりの平均排出量は 617.7 グラム、資源化率は 19.48% に対しまして、飯島町は 460.24 グラム、資源化率につきましては 28.54% と、上伊那の中でも高い水準で、ごみ量が少なく、資源化率が高くおります。住民の皆さんの意識が高いというふうに考えております。

三浦議員

ただいま課長から今までの取り組みや評価についてお聞きをいたしました。私たちは、目先だけではなく、まず広い視点で見なくてはいけないというふうに、ごみの問題、思っています。今地球規模で環境問題を考え行動に移すときが来ています。CO<sub>2</sub>の問題、砂漠化、地下資源の枯渇、温暖化、放射能の問題など、かなり深刻な問題を抱えています。最近プラスチックが深海でかなりの量が検出され、魚がプランクトンと間違えて食べ、ふんが深海に沈殿したと考えられるというニュースをお聞きしました。このように自然界になかったものを人間がつくり出し、さまざまな環境問題を生み出しています。私たちは地球規模で環境問題を考えなくてはいけない時代に入っているというふうに思っています。未来の子どもたちによい環境を手渡すための努力が今生きている私たちに関わっているように思います。ごみの分別をすることで燃やしてしまえば灰になってしまう資源を再生し再利用できる。これは飯島町のリサイクルプラを見ても、私はほんとに感じるどころです。飯島町のリサイクルプラはほんとにきれいです。廃プラとの区別がよく理解されて定着をしているというふうに思っています。これは伊南行政組合からの取り組みの成果であるというふうに考えています。実は、伊北のリサイクルプラの袋には、私たちには考えられない汚れたプラスチックが入れているということがわかりました。実は私の知り合いが伊那のほうでためたごみを片づけたいというので、私は黒い袋を持って行って、うちへ持ってきてほしいと渡したら「この袋じゃない袋を欲しい」と言われました。この袋じゃないってどんな袋かと思いましたが容器リサイクルプラのきれいな資源として使えるプラスチックを入れる袋が欲しいというふうに言われたんです。「汚れたやつをどうするの」と言いましたら「みんなそこに入れてるよ」という話でした。向こうのほうへ行くと分けていないのか、汚いものもリサイクルプラになっているのかと思ひましてちょっと驚いたわけです。実は私、議員になって数年後でしたかねえ、この分別した、このリサイクルプラ

やペットボトルなどが回収されて、その後どんなふう処理をされて、また再生をしていくのかという道筋を知りたいということで、リサイクルプラの分別、回収されてその後行く工場へ見学に行っていました。そのときにですね、リサイクルプラの袋から全部開けて、その中から汚れたものをみんなこう手作業でより分けていました。「このより分けた汚いものはどうされるんですか」と言いましたら「各自治体にこの処分料をいただくんだ」というふうにゆっておりました。リサイクルプラはきれいなものなので、町にはお金はかからないで処理がされていくんだと思いますが、汚れたごみは、私たちがいうと黒い袋に入れて分別して出す内容です。そんなものがまじっていると、そんなふうな処理の仕方をしていました。「ああ、町がその分だけ税金を払うんだ」というふうに私はそのとき思いました。ですので、飯島町はきれいなきちっと分別しているのに、そんな汚いのが入ってるのは一体最終的にどういうふうに分をされていくんだらうというふうにその話を聞いて感じたわけですが、ほんとにきちんとして処理することでまた再生がされていく、汚いものを入れればそれなりの処理がされてしまいますので、再生はされないでしまうのかなあと、焼却炉の中に入るのか、おまけに処分料が自治体の負担になるというようなことを思って、これでいいのかなあというふうに思ったところです。ですので、これから新ごみ処理施設が稼働しますと廃プラも燃やせるごみになります。廃プラは助燃剤として利用がされるというふうにお聞きをしておりますが、発電施設を併設されると、稼働させるというふうになっております。稼働させるのに必要な熱量確保のために投入するそうしたごみの内容がだんだん不足してきて、皆さんが一生懸命で分別をして燃やせるものを減らせば減らすほど、稼働さす、発電施設の稼働させるために必要な熱量を確保しなければならないということになりますと、どっからその熱量確保するのだらうと考えたときに、リサイクルプラや産廃などが今後投入されると、拡大してくなんていうことがあってはならないというふうに私は思っています。それで、上伊那広域連合では、投入するごみの内容については明確に決められているのか、なっているのか、このことについて上伊那広域連合で協議をされている事項と考えておりますので、町長は広域連合の理事として協議の場においてになったと思っておりますので、町長に答弁を求めます。

住民税務課長

それでは、ただいまの質問ですけれども、新ごみ中間処理施設の稼働は平成 31 年 3 月末からでございますけれども、これにつきましては平成 24 年 8 月に策定されました施設整備基本計画、また平成 25 年 12 月に策定されました一般廃棄物処理基本計画におきまして廃プラスチックを処理対象にすることを決めております。廃プラスチックの焼却処理につきましては、一般廃棄物の処分の最適な方法の例示として、廃プラスチック類について、まず発生抑制をし、次に再生利用を推進をし、なお残るものについて直接埋め立てを行わず熱回収を行うことが適当であるとしたという国の基本方針に基づきまして廃プラスチックも処理対象物として決定しているところです。したがって、国の方針や計画に基づきまして適正に処理する中で、助燃剤としての役割もございまして、細部の分別方法につきましては、今後上伊那全体で検討してまいります。また、リサイクルプラスチックなどが助燃剤に流れないような仕組みづくりにつきましてもあわせて考えてまいりたいと思っております。

三浦議員 国の方針というのもあるというふうにお聞きをして、お聞きしましたけれども、例えば私は、この燃やせるごみ、今の廃プラスチックですね、黒い袋に入れているものの内容を考えてみますと、分別しにくいプラスチックの多いもの、多少金具がついているようなものなどでも、金具ではなくて、そういうものは廃プラスチックの袋に皆さん入れていると思います。こういうものがみんな、今までと同じような思いで、みんなその今まで黒い袋に分別していた廃プラスチックが燃やせるごみに入れていいんだということになると、そういうものも一緒に含めたものが燃やせるごみに、炉の中に入るというふうになるわけで、その辺についてももっと検討をして、ほんとに燃やして、燃やして助燃剤になるものとならないものの区別も必要ではないかと、廃プラスチックのその黒い袋を、伊南でやってきたこの袋をなくすこと自体が私は一つ問題があるのではないかなあというふうになんて最近つくづくと分別しながら思うところですので、ぜひ上伊那広域に行っでごみの処理の、分別処理の方法など検討するときには、その部分についても協議をしていただきたい事項だというふうに感じますので、よろしくお願ひしたいと思います。発電施設についてまだ飯島町議会として十分な形では説明を受けていないというふうに認識をしております。最初にごみ処理施設について説明を受けたときは、この発電施設について併設されるというふうな認識もありませんでしたし、詳しい話を聞いてないというふうに思っております。そこでです、この発電施設について建設費や運営経費、売電計画、メンテ、メンテナンスなど、飯島町の負担金にかかわる施設となつてきますので、詳しい説明を求めたいと思います。町長が理事者として出席をして協議をしていると思いますので、町長に答弁を求めたいと思います。

町長 私も上伊那広域連合の一員として、理事者として臨んでおります。このごみの問題につきましてははですね、各担当課の幹事会の皆様がたび重なる会議を重ねて皆様で検討されてきております。内容は十分熟知して説明能力もありますので、担当課長より説明をさせます。

住民税務課長 上伊那広域ごみ処理施設につきましては、今回の施設建設について国の交付金、循環型社会交付金を活用することが決定されております。今回の建設につきましては、発電設備、ボイラーですとか発電設備等を設置する場合の費用と設置しない場合の費用の差は約 10 億円程度と見込まれております。また、施設に伴う電力負担金は 1.2 億円、1 億 2,000 万、それから発電施設のメンテナンス費用が 15 年間で 7 億 5,000 万円が試算されております。電力料金につきましては、発電施設があることにより発電施設がない場合と比較しまして 15 年間で約 20 億円の費用が軽減されると試算しております。また売電、売るほうの収入につきましては 15 年間で概算ですが 4 億 7,000 万円、交付金につきましては 31 億円が予定されております。このことから、15 年間で約 6 億円ほど、交付金を含めると 37 億円ほどのプラス収支という見込みをしております。

三浦議員 実はですね、先だって上伊那広域議会がありまして、一般質問に飯島光豊議員が一般質問をされておりました。この計画が数字的に問題があるんじゃないかというような内容で質問をしていたというふうに思います。ただいま課長のほうから報告された計画のこの経費について疑義があるという質問でしたので、その答弁について私も聞いていましたが、

納得できないというふうに思いました。ですので、質問を受けて今後どのような具体的なこの発電施設について計画になっていくのか、まだ詳細がわからないというような、総体的にはきっちとした説明もありませんでしたので、ぜひきっちとした計画を、この飯島町議会としても、やっぱり負担金をこれから支払っていく内容の施設ですので、求めていきたいというふうに思います。今後の計画について具体的になるごとに議会に対しても報告をいただきたいというふうに考えます。要求しますが、その点について御答弁お願いします。

住民税務課長

また上伊那広域の議会も報告が、議会に報告がある都度、こちらの議会、飯島町の議会にも御報告をさせていただくようにいたします。

三浦議員

新ごみ処理施設、ほんとに分別、ごみの分別をする、すればするほど、おっきな施設は稼働するのに、24時間運転するには大量の投入、ごみを投入しなければ稼働できないというようなものでありますし、その費用もメンテナンスも非常にかかります。しかし、やはり、先ほども申しましたけれども、地球規模での問題、大きな問題を抱えながら、目先の私たちの暮らしの中でのそうしたごみをいかにごみにしてしまわないで資源にしていくかということについては、ほんとに私たち一人一人、また行政も取り組んでいかなければならないことだというふうに感じているところです。ですので、この発電施設についてもですね、この売電の予定、予定量、そして、それを維持するためにはそれだけのものを熱量が必要だということを考えますと、ほんとにそれでそれだけの売電価格で行けるのか、15年といたしますけど、初めのあれでは30年を、30年ということに計画、計画をしながら途中で15年、よくわからない数字も出ていますし、そういうことを考えますと、これからのほんとにごみの問題、環境の問題、そして、その施設を維持して各自治体ごとの負担金の問題、おっきな問題に、がこれから押し寄せてくるのかなあというふうに思っています。飯島町の財政にとって、ほんとにこの上伊那広域のごみ処理施設の負担金がこれから発生することでおっきな問題になってきますので、ぜひ言いたいことは言っていて、その中で、上伊那広域の中でもきちんとごみ分別が各自治体ごとほんとに本気でできるようなことを言っていたきたいなあと、先ほど申しましたけれども、伊南のごみ、そして飯島町ではほんとに一生懸命分別をして再利用できるために頑張っているのに、みんな燃やせば、みんなまとめてしまえばっていうような今まで分別をしてきている、そういう自治体もあるわけで、そういうことのないような、ほんとに上伊那広域一丸となつてごみがちゃんと処理できるよう、ごみを資源として分別し、最終的に処理できないものはそういう形で焼却するというふうなように、ぜひ声を上げていただいて、きちんと資源化を進めていただきたい。それから、生ごみ処理ですね、先ほども生ごみの処理が大事だというふうに課長が言われましたけれども、一番熱量を下げる、熱を下げる、そしてエネルギーの要る処理をしなければならない生ごみです。今一番多いのが生ごみの処理の熱量だと思います。これを燃やすのではない方法を、やはり上伊那広域としてやっぱり考えていかなければならない時期に来ているのではないかなあというふうに私は考えます。飯島町ではごみ処理機の補助金など出していますけれども、それが購入できて、それが対応できたり、自分の畑に入れれる、入れて処理をしている人たちも大勢いますけれども、街場の方はな

かなかそうはいかない、そういう中でごみの中に対象に入っています。それを、生ごみを燃やすには、水分から飛ばして、それから乾燥したものに火がついて燃えるというような状況ですので、生ごみを減らす、ほかの形で処理をすることを検討する必要があるというふうに私は考えています。生ごみは日本全国いろんなところでいろんな方法で対応しています。例えば生ごみを処理してメタンガスにして、それをエネルギーにするとか、それを肥料にするとか、いろんな方法でそれぞれに生ごみ処理の方法について取り組んでいるところも、生ごみを処理するために取り組んでいるところもありまして、これからの課題としては一番課題になることかなあというふうに考えます。それから、もう一つは、これ7月の10日の長野日報なんですけど、「上伊那の不燃物増加」という中で可燃は事業系が増えているというふうに出ております。飯島町の行政報告書を見ますと飯島町の事業系のごみは増えているとは思えませんけれども、上伊那全体としては事業系のごみが増えていると、事業系のごみの多くが資源として使えるようなものが多いというふうにお聞きをしています。ぜひ事業系のごみの内容を調査していただいて、各事業所にも分別について徹底をしていただいて資源化求めていただきたいなあというふうに思っているところです。これについては、ぜひ町長には上伊那広域に行って協議をするときには、そういう声があったということで、そういう対応を、協議をしていくように向けていただきたいなあというふうに要望しますが、町長の見解をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

町長 　　まずは、担当の幹事会、ここで十分各地区の状況等を合わせて情報交換し、検討されることが一番ベストなことかなあというふうに思います。そして、システム的にはですね、上伊那広域行政は、それが話がまとまると副市長、副町長、副村長、で町長、市長と、こういう順番でその結果が報告されてくるわけでございます。今度は上伊那議会というものがございまして、飯島町でも議長さん、副議長さんが参加しております。そういったところへ意見を述べる機会もございまして、ぜひ通じて御意見を述べていただければいいんじゃないかなあというふうに思っております。私も極力そのような意見は申し述べたいと思っております。

三浦議員 　　終わります。

議長 　　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は、ちょっと時間がありますが予定どおり午後1時30分といたします。休憩。

休憩再開  
午前 11時28分  
午後 1時30分

議長 　　会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。  
6番 浜田稔議員。

6番

浜田議員 　　それでは通告に従って一般質問を行います。最初の質問は飯島町内の経済格差は解消に向かっているか、こういう質問であります。この質問のきっかけになったのは、実は、長

いこと忘れていたある物語をですね、思い出したのがきっかけでした。こういう始まりです。皆さん多分御存じだと思いますけれども「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響あり。沙羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす。おごれる者も久しからず、」と続くわけですね、言うまでもなく「平家物語」の序章で、平家一門の没落の舞台の軍記物語ということで、私たちは10代のころに多分教科の中にあっただのかなあと思っています。当時はその名調子に引かれて暗唱してみたりという記憶があるわけなんです、何10年も人間やって、改めて見直すとですね、若干違和感を覚えるところもありました。例えば、ほんとにおごれる人は久しいのか、久しくないのかと。でも、世界見渡すと必ずしもそうではなくてですね、おごりながらずっと続いて人たちもいるんじゃないかな、そんな思いでですね、続きを読んでみると、以前気にならなかった一文が目につきました。それはこんな文章です。「民間の憂ふる所をしらざりしかば、亡じにし者どもなり。」と、要するに、おごり高ぶったから滅びたというだけではなくて、庶民の憂いに目を向けない支配者だったから滅亡したんだということがですね、さすがに平家物語、注意深く後のほうに書いたなということに気がついたわけです。当然のことながら住民の憂いに目を向けていただいている町長にですね、町内で一番厳しい生活実態についての認識をお尋ねしたいというのが最初の質問の趣旨であります。そこで、まず生活保護世帯、それから生活保護も含む要保護・準要保護対象者がですね、この間、例えばこの10年間ぐらい、どんなふうに変化してきたのかという、その実際の姿と、それから今後の見通し、またそういった実情に対するお考えを最初にお尋ねしたいと思います。

町長 大変格調高く始まりました浜田議員の質問にお答えいたします。今現在、生活保護受給者は町内で22件ございます。平成25年度以降は毎年数件ずつ増加傾向にあります。今後の見通しについてでございますけれども、仕事や生活困窮についてなどの生活相談を受けている件数が現在19件あり、そのうち県の生活就労支援センターへ12件おつなぎ申し上げております。今後の生活保護対象者の動向は、経済事情や思いがけない出来事によりそのような状況になってしまうということでございますので、増減の見通しはつきにくい状況ですけれども、生活保護受給者に至る前に適正な対応をとりたいと考えております。続いて教育長のほうからも答弁をさせていただきます。

教育長 私のほうからは準要保護の児童生徒についてお伝えいたします。27年度は86人、28年度が80人、本年度は現在まで75人です。今後の見通しにつきましては、子どもの数が減っておりますので、それだけを考えれば減っていく傾向にあると思われましても、昨今はひとり親家庭の増加により特に母子家庭では収入要件で対象になりやすいというような傾向が見えますので、今後、その要素と増える要素があるために、そんなに大きく変わらず横ばいではないかというような見通しを持っております。ただ、保護者の就業あるいは収入状況によるところが大きいものですから、今後の景気動向も大きな影響を与えるのではないかとこのように思っております。

浜田議員 まず教育長に確認させていただきたいんですが、今お話いただいたのは要保護ではなくて準要保護の分だけということですね。それから、この間、準要保護の判定基準みたいなものには変化がありましたでしょうか、お尋ねします。

教育長 判定基準には特段変化はなく、かなり前から使っている国に準じた要綱で来ております。

浜田議員 私も行政報告書等で実は調べていた数字とそんなに変わらないかなって印象を持ったんですが、2007年、平成19年からずっと両方の数字を追ってみました。もし間違っていたら御指摘いただきたいと思いますが、平成18年19年当時の生活保護世帯数というのは大体7世帯～8世帯、それが最近は10、先ほど何とおっしゃいましたっけ、19世帯ですか、ですのではほぼ倍増してきていると、それから、要保護、準要保護を足した数ではですね、2007年、平成19年には30人だったという数字が残ってました。当時の生徒数が882人でしたので、約900人と考えると30人に1人が何らかの形で経済保護を受ける生徒児童だったということになるとですね、ざっくり1クラスに1人、そういう対象者がいたというふうに読めると思います。教育長もお話のように、その後生徒の数も減って平成28年で722人という数字がありますんで、要保護も含めて81人という数字を見るとですね、何と9人に1人、つまり1クラスに3人か4人は経済的な事情で支援が必要な子どもたちがいると、こんな姿が浮かび上がってきたというふうに私は認識しています。まず、この数字については私の認識でよろしいかどうか、ちょっと御確認いただきたいんですが。

教育長 おっしゃるとおりであります。先ほど申した数字は準要保護だけではありますが、要保護を加えますとおっしゃった数字になりますので、数字的なものはそのとおりだというふうに思っております。

浜田議員 今生活保護も全国レベルでしか、私、中身わからないんですけども、多分生活保護世帯というのは、3分の1は高齢による特に単独の世帯、それから4分の1は病気、傷病者でとにかく働けない、こんな内容が主な内容だというふうに思ってます。飯島もほぼそれに準じるのかなあという気がしてます。その次、これに対してどう向き合っていくかというのは当然住民の憂いに目を向ける行政にとっては非常におつきなテーマだというふうに思いますけども、その質問に移る前にですね、もう一つの質問、1-2の質問に続けたいと思います。

これはですね、そういう生活困窮にまでは至らないかもしれないけれども、町の給与所得者の実情がどうなってるかということで、例えば正規、非正規の割合がですね、この間どんなふうに変化してきたのか、あるいは、それに伴う所得格差がどういうふうに変化しているのか、町は一定の情報をお持ちではないかと思っておりますので、こういう情報について町の実態をお話しいただきたいと思っております。

住民税務課長 給与所得の推移ということですが、町内の正規と非正規の比率につきましては、平成17年国勢調査におきまして正規が75.5%、非正規が24.5%となっております。また、平成27年の国勢調査におきましては正規が63.6%、非正規が36.4%となっておりまして、この10年間で非正規が11.9ポイント増加するというふうに変化をしているところです。また、例年長野県へ報告しております課税状況調べというのがあるんですが、こちらで24年分から28年分までのここ5年間の納税義務者を見てみますと、3,700人前後となっております。給与所得合計額は90億円前後となっております。給与所得額の階層別になっているんですが、その階層別で見ますと301万円以上500万円以下という階層が最も多く30%前後、201万円以上300万円以下が20%前後ということで続いておりまして、100万

円以下は 6.3%前後となっております。これらのことから 5 年間を見ますと、所得金額、階層別ともにほぼ横ばい状態というふうに見えます。一方、リーマンショック前の平成 17 年分と平成 28 年分を比較してみますと、納税義務者は 4,259 人が 485 人減の 3,774 人、給与所得総額では 109 億 4,500 万円余が約 17 億 5,500 万円減で 91 億 9,000 万円余となっております。所得階層別に見ますと、301 万円以上 500 万円以下が 2.8 ポイントの減少に対しまして、201 万から 300 万以下が 2.3 ポイントの増、また 100 万円以下が 0.4 ポイント増となっております、中間層、低所得層に変化が見られております。

浜田議員

経済的に非常に厳しい御家庭の話とあわせて、町全体がですね、特に長い目で見ると実際にはリーマンショックの傷跡から回復してないというのがこの町にも例外的ではなく起こってるのかなというふうに認識したわけです。先ほどの特に生活保護世帯等については県との連携をとりながらさまざまな策を講じていただいているというお話でありましたけども、ただ、正直言ってですね、私、これからの審議にはなりますけども、行政評価書を見て実はやや失望しました。どうしてかというのですね、経済的困難が拡大している中で、各事務事業の評価はですね、ほとんど横並びの A で、しかも維持だということですね、こういうふうに町の経済が長期的に低落していくことに対する特別な措置は講じられてないのではないかと、これはちょっと厳しい言い方かもしれませんが、そんな感じを持ったわけです。実は 10 年前にこのリーマンショックの直後に政府は緊急雇用対策事業っていうのを各市町村にも確か行ってですね、半年単位でしたか、雇用の底上げを図るといふうなことをやったことがありまして、私も、そういうことで困っている青年たちがですね、一定の安定の場を見つけて喜んでいくという実情を目の当たりにしてきましたけれども、また、私自身もそういう対策の就業機会支援の組織を立ち上げてですね、当時の町から補助金を出していただいたようなこともありました。ですので、私としては町独自の政策を工夫してですね、それと同時に、この実情に対して国に対しても、もう一つの対策を強く求めるべきではないかというふうに考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

町 長

今までの数字等、発表がありましたけれども、リーマンショックの前から、まず 1998 年の株価暴落から始まってですね、その余波が、まだ持ち直す、持ち直すっていう期待をしながら、96、7 年ころから完全にその経済の低調が目に見えてきたと、そういうことを考えますと、合わせて 20 年間、国の景気が低迷し、いわゆる失われた 20 年という中でデフレ経済の中にあっただいこととございます。いろいろの方のお話を聞きますとですね、その間、給料は上がってなかったということとございます。逆に多少下がり気味と、こういうことだというふうに思います。その中で、経済格差、所得格差というものが生じてきていると、その流れは大きな経済の低迷の中での流れだというふうに思っております。その中でですね、最近の経済状況は、20 年の間に生産年齢人口が減ってきたと、こういう社会的な環境がそこに加味されているというふうに思います。いわゆる生産年齢人口というのは 15 歳～65 歳の方をいうんですけれども、いわゆるこの方々が少なくなって人手不足という状況が生じてきていると、その人手不足をですね、まあ、リーマンショック以降どういふふうに対応してきたかという、いわゆる派遣社員、非正規社員という方々をお願いしながら事業を進めたということの中で、一層賃金が安いほう、安いほうとへ傾斜し

ていたというふうに思っておるところでございます。この状況は今も続いているというふうに思います。そこで、政府が生産年齢人口が減っていく中での方針として働き方改革という方針を出されたんだというふうに思います。その中ではですね、まずは長時間労働を是正しようと、人が少ない中でみんなが長い時間を働いてる長時間労働の是正、それと正規、非正規の格差をなくそうということの中で同一労働同一賃金というものを打ち出してきたということだと思います。それと、さらには高齢者にももう少し頑張っていただくというのの中で高齢者の就労支援、就労対策と、こういう3つの大きな柱の中で働き方改革ということを求められているかなというふうに思っています。まあ、これがですね、今後実際どのように動いてくかということを見守る必要があるかなというふうに思っています。しかし、まずは国が経済を立て直す、いわゆるアベノミクスの中で第一の矢の金融政策ということで金融緩和をしたことにおいて景気をよくしようと思いましたがけれども、しかし、そのだぶついた金はですね、民間の消費や投資に回らなかったということでございます。株等に動いた、株は上がったけれども実際に経済はよくならなかったということだと思います。ですから、本当はですね、政府の財政出動ですね、いわゆる地域、GDPを上げるのは、政府の消費投資、それとあわせて民間の消費投資、これが合わさって経済がよくなる、GDPが上がると、こういう構図になってるんですけども、民間は、なかなかこの不景気の中で消費を拡大したり投資を拡大するということは、なかなかやりにくい、であるならば、政府が先導して消費投資を増やすべきであり、国の、まあ福祉関係の方々の賃金を上げたりですね、教育への投資をしたりですね、あるいは、これは公共投資が罪悪説というのが昔からあったんですけども、今や、この強靱化をしなければならぬという時代において、台風、大型台風が来る、地震が来るという中において、これはしっかりとそこら辺の投資を見直さなきゃならないと、こういうことでございます。こういう資金を市場に流す、それにおいてほんとのトリクルダウンというものが生じるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。ですから、まずは国の大きな政策の中で経済をよくしていただくと、こういうことを望むものでございます。こういうことだったら、ああ、まあ私が国会議員ではありませんので、地域の国会議員の先生方に「もっと財政出動してください」と、「橋、川を直すお金をもっと出してください」と、「早くそれは修繕しなければならぬんです」と、こういうお話はできると思います。まあ、私のできるのは、そういったことでお努めを申し上げたいなというふうに思っております。以上です。

浜田議員

大変おっきなお話をありがとうございました。国の経済の流れについては、私も大体8割ぐらいはそういうものかなあというふうに思います。ただ、実際にはですね、毎年スローガンが変わってきましてね、一億総活躍だったり何だりというふうに日がわりメニューじゃないかということの中で、今回の少なくとも働き方改革が額面どおり実行されることを私も強く求めたいと思っております。もしそうだとすれば、先ほど発表いただいたようなですね、さまざまな指標、要保護・準要保護の対象者であるとか、あるいは非正規と正規の差であるとか、給与の総額であるとか、こういったものが改善されるべきであるし、そうでなければその政策は意味がなかったということになるわけですので、ぜひ行政側もこういった数字に注視していただいて、もし、それが改善の兆しがなくて、何か中央のほ

うでお金が動いてるだけのようなことがあればですね、ぜひ、今の政治家の皆さんでも結構ですし、町村の協会を通してですね、やはり地域に実効性のある政策に及ぶように強く求めていただきたいということを求めてですね、庶民の憂いに目を向ける町政としてのあり方を期待して、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、町長の3つのチャレンジで町の経済がどう変わるのかということが2つ目の質問です。この質問の趣旨はですね、どんな物事にも、旅でも何でもそうですけれども、一定の出発点と一定の目的地があると、その中をしかるべき道のりを踏みながら歩いていくというのが事業であれ旅であれ何であれ、そういうもんだというふうに思うわけですけれども、そういう意味ですね、町長の掲げる「儲かる飯島町」のビフォアとアフターをはっきりさせていただきたい、そういうことです。まずビフォアの部分について、今の飯島町がどんな産業で成り立っていて町民は何で暮らしている町なのかということについての、つまり、出発点に当たってのこの町の経済状態っていいですかね、についての町長の全般的な認識を伺いたいというふうに思います。

町長

町の産業は、まあ、売り上げベースとといいますか、生産額ベースとといいますと、まずは工業生産高は約500億円でございます。そして商業が約30億円、農業も約その近辺だと思っております。ですから、基幹となる産業は工業だと、こういうふうに認識しております。その工業の中でもですね、飯島町は食品工業、この部分が大きな部分を占めているというふうに思っています。その後、窯業とといいますか、セラミックですかね、そういった順番に産業が育っていると思います。しかし、ここで生活されている方は、飯島だけで働いてるわけではございませんので、ちょっと目を上伊那ぐらいまでにお勤めしている場合に広げますとですね、上伊那では、工業生産額は約6,600億円、商業販売額がですね3,100億円、まあ残りが農業と、少しになるんですが農業が約230億円でございます。約1兆円の産業規模、経済規模だと思っています。下伊那は、これに対して6,500億円の経済規模だと思っています。だと思ったんですが、で、大体そんなところでございます。そうすると、上伊那全体、やっぱり工業が主幹産業であるというふうに思いますけれども、ここが大事なところですね、農業は確かに230億円と規模が非常に小さいですけれども、販売額は小さいですけれども、私は、この農業は基幹産業ではないけれども、この地域の基盤産業であると、このように認識しております。この地域の特性である、この美しい景観を維持していただいているのも農業というお働きによりこの景観が保たれているということでございます。で、こういうすばらしい環境のところでは工業が営まれる、また、そこへお客さん、外部から、あるいは外国からお客さんを連れてきたときに、飯島でもそうですけれども、すばらしい景観を眺めて、ああ、ここで食品が作られているのかと、楽器が作られているのかと、こういうことになりますと、このやっぱり景観というものを売りにして工業が成り立っているということでございます。生活もしかりです。すばらしい景観の中で、私たちがここで暮らし続けたいと思うのは、その美しい景観を保持していただいているからでございます。でありますから、金額は少ないと言われましても、この地域にとって一番生活の基盤となるのは農業であると、こういう認識をしておるところでございます。

浜田議員

新農の私も大変励ましていただいてありがとうございます。そういうことなんですけど

も、私も多分今の認識と一致してると思いますけれども、2カ月ぐらい前から市町村単位で経済循環のデータが入るようになりまして、私なりに調べてみました。上伊那についても、ほぼ今町長のお話のとおりですね、私の調べたところでは1兆2,000億円ぐらいでしたかね、そんなんですけれども、まず飯島町の産業構成を調べてみると、私が調査したほうが多分、今町長がおっしゃったような構造ですね、最大の販売額ベースで見るとですね、特に域外から所得を獲得しているのが食料品、それから2番目が輸送用機械、具体的には自動車関連産業で、3番目が窯業土石製品、まあセラミックスですね、それから、あとは電気製品、精密機械、非鉄、金属というふうが続くわけですけれども、これが売上高ベースの姿かなと、次に、売上げが高くてですね、仕入れが高ければ、それは余り貢献してるということにはならないわけで、付加価値ベースで見るとですね、どのくらいだったかなあ、ちょっと違った姿が見えてきたのかなあというふうに思いました。売上高ベースですと499億円、付加価値ベースですと225億円、その中で地域で稼いでるのは相変わらず食料品ですね、ですので、まあ、みそですとかお酢ですとか肉加工ですとか、そういったところかなあというふうに思います。ただ、付加価値ベースでいきますと2番目に来るのが公共サービスなんですよね。何が公共サービスかっていうのは、もうひとつよくわからないんですが、研究とか医療とか福祉とか、そういう部分が2番目と、3番目が公務、先だってからの食品造成が言われてますけれども、地域で所得を得るおつきな要素になってるというふうに順番が変わってくるかなあというふうに思いました。さらに、その225億の付加価値の中でですね、所得に配分される割合、要するにそこで働いてる方々の給与所得として支払われる、つまり住民の生活を支えてる賃金のもととは何かというふうに言いますと、今度は順序が逆転してですね、公共サービスがトップに来ると、要するに介護、福祉とか医療とか、こういったものがですね、実際に人手を必要とする事業であるだけに、そのまま所得につながるのかな、こんなイメージかなというふうに私なりに理解したところです。この認識については、町側もさまざまなデータをお持ちだと思いますけれども、認識に違いがあるかどうかまず確認したいんですが、いかがでしょうか。

町長 データの読み方でございますので、まあ大筋それでいいんじゃないかなというふうに思っております。

浜田議員 そうしますと、町長が着手される儲かる飯島町のビフォアはですね、こういう町の姿だということになるわけですが、もしそうだとするとですね、3つのチャレンジが進むと、この町の経済構造は具体的にどう変化するかということについてお尋ねしたいと思います。地域資源を掘り起こして儲かる飯島町にするというコンセプトはですね、きのうもきょうも十分に聞かせていただいたんで、頭の悪い私でもそれなりに理解できたかと思しますので、議論を主に数字的なお話に絞って出していきたいということで進めたいと思います。それから、議員も町民もですね、まあ町長のお考え、全体よくわかったんですけれども、では、その規模ですとか時期ですとか、いつごろから、例えば一定の投資をして一定の事業を立ち上げて、どのくらいのところからそのリターンが期待できるのかという、その規模についてはですね、多分誰もイメージ持ってないと思うんです。そのあたりをぜひ具体的にお話いただきたい。先ほどの話では、例えばリニアが通るころって

うのが一つの目安かなあというふうに思いましたけれども、じゃあ、そのときに、先ほどお示したような町の産業構造がうんとおつきく変わるような事業をお考えなのかどうかとかですね、例えばそれは1億なのか10億なのか100億なのか、そのあたり、制度は問いませんが、町長の頭の中にある、いつ、どんな事業で、どういう金額が儲かる飯島町のイメージなのかということについて、ぜひ率直なところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

町長　　まあ、私の3つの政策によってですね、この地域の経済力がどのようにアップするかということでありませけれども、まず、そこまでの高望みはしていません。いわゆる、まあ再三申し上げていますが、この地域の資源を価値のあるものとしてそれを売ることの努力をする必要があるというふうに思っておるわけでございます。そういうきっかけにおいてだんだんに産業が育ってくるのかなというふうに思うところでございます。今そういうところにチャンス、ビジネス的なチャンスを求める方があるとすればですね、やっぱり兼業農家の、まあ兼業をされてる方は、しっかりもうお勤めして農家の収入よりも兼業の収入をしっかり得られていますから、そういった部分では、まあ落ち着いた部分ではないかなと思いますけれども、問題なのはですね、65歳から70歳75歳のまだ元気な方々がおられる、この方々の参画する部分が非常に今後はおもてなし産業をお迎えする中で非常に有力な方々じゃないかなというふうに思うところでございます。思えば、今退職してですね、シルバー人材センターにお勤めなり、いろいろされて、みんなお仕事持っておられるわけでございますけれども、それが自分の趣味とか意気投合する方々と何かのそういったチャンスを得られることにおいてビジネスのチャンスを得たり、また、その楽しさというのを我が子に伝えていく、子どもたちもこの地域のふるさとの愛というものを、この資源のすばらしさ、みんなが集まってきてくれるすばらしさと……

浜田議員　　すいません。コンセプトだけ、私は数字をお尋ねしているんです。

町長　　数字といっても、その数字は出ませんと申し上げてるところでございます。しかし、数字よりもですね、そういった部分を郷土愛を育てる部分、自信を持てる部分、この部分がまずは大事だと、このように思ってるわけです。具体的な、これはどういう、例えばハードのアウトドアを催したときには幾らぐらいの収入があつて幾らぐらいつて、これは観光基本計画の中でアウトドアの部分で、もしかしたらそういった数字が出るものもありますけれども、でないものも、希望的なものもあると思っております。しっかりと数字は、まだ持つておるところではございません。

浜田議員　　1年目はですね、コンセプトを町民に理解させるということでもいいとは思いますが、そろそろ私は具体的な数字に踏み込む段階ではないのか、私たちは、1,000万の事業になるのか1億になるのか10億になるのか、その単位程度はですね、ぜひ町民にも議会にもお知らせいただきたいというふうに思います。その一つの理由はですね、私、実はきのうの一般質問の坂本議員への答弁に驚きました。っていうのは、飯島町の営業部の中で、今町長もお話ありましたが、感性のあるといいますかね、そういうグループの中から事業が立ち上がるのではないかというお話があつてですね、それ以上に具体的に踏み込んだ事業が立ち上がるというふうな感触を私は理解できませんでした。もしそうだと

すると、一体どういうテンパでその飯島町の新しい儲かる飯島町への道のりが進んでいくのかと、この距離感が正直言ってほとんどつかめない。その一方でですよ、一年、半年前、昨年の12月に議会の後の全協です、最新の実施計画、3カ年計画が発表されてます。その3カ年計画の中でですね、一番大きな新規事業、突出した事業、1億円事業っていうのは1つしかありませんでした。それは、平成30年、つまり来年度と再来年度、31年度にですね、各1億2,100万円で特命チーム営業部を担当として信州飯島アウトドアフィールド事業を行う。いいですか、具体的にはまだどういうグループが町を担うのかもまだ星雲状態、よくわかっていない、その一方で、ほかの事業を押しつけて言ったら失礼かもしれませんが、多分職員からさまざまな要望があるものを、多分後にずらしてですね、来年、再来年に1億2,000万、1億2,000万、これだけの事業を行うという、このギャップを私はどういうふうに理解した、よくわかんないです。この飯島営業部の現在までの実績と、それから3カ年に盛り込んだ1億2,000万の関係について具体的に御説明いただきたいと思います。

町長 まあ今後の観光産業に投資する金額というのは、国の地方創生資金がこれは目当てでございませぬ。地方創生拠点整備交付金というものが交付されるという情報を得たときに、やはり準備しておかなければならないという部分かと思っております。ほかの事業を押しつけてといたしますけれども、ほかの事業の福祉やインフラ整備の部分については、国の手持ちの資金、あるいは常に出ておられる交付金、50%の交付金、これをメインに行っていくもので、これは計画的に行われると思っております。しかし、地方創生拠点施設の交付金というのは、半分プラス起債に対する約30%の補助もあるということで、なかなか有利なものでございませぬ。しかし、玉として持っていなければならないと、こういうことですから、計画には、まずは挙げておかないと、そのときに手を挙げられないということでございませぬ。だから準備のためにそういう計画は挙げているということということで私は理解してます。

浜田議員 そうだとするとですね、全然担い手等、その2年間で2億4,000万の事業との関係づけが私にはまったく理解できないんです。一体誰がこの2億5,000万を使うのか。しかも、その国の交付金を当てにしてるとおっしゃいますけれども、補助率から言ってますね、1億数千万であれば、例えば年間5,000万円は町の支出になるわけですよ。これがほかの事業を押しつけないことにはならないじゃないですか。そこんところがどうなっているのかということですね、この2つの乖離の問題をどう考えるか、それと、もう一つは、これは箱物なのかソフト事業なのか、それはどうなんでしょう。以上、お尋ねします。

町長 まあ詳しく、詳しい計画をですね、今後の観光基本計画の中で具現化して計画が行われていくものと思っております。まあ、これが箱物といいますか、施設、観光拠点としてふさわしいお客さんが呼べる施設であるための箱物といえば箱物になるかもしれませんが、あわせてソフトの関係の整備というものも含まれているものでございませぬ。

浜田議員 そうなると、事業の中身が観光基本計画の中に盛り込まれるようなお話でしたけれども、観光基本計画というのは、そういう収益的な事業についての目標も設定する計画だとして策定されてるんでしょうか、お尋ねします。

町長 観光基本計画というのはですね、この地域をどのように観光に利用できるかという計画

でございます。例えば、まあ資金が必要なものというのと、そのハードのものがあるんですけども、こういった自然の地形を使ったアトラクション等は、飯島町のどの場所へ可能なかと、そのときには幾らかかるのかと、こういうものをすべて計算が出てくるものと思っております。その出てきた、これが、アウトドアの今計画の中で専門家によって場所と金額と、そういったものが提出されてきていると、その中から観光基本計画の中にそれを載せて、今度どれをチョイスするかというのは、その都度の年度の観光産業の進め方、またソフトとの合体、そういったことで、一気にやるわけではなくてですね、流れを見ながら10年かけてやっていきたいというものでございます。スパンは最終目標のリニアの開通する10年を目途に、経済的なバランスをとりながら、健全な財政状況をとりながら、もしかしたら2、3年マイナスが、赤字が続くかもしれませんが、それは将来に向けての投資という意味で、そういったことがあっても仕方ないと思っておりますけれども、そういった長い10年の感覚でできていったら、まあ計画、そういった計画を持っておるところでございます。

浜田議員

そうするとですね、観光基本計画が策定されれば、今この3カ年計画の中にあらかじめ国の補助も得ることを想定しながら盛り込んだ2億4,000万の必要性がその中に描かれると、こういうふうに私は理解いたしました。もしそうだとすると、先ほど事業の規模について町長は数字は具体的にはおっしゃりませんでしたけれども、既にここで2億4,000万の数字が出てくるわけですよ。から今期間10年とおっしゃいましたよね。もしそうだとすると、これ、一体収益的な事業なのか何なのか、何をもってこの事業の妥当性を判断されるのかということが私は行政には問われると思います。少なくとも今年度の予算、ええと8月の臨時会で可決した町の持ち出し分だけで3,400万円でしたっけ、それと、この2カ年での合計5,000万5000万の1億円、1億3,000万の投資をしてですね、町は一体長期的に、これは単に使ってしまうのか、何らかのリターンを生むような、要するに儲かる飯島町としての構想のもとでこの投資を行うのか、このあたりについてはですね、もう既に具体的な数字が出始めてるじゃないですか。だとすれば、ほんとにこれでどういうその経済発展を展望されてるのかというのはそろそろ語っていただいてもいいのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょう。

町長

まだどのくらいの金額がかかるかというものについては、各そのアウトドアの一つ一つの提案について明確にはまだなっていません。今後出される部において、アウトドアの部分では、このアトラクションは幾ら、このアトラクションは幾らと、こういったものが詳しく出てくるものと思っております。それがいつ、どういった形で、どこへつくるのが適切かということではですね、観光基本計画に、それは大種として、題材として挙げられていますけれども、どれを選んで今度は進めていくかっていうことについては、また適当な適切な方々、組織、皆様方、各地域、こういった方々の、方々の御意見を伺いながら、それは進めていきたいと思っておるところでございます。将来の数字的な収益性については、そのどの事業を進めるかということにおいてははっきり明確に出てくるのではないかと考えております。

浜田議員

その場合、お金の流れというのはどうなるんですかね。これ、飯島町特命チーム営業部が担当になってます。町民で構成する飯島町営業部、ここの事業の立ち上げを町長は期待

- されてるわけですね。そうすると、実際にこのお金を処理される部分、その執行責任は一体どこになるのか、これについてお尋ねします。
- 町長 観光基本計画の中でアウトドアのそれぞれの投資について、これは民間が参入する場合もあると思います。その支援として行政が支援するという場合もあるかと思いますが。そういった誰が事業を主体的にやるかということも含めて今後の課題になってくると思っております。
- 浜田議員 大体どこまで固まっていてどこまで固まっていないのかというのはおおむね理解いたしました。ただ、少なくとも実施計画の中に含まれている以上ですね、これがそのまま推移すれば来年の3月の予算案の中に具体的な形で盛り込まれることになるわけですね。そうになると、例えば受け皿が外部にあるとすればですね、これ非常に緊急性を要する話だと思います。今からその同好の衆が寄り集まって1億円の事業と立ち上げるのかというのは、かなり乱暴な話かなというふうに私は個人的には思うわけですが、そうだとすると、この議論はですね、少なくとも12月議会ぐらいには、もっと具体的な姿を議会に対して説明していただく必要があるんじゃないでしょうか。きょうの話だったらですね、ほんとに私どもも町民も理解できないと思います。同じようなことを二度と繰り返していただかないような附帯決議も上げているというふうに私は記憶していますので、12月にもっと具体的な姿をお示しいただけるかどうかについてお尋ねいたします。
- 町長 まずは観光基本計画というものをつくって町民の皆さんに周知をしていただくと、そこから始まります。
- 浜田議員 まあ、これ以上はやっても仕方がないので、要望だけしておきます。
- 次の質問に移ります。もう時間も押していますので、やや一方的なお話するかもしれませんが、先ほど町の収益構造をざっと眺めた場合にですね、実は町民の所得に対してかなりおっきなウェイトを占めていたのが公共的な事業、つまり医療、福祉、まあそれに関連する事業、社協の問題も出ましたけれども、そんな分野であったりですね、それから建設業も実は入ってました。そういうおっきな夢の一方ですね、私は、町を一つの経営母体と考えた場合には、何10年もの間に形成されてきた町の事業をどうやって育成、発展させるかっていうこともおっきなテーマではないかというふうに思います。先ごろ総務産業委員会と町の商工会との懇談の中でですね、建設業について事業発注の改善を求めるといふような要望がありました。建設業会長ともお話をしてきたのですが、一つ、昔問題になっていた歩切りとか分切りとかいう、もともとの設計見積りに対してですね、ある割合を掛けて値切ってしまうというのは、政府の通達によって、昨年でしたか、なくなると、まあ一歩改善かなあというふうに思いましたけども、その一方で、隣接市町村に比べて、飯島町は町内発注を町内業者がとる割合がですね、実は少ないのではないかと、そんな認識が語られました。私自身はですね、企業というのは、新しい商品を出してヒットする会社もありますけれども、そうではなくて、時代に即応しながら地味に自分たちの生きている場所を築いていくと、続けていくと、そんな企業も優良企業だと思っております。そういう意味で町の既存の企業をですね、きちんと育成するといういみで、今指摘があったようなことが実際あるのかどうか、また、それに対して対応可能なのかどうか、こ

ういったことをお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

企画政策課長

ただいまの御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。まず、歩切りのお話があったかと思います。これにつきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律や、また公共工事の品質確保に促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針に基づきまして、そういった歩切りについては行っておりません。あと、町内業者の関係について御質問があったかと思います。大変厳しい状況であるということは十分認識しておりますけれど、経済対策や地元業者育成の観点を意識しながら飯島町建設工事等請負業者選定要綱に基づきまして業者選定も行っております。その中としましては、例えば一般競争入札については地域要件などをつくるなど、できる限り地元有利な形で考えておりますし、指名競争入札につきましても町内業者を中心に選定を行っております。また、随意契約、そして物品についても町内業者を意識した中で進めさせていただいております。また、そのほか130万以下の小規模工事についても町内業者に限定した中で工事を進めるよう、できる限り町内業者、町内に公共事業を貫流するような形で進めているということをお理解いただけたらと思います。

議 長

11 番 中村明美議員。

11 番

中村議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。初めに公共施設等への通行車両が多い中学校西道路と歩道を拡幅し安全・安心は道路網に、について質問いたします。この道路の幅員は車道5.5メートル、歩道1.3メートルで、センターラインのない道路です。上ノ原幹線側からの右左折では、譲り合うなど慎重なハンドル操作が必要で、対向車との対応がスムーズにできないのが現状です。また、歩道は学校の玄関前でもあり、多くの生徒が歩き、部活でも活用されているように思います。しかし、狭い歩道のため歩くのにゆとりがなく、特に冬の圧雪時には車との接触を危惧しています。このような点から安全な道路でないと判断いたします。町ではこの道路の拡幅計画が現在ないようでしたので、今回この道路の拡幅工事に向けた町側の考えを伺うことといたしました。言うまでもなく、この道路は庁舎、文化館など公共施設周辺道路として活用頻度が高いこと、現在国道153側から役場、文化館へ向かうに当たり、広い幹線から公共施設を目前にして狭い道路になっており、町内外の利用者にとっても不親切な道路環境であると感じてなりません。もちろん安全を考慮して庁舎西側道路を使えば済むのですが、心理的に近い道を使うのが常だと思います。また、本年飯島中央クリニックの開業、薬局が開設されたことから、今後は車や人の往来を増えることが想定でき、安全面が求められます。そして、何といたっても中学校は災害時の避難施設で、その隣接道路であります。安全・安心な道路であることはスムーズな避難条件としての一歩でありましょう。住民の安全・安心な道路に向け車道、歩道の拡幅計画を早急に進めることを強く求める次第です。町側のお考えを伺います。

町 長

最後の中村議員の質問にお答え申し上げます。御提案をいただきました路線約200メートルは、上ノ原幹線から役場、文化館及び中学校を結ぶ重要な生活道路となっております。現況は全幅員6.8メートル、うち車道幅員5.5メートル、歩道幅員1.3メートルとなって

おり、機能的に見ればすれ違いのできる幅員で歩道もある改良済みの幹線道路となっております。御質問のとおり、この路線の歩道は通学等で多くの生徒さんに利用され、有事の際は中学校が指定避難所になっていることや公共施設が多くあるため交通の混雑も予想されます。交通量や歩行者の実態と今後の推移を検証し、どのような整備が効果的なのか検討してまいりたいと思っております。早速担当課でですね、交通量調査をしていただきましたので、その数字をお知らせ申し上げます。平成29年の9月6日午前7時から午後7時まで、車両が816台、自転車が1台、歩行者が60人と、こういう数字が出ております。

中村議員

早速調査をしていただいたとのことですのでうれしく思います。ぜひ検討を進めていくことを求めまして、2番目の質問に移ります。

子どもたちの読書週間推進へ小学校図書館司書の一日勤務、エアコン設置、全児童に読書ノート配布を、について質問いたします。町は今までに子どもたちの読書習慣重点を置きファースト、セカンド、本年はサードブックと本の贈呈を行っています。今回の質問は、そのように町が子どもたちの読書の環境を重視していることに、さらに小学校に上がった段階で読書がもっと定着していく、そういう方向に向け町の努力をしていただきたいという観点から3点の質問をしてまいります。①です。読書習慣は小学校時期から重要と考えることから、地域の力を借りてでも図書館の一日開設をすべきでは。この質問をするに当たり飯島小学校の実態を校長先生から伺ってまいりました。まず、小学校図書館司書の予算額は220日分で、1日で4時間分、したがって午前中だけの開館になっています。また、七久保小学校の生徒数に比べ飯島小学校ではその倍の生徒数に当たるわけですが、七久保と飯島は同じ条件であるということです。校長先生が申されましたが「正直なところ、もっと時間が欲しいです」と遠慮気味に訴えられていましたが、最もだと私も思います。司書の仕事内容は、図書館使用時間割一覧表に沿って毎日1～3時間のクラス読書指導を行っています。これは、午前中の1時限2時限3時限4時限があるわけですが、月曜日だけは1時限に入るんですが、あとのほかの日は大体2クラス、1時限ごと入るわけなんですね。また、そのほか日本の貸し出し・返却事務、そして蔵書管理など、とても午前中の4時間勤務ではこなし切れない仕事量とのことでした。また、昼休みも勤務時間にこだわらず子どもたちの図書館利用に合わせ司書が良心的に対応している様子でした。実態を伺って改めて4時間勤務内で現仕事をこなすのは無理があると感じた次第です。司書の現状を伺うまでは子どもの側からだけ見ておまして、学校図書館は子どもたちが学校にいる間はいつでも利用できる環境であるべきだと考えていたのですが、この司書の仕事の仕事量を聞きまして勤務時間の適正化も図ることが求められていると強く感じております。現在国を挙げて働き方改革を推進している中で、このような実態をどう判断しているのでしょうか。飯島小学校の場合、司書の勤務時間を午後の4時までにするだけで5・6年生の読書指導が午後に移動でき、仕事に余裕が生まれてはかどります。また、低学年生、低学年では放課後も図書館が利用できるようになります。言うまでもありませんが、小学校時期は読書習慣の大事な基盤づくりのとき、学校ではどの子どもも平等日本と触れ合う機会が与えられているのですから、学校にいる間は自由に図書館利用ができる環境でなければと

考えます。また、その方法の一つとして考えるわけですが、地域コミュニティ・スクールとの連携で午後の貸し借り管理を地域の力を借りる形の体制づくりでもできるのではと考えます。したがって、司書の仕事量、そして子どもたちの読書習慣の観点から、図書館司書の図書館開館の一日開館を求めますが、教育長のお考えを伺います。

教育長

読書のお話ありがとうございました。読書から得られるものは、言葉を学んだり知識をつける、あるいは想像力を発達させるなど、子どもにとって生きる力、これを学ぶための一つの方法としてとてもすぐれたものだというふうに思っています。図書館司書の勤務内容は、お話にありましたように、学校図書を選択、収集、それから読書活動に対する指導、図書館の運営、活用などが担われています。学校図書館法には「学校司書を置くように努めなければならない」という努力義務で示されております。当町では、お話ありましたように小学校は半日勤務の学校図書館司書を配置しております。法律上では「学校図書館司書については常勤または非常勤。専ら学校図書館の職務に従事する職員」ということでありますけれども、この司書は、特に飯島町の場合に資格要件を定めているものではなく、任意の方をお願いしているということですので、基本的には図書館学習をするときにも担任が指導するというのが原則であります。午後になると司書はいなくなりますけれども、小学校の場合、担任の先生が図書館指導することは十分可能ですし、司書はそれをアシストするという、そういった役割ですので、司書が何か教育一般を受け持って教育するというものではありません。図書館も司書がいなくても先生方開けられますし、それから、先生方の校務分掌の中には図書館係、飯島小学校はクラス数の関係で司書教諭が発令されている先生がいらっしゃいますので、こういった先生方が図書館をうまく運営していただくことは可能な状況になっております。地域の方をお願いしてというようなお話もございましたが、コミュニティ・スクールで例えば農業関係のことやですね、読み聞かせに関して小学校あるいは中学校には多くの外部の方、地域の方が入ってみえられるようになりましたが、一方で、子ども広場はですね、担当していただける方が非常に高齢化して、地域の方にあれもこれ持っているのをお願いするのは大変こちらも心苦しいし、状況としても厳しい状況であります。そういったわけで、午後は司書は不在にはなりますけれども、図書館の一日開館はできますし、休みの日、子どもたちは飯島町の図書館あるいは公民館の図書館、あるいは移動図書館が1週間に一遍、放課後やってまいりますので、そういったことを通じながら、子どもたちが読みたくなる本に出会える機会、こういったことをつくっていきたいというふうに思っております。なお、放課後ですけれども、小学校は授業が終わって帰りの会というのがありますが、帰りの会終わると、例えば飯島小学校では3時55分に帰りの会が終わって、もう4時5分はもう下校時間ですので、現実的に子どもたちが放課後図書館を利用することはちょっと物理的に難しいという状況にもあります。

中村議員

そうしますと、今の現状で学校が大変って言うことは学校のやり方がよくないんだよという、そういう捉え方でいいのでしょうか。あと、低学年の場合は3時ぐらいに終わると思うんですけども、そうすると1時間ぐらいは図書館に足を運べる、だから4時ぐらいまでは開けておくということを、もし先生方でもできるんだとしたら、そういうことが可能ということですね。でも、教育長のおっしゃられるのでは学校のやり方次第で開

けておくこともできるんだということで、大変ということは学校のやり方がよくないんだよという、そういうことでよろしいのでしょうか。

教育長

学校はかなり柔軟に運用できるように、司書の先生も行事のときにはお手伝いをされたりするということもありますので、非常勤の先生ですので、その時間のやりくり、あるいは年間の割り振り等については、かなり校長先生の裁量でもってできるようになっています。子どもたちも図書委員会の活動がありますので、昼休みとか放課後、図書委員がそういった仕事にも当たれますので、必ずしもそこに司書がいなくても、担任の先生や子どもたちの活動で今のところはカバーできるというふうに思います。ですので、このやり方が悪いというんじゃないで、そのやり方次第というふうな認識であります。

中村議員

うまく教育長はまとめてくださいましたけれども、ぜひ、また学校側と、教育長、またその点のところを協議して、よきアドバイスがありましたら、ぜひ教育長のほうから提言をしていただきたいというふうに思います。また、学校側から伺ったのでは、この学校図書館図書標準、これは、各学校に必要な、この蔵書の目標があるみたいなんですけれども、それが3万3,360冊、それに対して、飯島小学校だけで申しわけないですけれども、29年度9月現在では1万1,054冊とですね、何と3分の1、標準の3分の1、理想の数とはいえですね、3分の1ははるかに少ないなあということを大変感想を持ちました。その理由としては、今移動図書館とか町の図書館が近い、あるという、そういうことなのでしょう。また、校長先生からは「町と中学校と小学校の図書館、これをオンライン化してほしい。そうすれば子どもたちはより多くの本、または読みたい本を読めるようになる。小学校では、図書館に行けるのは限られた子どもたちなので」町の図書館ですね「限られた子どもたちなので、平等な読書環境にしてほしい」と言われました。私も確かにそういう時代だなあということを感じて、オンライン時代を活用すべきと感じましたので、今後教育委員会としても、この点をまた検討していただけたらということをお願いして、②の質問に移ります。

昨今は気候変動により厳しい暑さ、過去にも提案したが、快適に読書ができるよう図書館にエアコン設置をについて質問いたします。この質問は、過去に、猛暑の夏に学校の保健室、図書館にエアコンを設置して、子どもたちの体調管理と読書習慣に向け図書館内を心地よく図書館、図書利用の推進を図るよう求めた経過があります。その結果、図書室は財政的に理由でいまだに設置に至っていません。確かに財政的には、公共施設の改修など今後の計画を見ても、とても余裕がないと回答が返ってくることを想定いたします。しかし、現状は暑過ぎて本にとっても本を読むにも好ましくない状況で、子どもたちが喜んで本を読みに行ける環境でないことが残念でなりません。何とかエアコンを設置してあげたいと思いますが、その後検討されたのでしょうか、経過を伺います。

教育長

かつては夏が涼しいと言われた長野県でも、最近では5月に30度を超えるような日があったり9月になっても真夏日があったりということで、気候変動を身を感じるというのは同感であります。子どもたちも夏休みはあるものの、厳しい暑さの中で登校する日も過去よりは多くなり、暑さ対策も必要だということは認識しております。お話ありましたように、現在、体調を崩した生徒のために保健室、あるいは暑くなりますパソコン教室等に

はエアコンがそれぞれ入っておりますし、中学校には図書館にもともとエアコンが入っております。あとは、そのほかの一般教室にはエアコンは設置されておられません。快適な授業環境、あるいは児童生徒の健康管理を考えますと、エアコン設置を考えていく、そういう時代的なものがあるのかなと感じます。ただし、導入に当たっては非常に多額な費用がかかりますし、電力の関係で電気工事も伴わなければならないというようなことがありますので、学校全体の設置状況、あるいは社会、地域、そのほかの市町村の動向なども見ながら考えていかなければというふうには思っております。ただですね、6月に国の教育再生実行会議から学校休業日分散化の提案がありまして、それによって夏休みを減らして5日間休みがとれて、前後の土日で9連休をつくるというような構想がある中で、その文書の中に「夏季において授業を行うことが想定されるため、子どもたちが集中して学習できる環境の整備を進める」ことについても触れられております。これは内閣府、文科省と内閣府の関係のものでありますけれども、そういった動きも国でもあるということもありますので、ちょっと今自力で普通教室とか図書館のエアコンの導入っていうのはなかなか難しい状況にありますので、国の動向も注視して今後のことは考えたいというふうに思っています。

中村議員 早速とはいかないような様子でありますので、そこで提案をいたします。これは町長に伺います。今、本年度ですね、ふるさと飯島応援基金は28年度決算によると寄附金が前年度比187.1%に上り6,973万円積み立てされています。当町に納税してくださった方々には心から感謝する次第でございます。この基金を学校教育の現場に生かす、活用することもふるさと納税者の思い、真心に伝えていくのにふさわしい使い方だと感じますし、教育にもつなげていけるとも感じます。財政的に厳しいのであればふるさと飯島応援基金を活用し小学校図書館へエアコン設置してはどうでしょうか。町長のお考えを伺います。

町長 この資金の使い道については、それぞれの立場の中で私にも私にもと、こういう御意見があるかと思えます。今中村議員の御提案につきましては、その一つとして、またみんなでも検討してまいりたいと思っております。

中村議員 子どもたちにとってはですね、教育にどのような関係があるのかといいますと、人間の脳の感知力では目から入るのは80%ということが聞いたことがあります。そうすると、子どもたちにこのエアコン設置に至っての経過を説明する中で、感謝や納税義務の大切さも、現実を見ながらですね、その伝えていけるというか、教育できるのではないかと、もしかしたら自分もこういう人になっていきたいというような将来への希望というか勇気もわいてくるような、そんなふうにつながっていくように、このふるさと応援基金を活用してですね、学校の施設に活用していくような、生かしていただけたらということをお思います。

それでは③の質問に入ります。本年小学校1年生にサードブックを贈呈したが、子どもたち、親御さんの反応はどうであったか。今後楽しく読書ができるよう本の内容、感想が記入できる読書ノートもつけることを提案する。読書ノートは次年度全児童に配布することを求めるが、についてお伺いいたします。本年7月、小学校1年生にサードブックが贈呈されました。町からは生まれてから3回目の贈本になりますが、子どもたちや親御さんは本をもらいどのような感想をお持ちなのでしょう、わかっている範囲でお聞きでき

ばと思います。今後読書ノート配布する計画も検討のようですが、1年生の限定するのではなく全児童を対象にすることを強く求めます。その理由は、この読書ノートは単なる読んだ本も題名を記入するだけでなく、本を楽しみながら、楽しみながら読書が進んでいく、そのように苦手な子たちも本の好きになるきっかけづくりになるような、そういうノートに工夫されているからであります。読書週間、読書の日など全児童が取り組む内容であることから検討していただきたいです。金額的にも大した額にはなりませんので、次年度全児童への読書ノートの配布を求めますが、お考えを伺います。

教育長

最初にサードブック、その事業の反応についてでありますけれども、直接その教育委員会あるいは図書館に寄せられたということは聞いておりませんが、図書館にですね、大体30冊のリストから多分親御さんが選んだ1冊をプレゼントするということになりまして、そのほかの本に対する興味というのはあるということで、2つの小学校と町の図書館には、その30冊程度のセットが置いてあります。このコーナーの貸し出しは大変多くありました。つまり、自分が選ばなかった本がどんな本があるのかということに関しては興味があったんだろうというふうに思っておりますので、これは読書への興味を引き出した成果というふうに捉えております。それから、読書ノートということでもありますけれども、より深く楽しめる仕組みの一つかなあというふうに思っております。読んだ本や題名とか感想を書いていくっていうことは、親子ともども、その成長過程を振り返る一つのツールになるのではないかとこのように思います。どちらかというと、親御さんが小さいとき、まだお子さんが自分で書けないときにこういう本を読み聞かせをしてあげたとかいうことが歴史になってつながっていくのかなというふうな気がします。全児童にというお話でしたが、これ、ちょっと私見も入りますけれど、私自身で考えますと、3年生4年生くらいのときに読んだら何か書かなきゃいけないつうと読むのはやんなっちゃうっていう、そのちょっとへそ曲がりなところがありましたので、やっぱり適年齢っていうのは当然あると思います。どちらかというと、親子のつながりというところに視点を当てれば、ひょっとしたらセカンドブックのときのほうがいいのかもかもしれません。そういったこともあわせて、ブック事業とどういうふうにからめていったらいいかということを検討していきたいと思っております。検討しておりますし、これからも検討していきたいというふうに思っております。

中村議員

へそ曲がりも解消してほしいと思うんですけども、教育長と以前その読書ノートを一緒に見たことがあるんですけども、内容を見ますとね、子どもさんが読み進んでいく、50冊が1冊のノートになってるわけなんですけれども、中間、中間で子どもたちを励ましてくれたりとかね、そういうメダルがついたりとか、そういう楽しいものがついているので、小学生には、ほんとに今後楽しみながら好きになっていく過程にはとてもいいのかなあというふうに思いましたので、今後ですね、慎重に検討をしていただいて、予算は町長のほうで何とかしていただくようにして、ぜひとも全児童に配布できるような方向で進めていただくことを強く要望いたしまして、3の質問に移ります。

親子の日から夏休み中を親子月間としては、について質問いたします。社会的にも家族・親子間のコミュニケーションが希薄化していることを懸念されています。本年行われた、こ

れは駒ヶ根市で行われたんですけども、社会を明るくする運動の中でも家族間事件が多いとの発表がありました。確かに報道でも一昔前に考えられなかった親子間の虐待関連の心が痛むニュースが報じられており、このような社会状況をいち早く改善することが求められていると判断いたします。今回の提案にいたしましたのは、本年6月、いっ子センターでの開催の「子どもの心を育てるために」の講演に参加した折、講師の杉浦先生から「親子の日制定を飯島町からしましょうよ」とのお話をいただいたことからであります。質問の前に教育長とそのような相談をいたしましたところ、既に国では7月第4日曜日、親子の日として制定されていると伺いました。その経過は答弁の中で教育長に教えていただきたいと思えます。私が町内外、あ、町内ですね、20人ぐらいの人に聞いたところによると、親子の日を知る人は誰もいませんでした。ぜひ周知していこうではありませんか。この日は夏休み中でいろいろなイベントがあることもあり浸透しないのかなと思えます。また、マスコミが取り上げないことにもあるように感じます。しかし、夏休みだからこそ意識して親子の触れ合いを大切に考えるときにしたいと思えます。子どもたちが親の深い愛情を受けとめ、自分に自信と勇気を持って健やかに育っていきける機会にする取り組みの一環として呼びかけていってはどうでしょうか。8月は先祖を迎えるお盆を過ごすときでありますことから、7月の第4日曜日だけでなく、夏休み中を親子月間と制定し、子どもたちだけに限らず全町民が親子、家族のきずなを確認し、楽しみながら夏休みにしていくこと、そのような思いを込めて親子の日月間について制定できたらと提案をいたしますが、教育長のお考えを伺います。

教育長

親子の日についてのお尋ねであります。親子の日については、まだなかなかなじみがないところですが、もともとは、2003年にアメリカ人の写真家ブルース・オズボーン氏がですね、ある日本人の写真、家族の写真を見て、そのことに触発されて家族の日をつくりませんかという提案をしたのが始まりです。5月の第2が母の日で6月の第3が父の日ということなので、7月の第4日曜日を親子の日に制定しようとしたものであります。これは、その翌々年の2005年に日本記念日協会によって公式に認定されております。民間では親子の日普及推進委員会がありまして、存在することの幸せを感謝できる世界の実現と何でもない日常の平和が継続してほしいという目的のために普及推進をしております。この推進委員会や民間団体によってフォトコンテストあるいはコンサート、エッセイコンテストなどが行われておりますが、それほど広がりがあるわけではありません。ただ、この同様な取り組みは、例えば毎月第3日曜日の家庭の日がありますけれども、長野県では青少年健全育成会議が中心となりまして「家族と遊べば なお楽しい！家族で学べば なお嬉しい！家族で泊まって お風呂に入ろう！」というようなPR活動を行っておりますし、協力施設や協力店で使える優待券を発行しておりますし、ネットからとることもできます。親子の日は、親子のつながりをしみじみと感じる機会としては子育て支援に有効と考えておりますし、親子の日にちなんだ取り組みを長野県のようにさまざまな施設あるいはお店で親子の日だからということで取り組んでいただくことはありがたいことだというふうに思えます。ただ、8月を月間という御提案に対してはですね、教育委員会の関係でもこの間さまざまな8月は行事がありまして、図書館のおはなしの森スペシャル、それ

から、今検討しておりますが毎月の読書の日、町の読書の日、そのほかにも耕地、自治会の児童会や育成会の行事、公民館行事ということで、子どもたちあるいは親子で参加する機会がこの期間に集中しております。親子の日の趣旨がですね、親子についてしみじみと思ったりほんのりとしたりするというのが大切なところだと思いますので、何か新たに企画やイベントを催して何かするというのはすぐわかないかなというふうに思います。ただですね、こういう日、なかなか知られていないということがありますので、例えばいいっ子センターのチラシに7月第4日曜日は親子の日ですよというようなロゴを入れたり、あるいはさまざまな子どもの集まりの中でそういったお話ができたり、できればいいかなというふうに思っております。なお、先ほどもちょっと申し上げましたが、内閣官房が主管します教育再生実行会議では、家庭教育充実のために家族での旅行やスポーツ、自然体験活動などの機会を通じて大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるようにとの趣旨から、夏休みなどの学校休業日を分散化させて9連休を地域ごとに創設し、観光振興、働き方改革を含めて一体的に取り組むことが提言されております。新聞ではキッズウィークというような言い方で報道されております。地域ごとどこかに、以前でいう中間休みとかお手伝い休みに相当するんですが、そういったところで親も勤めを休みやすくして子どもと一緒にこの9連休を過ごせるようにしたいという、そういった動きもありますので、この動きもあわせながら、その親子について考える、親子が一緒にいるというようなことにつながりについて考えていきたいというふうに思っております。

中村議員

確かに夏の時期にはいろいろなイベントがあります。ですから、このような日というのも余り浸透していないんだと思います。私も、何かイベントを設けて、この親子の日にみんなが集まってということではなくして、この、このときをですね、親子が意識をして語り合ったり遊んだり、楽しむという、そういう月にしましょうねという、呼びかけといいますか、そういうことをしていく、そんな中から、または、例えば商店街なんかでね、考えて、親子で親子月間に食事に来たら何か割引してくれるとか、そういうことにつながっていくのもまた町の活性化になっていくのかなあということもあわせて、このような提案をしていきました。とにかく飯島の親子は仲がいいというか、当然のことなんですけれども、どこの家庭もみんな親子が仲よく暮らしているのが飯島の自慢だよと言えるような、そういう町づくりにしていきたいと思っておりますし、当然今そうであると思っておりますので、継続をしていくためにも検討をしていただきたいということをお願い添えまして、4番目の質問に入ります。

町民の健康促進へ今後どのように取り組むのか。①保健医療費は年々増加傾向、町民の健康管理への啓発が重要に思う。健康促進に向け町の今後の取り組みは、について伺います。町は来年、平成30年8月から満18歳までの窓口無料を開始する方向でおります。医療費は年々増加の傾向は免れない、免れない状況と承知しております。したがって、今後町は町民が支え合いながら生涯心身ともに健康で楽しく生活していけるための健康管理への啓発運動などの施策にも重点を置く必要があると感じます。町民の健康促進に向け、町の今後の取り組みについてお考えを伺います。

町長

町国民健康保険の医療費は国、県に比べ低く推移しておりますけれども、1人当たりの

費用は増加傾向であり、後期高齢者の医療費は年により変動しながら総額が伸びる傾向にあります。町は、飯島町第5次総合計画後期基本計画に「誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくり」を基本施策としており、国の健康日本21、県の信州総合計画の流れをくみながら、飯島の健康に対する取り組みを行っているところでございます。具体的な事案につきましては課長より説明を申し上げます。

健康福祉課長

では説明申し上げます。具体的には、全体を網羅しています健康づくり計画、母子保健分野の健やか親子21、国民健康保険では特定検診等の実施計画及びデータヘルス計画、介護保険の関係では介護保険計画、また昨年度策定しました食育推進計画などで、それぞれのところで協力しながら実施しているところです。また、町では昭和53年に自治会、耕地に健康推進制度を設けまして健幸教室を開催する等、町の皆様とともに地域に根差した健康づくりに取り組んできております。今後は町民の高齢化がさらに進みますので、引き続き啓発活動を行い、町の皆様の健康意識の底上げを引き続き行い、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。あわせて町の皆様にも積極的な取り組みをお願いいたしますところです。

中村議員

今課長のほうからる健康促進に関する答弁がございました。個人の、個人の啓発活動、危機感も持たなければいけないということを感じるわけですけれども、やはり町からの啓発活動というのはすごく大事な、大事だと思います。また、その取り組みというのも今後しっかりと施策を考えていかないと、医療費、本当に医療を受けなければならない方たちにとっては当然必要なことではございますけれども、みんなが健康管理をしていくという啓発活動を町が今後しっかりと力を入れていかなければなあというふうに思っておりますので、ぜひその取り組みに期待をするところであります。そのような観点から②の質問に移ります。

以前提案した健康ポイント制度の検討はなされたのか。町民の健康、支え合い社会の取り組みの一環として健康ポイント制度に取り組んでほしい。また、夏休み中行う子どもたちのラジオ体操を音声放送で流し全町民が体操に参加できるようにすることを提案するがについて質問いたします。健康ポイント制度の質問は、最初が平成24年6月、2回目が平成26年3月に行い、今回が3回目の質問となります。1回目は箕輪町の例を挙げ、健康管理からボランティア活動まで含んだポイント制度で高齢者の生きがいにつなげてほしいと提案いたしました。答弁は研究したいとのことでした。2回目、検討状況を伺いながら、兵庫県豊岡市が二十以上の成人を対象に健診からウォーキング、健康講演会などの参加でポイントがたまる仕組みを紹介し、検討を求めました。町からは「以前の内容を研究した結果、いきなりポイント制度ではなく、関心度が高まるために前段階としていちいの会として65歳以上の高齢者のグループをつくり、その健康活動に交付金を設けていくこととした」ということでした。現在そのいちいの会のグループが増えていることはとてもよいことだと感じております。今回三度目の質問内容ですが、前回までは前高坂町長のときの質問でありましたので、少々内容について説明をさせていただきます。健康ポイント制度の内容は、ポイントノートを各自が求め、健康管理、ボランティア活動などにより自治体が参加会場でスタンプをつき、1冊分がたまると町内で使える商品券がもらえる。商品券は

個人の判断で保育園や学校、介護施設などに寄附することができます。この紹介した内容は一部地域の例です。各自治体でポイント制度の内容を決めていけばよいことです。この制度は全国的にも広まっており、健康管理の啓発や、最終的には費用対効果への比を、費用対効、医療費への費用対効果を見込んでいます。最初の質問から約5年が経過しました。この制度内容もいろいろな角度から私自身考えてまいりました。今回は、例えば保健、医療、福祉に限らず防災訓練、町のイベント、植栽ボランティアなどさまざまなイベント事業でもポイント制度に加えられるものは加えていってですね、この健康ポイントというものを策定してはというふうに思います。その理由としては、健康と同時に町の事業に関心が高まり、町民の町づくりに対する意識、意欲も増してくるようになるからであります。初めにポイント制度に行く前段階として称したいちいの会設立から3年余りがたちましたが、健康ポイント制度へのその後の検討状況と導入に対する考えを伺います。

健康福祉課長

以前御提案いただきました健康ポイント制度につきましては、係だけではなく課でも検討してまいりましたが、実施するためのメニューやポイント管理、インセンティブの内容など事前に検討したり調整すべきことがとても多くあって、やり始めたけれどもなかなかうまくいってないような情報もあつたりとかいたしまして、なかなか実施するということが難しい状況であるということが正直なところです。ですが、先行して実施している上伊那郡内の市町村や姉妹都市の斑鳩町のポイント制を参考にさせていただきながら、飯島らしい内容で実施できるかどうかを慎重に検討を重ねてまいりたいと思います。

中村議員

ぜひですね、確かに準備が大変だということはわかります。普段の事務事業をこなしながら、このような新しい事業をとりかかるといことは大変に思いますけれども、住民の健康管理というかね、そういうことについてつながると思いますので、ぜひ検討をさらに進めていただきたいと思います。健康促進活動としてですね、夏休み中、小学校が行っている朝のラジオ体操があるわけですが、少子化によりだんだん集まる子どもたちの数も減っております。町民の健康促進のためにも大人も一緒に参加できるようにして、この防災無線で6時半ごろから一斉にラジオ体操を流すことができたらよいと思います。また、これもですね、ポイントの中に加えていくようなことを考えたらと思います。この質問に当たって、してからですね、調べたところとか、聞くところによりますと、防災無線を使うにはいろいろな縛りがあり、やたらお知らせなどで使用することができないようですが、現在朝6時と夕方6時の音楽は時報として認められているようです。であれば、ラジオ体操も時報として流せるのではないかと判断したわけです。その辺、勝手な私の判断で提案なんですけれども、その辺、伺います。

総務課長

ただいま御提案をいただきましたけれども、やはり時報という意味合いもありますけれども、確実に放送が流れていることを確認するために毎日放送しておりまして、こういったラジオ体操の放送につきましては、そういった機能の確認等、また情報等のあれにはちょっとそぐわないものと感じておりますので、御理解をいただきたいと思います。

中村議員

そのようにそぐわないと即決断するのではなくしてですね、ちょっととても私的にいい発想かなあと思ったんですけれども、これは、一斉にね、なること、例えば今もうSNSの時代ですから、都合のつくときに自分でですね、できるといえばできます。しかしね、

人、人間は一人でなかなか継続するというのは難しいですし、毎日同じ時間にラジオ体操が聞こえてくれば、きょうはやろうとか、みんながやってるんだなあということで、何となくですね、体も動かせていく、ひいては、これをですね、健康に、町民の健康意識の啓発にもつながっていけばなあというふうに思いますし、実際ほかの県で聞いたんですけども、このように6時か6時半かちょっとわかりませんが、朝の時間にラジオ体操を流して、全町民、村民かな、で体操をしているということも2、3お聞きしたことがあります。できないと結論を出さずにですね、また町民の健康管理のために何らかの方法で子どもと大人と一緒に体を動かして朝のスタートが切れたらと思います。何度か、その防災無線が活用できないということになったら、何らかの方法で何か町民が同じ時間帯にこの体を動かすとか、体を動かす習慣がつくようなことができたらと思います。そこで、町長に最後に伺いますけれども、こういうラジオ体操で朝をスタートするという、そういう発想を町長はいかがお考えでしょうか。

町長 健康的には非常にいい方法かなと思っております。しかし、朝起きれない人とか、趣味の違いもございますので、全員がそのように朝、体操すると、そういう思考にはならないかなあと思っておるところでございます。私も朝はできるだけ寝とりたいと思うところで、でも健康には注意してますので、よろしくどうぞお願いいたします。

中村議員 終わります。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後3時11分

平成29年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年9月20日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	第 1号議案	飯島町防災会議条例の一部を改正する条例
日程第 3	第 2号議案	飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例
日程第 4	第 3号議案	飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
日程第 5	第 4号議案	平成28年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	第 5号議案	平成28年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	第 6号議案	平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	第 7号議案	平成28年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	第 8号議案	平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	第 9号議案	平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	第10号議案	平成28年度飯島町水道事業会計決算認定について
日程第12	第11号議案	平成29年度飯島町一般会計補正予算（第4号）
日程第13	第12号議案	平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	第13号議案	平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	第14号議案	平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	第15号議案	平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	第16号議案	平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	第17号議案	平成29年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19	請願・陳情等の処理について	（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	議員派遣について	
日程第21	議会閉会中の委員会継続審査について	

平成29年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

（平成29年9月20日）

追加日程第1	発議第10号	「道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続等を求める意見書」の提出について
追加日程第2	発議第11号	「廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をす るよう求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐 沢 隆            総 務 課 長 唐 澤 彰            企画政策課長 堀 越 康 寛            住民税務課長 大 島 朋 子            健康福祉課長 中 村 杏 子            産業振興課長 久 保 田 浩 克            建設水道課長 片 桐 雅 之            会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江            企画財政課財政係長 林 成 昭</p>
<p>飯島町農業委員会 会 長 片 桐 孝 明</p>	<p>飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)</p>
<p>飯島町教育委員会 教 育 長 澤 井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>
<p>飯島町代表監査委員 羽 生 收 一</p>	<p>飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

## 本会議再開

開 議	平成29年9月20日 午前9時10分
議 長	<p>おはようございます。町当局、羽生代表監査委員、片桐農業委員長並びに議員各位には、大変御苦労さまです。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会等における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。去る9月8日の本会議におきまして付託いたしました条例案件3件、決算案件7件、補正予算案件7件、請願・陳情案件2件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。各案件につきまして議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。</p> <p>それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 諸般の報告を行います。議会閉会中に議会運営委員会及び総務産業委員会が視察研修を実施しておりますので、それぞれの委員長から報告をいただきます。初めに6番、浜田議会運営委員長。</p>
議会運営委員長	<p>それでは、議会運営委員会から視察研修報告を行います。去る6月28日29日の両日にわたり長野県の飯綱町議会を訪問し、徹底した議会改革についての研修を受けました。飯綱町では、10年前にリゾート開発が破綻し8億円の負債が処理が生じ、議会も責任を問われることになりました。以来、議会としては、学習や自由討論を積み重ね理解力を強化し、町の声を背に政策提言を続ける努力を続けてきたということでもあります。その結果、昨年度だけでも全国北海道から沖縄に至るまで31団体304人が研修に訪れるという大変注目される活動をしてる町でありました。私どももその実態を学び、当町の議会に反映させていきたいというふう感じた次第であります。また、あわせて長野市にある県しあわせ信州食品開発センター、これは県の開発・研究施設でありますけれども、ここで新しい食品加工のあり方などなどを研修視察いたしました。以上で視察研修報告を終わります。</p>
議 長	<p>委員長、自席にお戻りください。次に3番、久保島総務産業委員長。</p>
総務産業委員長	<p>それでは総務産業委員会から視察研修について御報告いたします。去る7月13、14の両日、総務産業委員6人で石川県羽咋市と岐阜県郡上市を訪れ視察研修を行いました。石川県羽咋市は、市役所において農林水産課の課長補佐ほかお2人の方によるパワーポイントによる丁寧な説明の後、現地神子原地区を視察いたしました。この羽咋市は、10年ほど前から神子原産マ産、地区産のコシヒカリを神子原米というブランド化に成功いたしまして1キロ720円という販売をし、農家の所得向上、また後継者の育成に成功しているところでございます。また、昨年からは羽咋市羽咋米という新しいブランドをしまして、これは自然栽培ということでブランド化したものでございます。これにつきましてはキロ</p>

1,188円という高額で販売しているものでございます。米のブランド化には、ストーリー性、また強力な仕掛け人が要するということを学んでまいりました。また、全国重点道の駅、田切と、里と一緒になんです、あそこに選定されています「のと千里浜」という7月にオープンしたばかりの道の駅を訪れました。ここは建物自体も米蔵づくりというような形でございまして、照明にも米用のますを使うなど工夫されたもので、参考となりました。翌日は岐阜県中部で手つかずの自然豊かな地区でありましたところを観光開発されました「ひるがの公園」を訪れました。「ひるがの高原」は中京地区の憩い場として年々開発が進み、日帰り温泉など、またフラワーセンターなども開発され、大規模な開発が進んでいます。民間の貸別荘地などもあり、にぎわいを見せています。その中の拠点の施設の一つ「ウオークひるがの」でバーベキューで昼食をいただきながら、周辺のキャンプ場、また別荘群、それから管理棟などの施設も視察いたしました。観光拠点として多面的な利用のできるもの、これが効果があるなあとという認識を深めたところでございます。視察で学んでまいりました手法とか情報、これを今後の町政施策の一助となるように議員一同努めてまいりたいと認識を新たにいたしましたところでございます。以上、報告といたします。

議長 ありがとうございます。久保島委員長、自席へお戻りください。それぞれの委員会での視察研修、大変御苦労さまでした。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第2 第1号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については総務産業委員会に審査を付託しており、委員会審査報告書が提出されております。それでは、総務産業委員長からの審査報告を求めます。3番、久保島総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは条例審査について報告いたします。本定例会初日9月8日、本会議におきまして付託されました第1号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして慎重に審査をした結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。まず第1号議案の審査の内容でございますが、本改正の要点につきまして説明を受けたところでございます。次に、質疑の中では「かごつなぎとはどういうことか」「必要性はどうか」と、それから「アドバイザーでもよいんじゃないか」また「自衛隊は県を通しての委託先になるので決議機関に参加させるべきではない」というなど質疑がされたところでございます。お答えとしまして「実際の災害が起きた場合には、警察、国土交通省、消防などと一緒に本部に詰めてもらい防災会議にも出てもらう」というお答えございました。また「防災に関してそれぞれの立場での意見をいただく中で、出動実績のある自衛隊に入ってもらい防災計画の精度を上げたい」というお話もございました。討論では「自衛隊の活動は評価するが、県の要請で動くのであり、町の決議機関に入るべきではない。よって反対とする」また「全国各地で大災害が起きており、町の防災計画の中で自衛隊の経験に基づく助言や責任ある立場での参加が必要であり、賛成とする」との意見がございました。結果、お手元の報告書のとおり賛成3反対2ので可決すべきものと決しました。以上、報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、自席へお戻りください。以上で第1号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例についての委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。第1号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。初めに反対討論はありませんか。

6番  
浜田議員 この条例に反対する立場から討論を行います。防災、これまでの防災における自衛隊のさまざまな活躍は高く評価するところであります。しかしながら、今回の条例においてはですね、この自衛官が町の機関である防災会議条例の一員になるという内容であります。これを私はある意味で行き過ぎではないかというふうに思っております。防災会議の中には既にオブザーバーな形で参加している方もいらっしゃいます。自衛隊のさまざまなノウハウを取り入れるのであれば、一方ではそれで十分であろうということでもあります。他方、国の機関が地方の、しかも一自治体の構成員として議決権を持つというのは、議決、町の組織の姿としていささかおかしいのではないかというふうに私は思います。よって、この条例に反対するものであります。

議長 続いて賛成討論はありませんか。

11番  
中村議員 私は、この条例に対して賛成の立場で討論をいたします。昨今、予定していないような想定外という大きな災害が全国で起こっております。安全と言われていた地域が思わぬ災害に見舞われているのが昨今であります。当町におきましても、全体、町民も含めですね、割と伊那谷は安全、災害に強い町だという認識が町民の中にも広く思われております。そんな思いをですね、払拭していかなければいけないと思います。それには、こういう今まで大きな災害で携わってきた自衛官のその経験を町民に伝え、そして、危険な箇所、または災害が起きたときにどのように自分自身を防護していくのがいいのかというようなノウハウを現場でいた自衛官に入って、そして教えてもらうというか、そういう認識を高めていくことは非常に必要だと思えます。そして、議決権を持つことに対してよくないということを反対の討論の中で言われておりますけれども、やはり委員会の中に入って、そして責任ある立場にいることは、それ、地域に入り、より真剣にというか、立場に立てる、立って意識を持っていけるということ、また住民も安心できると思えます。国の機関は、自衛は、自衛官は国からの命令によって動くという、いうわけですけれども、国の機関であればこそ、現実的に災害が起きたときには災害の一自治体地域に入って救助活動を行うわけですから、そのときいきなり地域に入るというよりは、前もって災害の起こる前にその地域を国の機関も知っておくということも大事だと思いますし、私は、こういうことこそが国のこれから行っていくべき姿だというふうに思いますし、ぜひ、飯島もこの条例によって自衛官をより飯島の住民の安全・安心のために活用していくことを望みますので、この条例に対して賛成といたします。

議長 次に反対討論ありませんか。

10番

三浦議員

私は、この飯島町防災会議条例の一部を改正し、自衛隊員を委員としてすることに對して反対をいたします。私は、この自衛隊員を委員としてしなくても、条例で決めなくても、オブザーバーとしてその席にお呼びいた、お呼びしてアドバイスを受けてたり災害について経験を述べてもらえば、十分飯島町としては、この防災会議での役割を果たしてもらえるものと思っておりますので、この条例の中で決めることに對しては反対をいたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第1号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。起立多数です。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第3 第2号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については総務産業委員会に審査を付託しており、委員会審査報告書が提出されております。それでは、総務産業委員長からの審査報告を求めます。3番、久保島総務産業委員長。

総務産業委員長

それでは総務産業委員会の審査報告を申し上げます。本定例会初日9月8日、本会議におきまして付託されました第2号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきまして委員会で審査を行いました。まず条例の内容につきましての補足説明をいただいた後、内容は反社会的勢力というものをつか、つけ加えるというものだという話がありました。目的としましては町民の安全で平穏な生活確保を主目的ということでございます。審査の中の質疑では「判定者は誰か」「仕組みはどうなっているか」「恣意的なものはないか」また「細部の運営規定は要るの、必要なのか、つくるのか」という質問が出されました。町からは「県のセンターや警察に問い合わせて所属する団体や個人を判定する。いわゆるクレーマーなどは含まないんだ」と、「もし細則の必要があれば制定をしていきたい。名簿につきましては、扱いは慎重に扱う」というようなお話がございました。続いて討論では「手続の段階で個人名や団体名が飛び交うおそれがある。個人の権利侵害をしないように管理を十分に行っていくことを求め、賛成とする」また「昨今の状況を見ると必要性のあるものであり、賛成とする」「個人情報扱いには別の規定を設けるなど慎重な運営を求める」との意見が出され、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。以上、総務産業委員会の報告といたします。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、自席へお戻りくださ

い。以上で第2号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例についての委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。第2号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第2号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 第3号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については、社会文教委員会に審査を付託しており、委員会審査報告書が提出されております。それでは社会文教委員長から審査報告を求めます。9番、坂本社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは、本議会に審議受けました第3号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について9月13日11時から慎重に審議した結果、お手元の、に配付のとおり可決すべきものと決定いたしました。出ました質問でございます。「受給者証があれば特別な手続は必要か」答えとして「受給者証があれば大丈夫である」。質問として「対象年齢に格差が出るが、町の持ち出し分は幾らか」という問いで、町側の答えは「福祉医療費としては700万ほど増えるが、手数料が安くなる」ということで「100万円ぐらい」ということで「相殺して600万円の持ち出しとなる」と説明がありました。また、質問として「どうPRするのか」、「福祉医療の受給者証のときにPRする」というお答えでした。賛成意見としては「県にも言ってきた中で国のペナルティーを振り切ってすることとなるが、よい事業であるので賛成である」また「子どもたちの健康維持にもよいので賛成」でした。また「長い間無料化を求めてきたので、18歳までとなりうれしいことであり、あります。ちっさな子どもが軽いうちに病院にかかれることとなり、早く治ることで、とてもよいことである」という意見が出ました。以上、審査の中で出された意見であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長、自席へお戻りください。以上で第3号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例についての委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。第3号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで議事進行についてお諮りします。決算案件、補正予算案件、請願・陳情案件につきましては、いずれも委員会へ審査を付託しております。そこで、これらの委員会に付託しました案件につきましては、決算、補正予算、請願、陳情について案件の区分別に一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

日程第5第4号議案 平成28年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6第5号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7第6号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8第7号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9第8号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10第9号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11第10号議案 平成28年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上、第4号議案から第10号議案までの平成28年度決算7議案を一括議題とします。本案につきましては決算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり決算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。それでは一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。6番、浜田決算特別委員長。

決算特別委員長 それでは、本定例会初日に決算特別委員会に付託されました平成28年度決算関連7議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。審査を付託された議案は、第4号議案 平成28年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第5号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第6号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第7号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第9号議案 平成28年度飯島町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、第10号議案 平成28年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。9月8日から19日までの5日間にわたり委員会を開催し

慎重に審査を行いました。結果はお手元に報告書のとおり以上7議案とも可決すべきものと決定しました。

では、審査の内容を要点に絞って申し上げます。まず財政全般にかかわる事項として、1つ「地域おこし協力隊の比重が増えているような中で物件費などに含まれる人件費を常に明示するよう求める」と、こういう意見がありまして、これは資料提出ということになりました。それから、財調基金以外の基金積立額も目標に対する考え方についての質問がありまして、財調以外の項目については数値化された目標は示されませんでしたけれども、「それぞれ将来の先読みして計画的に積み立てている」という個別の説明がありました。また、さらに各事業にわたって不用額と流用額の説明、理由をかなり細かく説明を求めました。全体として瑕疵はないというふうに認定しております。その中で、例えばやむを得ない事例として、地域おこし協力隊のようにですね、着任前に予算を策定している結果、やむを得ず流用が発生するような事例があると、それから、一方で、前年踏襲型の事例としましては、農地の機構集積協力金のように前年度の現場を見ていればこれほどの不用額がなかったのではないかとといったような項目も見受けられました。全体として瑕疵とは言えないまでも、不用額については、予算編成の精度を向上させるということを求める意見がありました。また、その一方、ありのままの不用額を明示して、その次の予算編成に反映させるべきであるという意見もございました。2つ目に審査を通して職員不足と業務の多重化が多く部署で見られたことも今回の決算審査の特徴であったというふうに思っております。多重化というふうに申し上げましたのは、例えば水道維持ですとか環境対応ですとか福祉など、日々先送りにできない毎日の業務の上に企業会計の導入や財務戦略の策定、さらにはセキュリティ強化に伴うICT処理の煩雑化、加えて国や県からの調査事項の増大など、有形、無形の業務負担の増加がそれぞれの事業の中で認められたというのが今回の審査の中で明らかになった一つの特徴的な事柄ではなかったと思います。特に保健予防や水道や環境など行政の根底をなす住民の生活に直結した事業については大きな改善を求めるべきということがそれぞれの事項の中で指摘されたということでもあります。3番目に、農集排や町営住宅事業、健康保険などの滞納者に対して悪質な例を除いては非常に地道な取り組みが行われているということの評価して、継続を求めると、このような意見もございました。以下、それぞれ多岐にわたる意見、討論等が行われましたけれども、結果といたしまして、横断的に申し上げますけれども、第4号議案から第10号議案まですべて認定すべきものということが決算特別委員会の結論として可決されたところであります。以上、報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑は、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田決算特別委員長、自席へお戻りください。以上で平成28年度決算7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。最初に第4号議案 平成28年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。初めに原案に反対討論はありますか。

(なしの声)

議長 次に賛成討論ありませんか。

9番

坂本議員 賛成の立場で討論したいと思います。財政状況はここ数年で安定してきております。財政調整基金は約10億円あり、ほかの12基金の合計は約13億円で、急な場合の対応にもこたえられることができる状況となっております。また、税、料金等の収入未済額の解消に向けた努力がことしもあらわれております。よって、健全な財政運営であると認めるものです。不用額と流用に対する考えは、今後庁内で議論される中で政策運営にうまく反映されるよう望むものです。また、監査委員からの指摘のありました町所有の公共施設、文化館、公園、体育館、運動場などの利用料金は、維持管理費がかかっているので今まで町民にも自己負担をしてもらってきております。しかし、阿智村など、町民福祉の観点から無料や定額料金にしている町村もあります。今後ですね、中高齢者が増える中、歩いて行かれる施設で体を動かし元気な人生を送っていただくためにも、今後の利用のあり方も探っていただきたいことを求めまして、賛成をいたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

6番

浜田議員 この決算に賛成の立場からひとつ討論いたします。先ほどは申しませんでしたけれども、一つ今回の収支が単年度収支並びに実質単年度収支とも赤字になったと、その一方で、積立金はですね、例年にないプラスになったというあたりに検討すべき事項があるのではないかとこのように私は感じております。その一つは、実はふるさと創生基金関連であります。これは、おおよそ昨年度は7,000万の歳入でありましたけれども、この7,000万の内訳はですね、実は4,000万近くが返礼品プラス役務費、それ以外に、恐らくはクレジットカードの費用ですとか、あるいは郵送費ですとか、もうこういったものを入れますと真水の部分は2,000数100万にほかならない、こんな数字が明らかにされました。そうしてみますと、一つはですね、7,000万という数字がひとり歩きして、町民に町の歳入がそれだけ増えたのではないかと、そのような誤解を与えかねないということとともに、この7,000万がですね、ほかの寄附金と同じように丸々寄附金として積み立てられていると、これは、寄附の扱い方としてはですね、非常に不自然ではないかというふうに私は感じたわけでありまして、で、で、しかも、この基金の実質的な内容はですね、実は財調と大変似てまして、それほど縛りのない基金であります。ですので、これは、非常に悪い表現を使いますと、隠れ財調といいますか、その中に前年度の返礼品の費用まで含まれているような金額だということですね、もしこれを、まあ法的には許されないんでしょうけれども、実質単年度収支の中に加えることができればですね、実は実質単年度収支は黒字だということになるのではないかと思います。このあたり、十分に周知されてない制度だと思しますので、このあたりを明確にするような措置を求めてですね、賛成をいたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

11番

中村議員 私も賛成の立場で討論をいたします。おおむね出された皆様と同じ思いでございますが、

- そのほかに収納においてですけれども、まあ収納も努力されているところは評価するわけですけれども、現年度の未収納が目立っている事業もあります。その対応策に対してさらなる努力をされることを求める次第です。また、流用においてなんですけれども、この流用においては、予算の段階でしっかり見積もっていたら避けられた事業はなかったか、その点を今後検証し、次年度予算時に流用事務が減少するよう努めていただきたい。そして、職員不足の解消においても今後努め、努力されることを付しまして、賛成といたします。
- 議 長 ほかに討論ありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第4号議案 平成28年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。  
〔賛成者起立〕
- 議 長 お座りください。起立全員です。したがって、第4号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
- 議 長 次に第5号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。
- 9番  
坂本議員 賛成の立場で討論いたします。歳入歳出差し引き6,800万円の黒字決算となり、また基金を崩すことなく運営できたことを評価するものです。また、収入未済額も100万円減少させることができました。社会保険から国民健康保険に転入してくる方たちの健康状態によっては他の有利な保険制度へ勧めるなど丁寧な対応をされております。また、さまざまの政策の中で病気予防に努められ、保険給付費削減につなげております。ここ数年保険税を改正することなく来ており、健全な運営と認めるものであります。以上、賛成といたします。
- 議 長 ほかに討論はありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第5号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。  
〔賛成者起立〕
- 議 長 お座りください。起立全員です。したがって、第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
- 議 長 次に第6号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

9番

坂本議員

それでは賛成の立場で討論いたしたいと思います。歳入歳出差引額 275 万円の黒字となり、良好な運営であったことを評価するものであります。年々少しずつではありますが医療費が上がってきております。これは対象者の増加と医療費そのものの増加によるものですが、健康な高齢者を増やすことで抑制もできます。認知症予防、骨折など大きな事故を減らすよう対象者の方々に向けた知識の啓蒙に努めていただきたいと思いますと申し添えて、賛成といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立全員です。したがって、第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長

次に第7号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありますか。

9番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。歳入歳出差引額 1,928 万円の黒字決算となり、基金から繰り入れせず運営できたことを評価するものです。しかし、介護保険料の未済額が 214 万円あり、適正な収納に努力していただきたいと思いますと求めるものです。介護認定者は約 3,300 人のうち約 16% くらいの出現率であり、ここ数年約 520 人くらいを前後しております。介護認定されても重度化しない努力を家族も町内の福祉施設もされるような取り組みができればと求めるものであります。介護保険料も改定される、ず運営できたことを認めまして、賛成といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立全員です。したがって、第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長

次に第8号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

- て討論を行います。討論はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから第8号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
- [賛成者起立]
- 議長 お座りください。起立全員です。したがって、第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
- 議長 次に第9号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから第9号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
- [賛成者起立]
- 議長 お座りください。起立全員です。したがって、第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
- 議長 次に第10号議案 平成28年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。
- 11番  
中村議員 賛成の立場で討論を申し上げます。既に監査委員さんからの報告もありましたけれども、同じように、一年間、住民の命をつなぐ水の安全をですね、守っていただいたことにまず感謝するものと評価をするものでございます。また、有収水量が前年度と比べて1万2,901平立法増量となっております。これに対する職員の努力を評価するものであります。今後は石綿管残り8キロの補修に適切に努めることを付して、賛成といたします。
- 議長 ほかに討論はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから第10号議案 平成28年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立全員です。したがって、第10号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 日程第12 第11号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第4号）  
日程第13 第12号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第14 第13号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第15 第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第16 第15号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第17 第16号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 第17号議案 平成29年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

以上、第11号議案から第17号議案までの平成29年度補正予算7議案を、7議案を議題とします。本案につきましては予算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり予算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。それでは一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。5番、橋場予算特別委員長。

予算特別委員長 予算特別委員会から本定例会初日に付託されました平成29年度補正予算関連7議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。9月8日から19日までの5日間により委員会を開催し慎重に審査を行いました。結果はお手元の報告書のとおりです。11号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第4号）付託分について、12号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）付託分について、13号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）付託分について、14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）付託分について、15号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）付託分について、16号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）付託分について、17号議案 平成29年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）付託分の7議案とも可決すべきものと決定しました。

では、審査の内容を申し上げます。第11号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第4号）付託分の審査の中で出されました質疑、討論を御報告いたします。問い「紅葉園査定の不動産鑑定士費用が計上されたが、購入額と差がついていたのはなぜか」答え「平成28年度公募型で募集したが、その際、不動産業者に相談して決めたもの。町が固定資産税の評価台帳を基本にし、不動産業者は現物調査の上で決めた」。問い「高度情報化基金は目標額があるのか」答え「ネットワーク機器の更新時期が来るので積み立てをしている。目標は未定」。問い「土地開発公社補助金は実施計画では2,000万円だったが3,000万円になぜなかったか」答え「決算状況を見て助成している」。問い「弁護士費用が盛られて

いるが、蜂被害の裁判状況は」 答え「裁判が結審した後に弁護士費用が発生するので結果報酬となる」。問い「子育て支援センターの照明器具のスイッチはなぜ必要か」 答え「照明器具のスイッチは事務所の中にあり、事務所には鍵をかけるので防災利用の場合には使用できない。玄関の廊下にも必要となってきた」。問い「保育園の給食用材料の内容は」 答え「園児 20 人分の材料、材料費で、野菜、魚の値が高くなったため」。問い「飯島小学校のジャングルジム撤去の内容は」 答え「定期検査の結果、リング状のものはボタンが引っかかって事故につながる。また、頭が引っかかって死亡するなど安全基準での問題があり撤去した。学校側は新しくつくらなくてもよいと言っているので新しくはつくらない」。問い「海洋センターの海を守る植樹教育事業の内容は」 答え「植樹教育事業は 4 年前から行っており、植樹の場所は与田切川右岸で、中央道の橋より 200 メートル上流、子どもたちにドングリを拾ってもらい、芽生えしたものを植える。それ以外にも森に合った木や桜、トウヒなども植えるので、その苗木代だ」。討論は特にございませんでした。次に 12 号議案から第 17 号議案につきましては、質疑、討論はございませんでした。以上で予算特別委員会の補正予算付託分関連 7 議案に対する審査報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場予算特別委員長、自席へお戻りください。以上で平成 289 年度補正予算 7 議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。最初に第 11 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 11 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

次に第 12 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 12 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は、委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて第13号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について討論を行います。討論はありませんか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第13号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員  
長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
討論を行います。討論はありませんか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ  
いて採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報  
告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第15号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて討論を行います。討論はありませんか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第15号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員  
長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第16号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
について討論を行います。討論はありませんか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第16号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1  
号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は  
委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり決定、可決されました。
議 長	次に第 17 号議案 平成 29 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 17 号議案 平成 29 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 19 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。先ほど申し上げましたとおり、去る 8 日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました。請願、陳情等についてお手元に配付のとおり各常任委員会委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これからそれぞれの委員長報告を求めます。初めに総務産業委員長の報告を求めます。3 番、久保島総務産業委員長。
総務産業委員長	それでは、総務産業委員会から陳情審査報告を申し上げます。本定例会初日 9 月 8 日、本会議におきまして本委員会に付託されました 29 陳情第 7 号 飯島町四区連絡協議会会長 伊藤賢氏から提出された「新たな整備ルートによる田切地区の東西を結ぶ幹線道路の整備について」の陳情につきまして、田切区長 土村芳彦氏を参考人として招き説明をいただいた後、当氏の立ち会いのもと案内をいただき現地を調査いたしました。また、建設水道課長、係長にも見解を求め、慎重な審査を行ったところでございます。結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決しました。田切区長 土村氏との質疑では、問い「前回のルートから南側のルートに変更したのはなぜか」、答え「前回ルートは全面拡幅が必要だが、今回のルートは一部改良で大型車が通行ができる。実現性が高いと考えた」。問い「歩道の設置は要望されていないが」 答え「あるに越したことはないだが、急いで改修する必要があり、今回は要望に出していない。近隣でトラックターミナルの計画もあり急ぎたい」。問い「国道 153 号線の交差点改良はどのように考えているか」 答え「技術的なことはわからないが、個人の土地がかかってくるので当面はこのままでいけたらよいと考えている」。また、建設課の見解では「前回ルートは約 2 キロで狭く、センターラインを引けない状態で全面改良が必要になる。今回のルートは 1.6 キロで、既にセンターラインが入っている所も多い。一部の改良でほぼ 100%にできる。国道 153 号線交差点付近が勾配 10%でございますので、これを 8%に改良する必要もある。視界距離で石積み、石崖ですが、これが障害になってくるので、事業化となればそこも考えていきたい。中間地区において 2 車線化の拡幅が必要なところもある。直角カーブも角の隅切りが必要だ。農道の入り口については交差点を西側に移し改良することも考えてもよい。全面的な改装、改築ではないの

で、箇所改良になるので経済性もよく取り組みやすいのではないか」という陳情内容よりもやや踏み込んだお答えをいただいたところでございます。審査の中の意見では「30年バイパス開通、スマートインターの開通があり、早急な整備が必要」「妥当の意見であるがレベルダウンしてるんじゃないか。歩道設置もぜひ必要だ。また、出入り口の安全対策も必要だ」、「数カ所の手直しで済み、大型通行ができる非常に有効なルートだ」などの意見が出されました。討論では「東西ルートの必要性は認識していた。前回ルートより実現可能なものになっている。本陳情を採択すべきだ」という意見が出されました。審査の結果、全員一致で採択すべきものと決しました。町長に委員会として早急な取り組みを求めておきたいと思います。なお、議長から要請のありました森林税の新設、この件につきましては、県の動向を注視する必要がある、今回見送りとさせていただきます。また、道路助成のかさ上げ処置の延長につきましては本委員会の有志による議員発議とすることと決しました。以上、総務産業委員会の陳情等審査報告でございます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。次に社会文教委員長の報告を求めます。9番、坂本社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会に付託された陳情案件についての御報告をいたします。9月13日13時30分より飯島区長の伊藤賢氏にお越しいただき、また担当である生活環境係も来ていただきました。その中で慎重に審議し、出された意見は採択すべきものとなりました。その中の説明の中で区長から言われました内容は「設置後の維持管理は適正か。設置後によその業者に売られた場合は契約違反なのか。町外事業者だと土手の管理が早急にできない。設置事業者が破産した場合はどうするのか。パネルは雨水を集める役目もあるので小さな川が近くにあると集中してそこに水が入りあふれてしまう場合は危険である。現在設置数の半分が県外の業者である。これらの内容に鑑み、自然エネルギー条例、さわやか環境条例、また環境条例にはめ込まれているのか」ということで、住民にはわかりにくい点などを指摘されました。審議の中で出された質疑は「条例の拘束力はどうか」係長の答弁で「ある程度はあるが、上位法令を超えたものは限界がある。事例ごとに違う」ということで「これは民法と法律との関係もある」というお話でした。それからまた質疑で「緑化をしたらどう」という意見もありますが」という質問に対して区長は「行政から説明があつたが、自然エネルギー条例の30条に対応すると認識している」というお答えでした。質疑の中で「具体的案件は」区長のお話では「赤坂の耕地と日曾利の天竜川近くの砂利の跡地であり、県外である。岩間に設置されている件に関しては、太陽光が先日の下の土が先日の雨で砂が流れたけれども、地元の業者だったのでもとに戻してくれた」というお話でした。また、質問の中に「蓄電池が流されて感電するという事例もあるが大丈夫か」という中で、答えとして「下流にとっては困るので、独自に排水施設をつくってもらうか、一旦ためて徐々に水を流してもらうようにしてほしい」という御意見でした。討論の中では「地域の不安、災害においては賛成だが、拘束力をどこまでとするのが難しいところである」また「町外者の設置の不安は拭えないので、きちんと対応をしてほしい」また「施設の管

理、事業者の破綻、水の問題など、趣旨に賛成するが、どの条例をどう変えていくのかは今後の課題である」という中で、以上のように採択すべきものとなりました。また、もう一つ、危険物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の採択を求める陳情書が出ておりましたが、これは議運を通過しておりませんでしたので議員発議とすることにいたしました。以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本社会文教委員長、自席へお戻りください。以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
これから案件ごとに討論、採決を行います。初めに 29 陳情第 6 号 太陽光発電施設、設備の設置に関する条例の改正についての陳情について討論を行います。討論はありませんか。

8 番  
折山議員 この陳情の趣旨はですね、これまでは太陽光発電推進っていうことに多くは力を入れてきたんですが、結果、広がる太陽光発電所の一方で環境的な悪影響っていうものを心配する向きが出てまいりました。これを当然地域の住民が心配することは当然のことでありまして、この陳情を採択することで町側に関係する条例の強化を求める、こういったことで賛成でございます。

議長 ほかにありませんか。

6 番  
浜田議員 私もこの陳情に賛成する立場で討論いたします。太陽光発電、とりわけ野立ての太陽光発電は、現実には環境と相入れないケースが非常に多くなってきているというふうを考えております。しかも、その利、背景になっているのは、自然エネルギーを増やすということよりも、売電価格が高い間に施設の条件を権利を確保しておいて、それを売電価格が低くなったときにですね、他の業者に転売するという、いわば太陽光パネル転がし事業にもうなりつつある。そういったことに飯島町が利用されてはいけないというふうに思います。ですので、限りなく強い規制を求めるべきだろうっていうふうに考えて、賛成といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから 29 陳情第 6 号 太陽光発電設備の設置に関する条例の改正についての陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、29 陳情第 6 号は採決、採択することに決定しました。

議長 次に 29 陳情第 7 号 新たな整備ルートによる田切地区の東西を結ぶ幹線道路の整備に

議 長 ついての陳情書について討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから 29 陳情第 7 号 新たな整備ルートによる田切地区の東西を結ぶ幹線道路の整備についての陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議 長 異議なしと認めます。したがって、29 陳情第 7 号は採択することに決定しました。  
 議 長 日程第 20 議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。会議規則第 124 条の規定によりお手元の配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。  
 議 長 日程第 21 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。会議規則第 72 条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議 長 異議なしと認めます。したがって、本件について各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。  
 ここで休憩といたします。再開時刻を 10 時 45 分とします。休憩。  
 休 憩 午前 10 時 25 分  
 再 開 午前 10 時 45 分  
 議 長 会議を再開いたします。  
 ただいまお手元へお配りしましたとおり、滝本議員、三浦議員から各 1 件、計 2 件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し追加日程第 1 及び第 2 として議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議 長 異議なしと認めます。したがって、議案 2 件を日程に追加して議題とすることに決定しました。  
 追加日程第 1 発議第 10 号 「道路整備予算の拡充及び道路整備にかかわる補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
 事務局長 (議案朗読)

議 長 2 番 滝本議員	<p>本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。</p> <p>それでは「道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等格上げ措置の継続等を求める意見書」の提出について趣旨説明をいたします。詳しい内容につきましてはお手元の配付したものをごらんください。趣旨説明。当圏域における道路はリニア中央新幹線と三遠南信自動車道という大規模な高速交通プロジェクトの中にあり、このインフラ整備効果を広く地域に波及させるためにも広域的なネットワークの構築が重要課題であり、道路予算の拡充が必要である。また、国の特別措置により道路整備予算の補助率等の格上げは、かさ上げは 29 年度までの時限措置となっている。このままでは、地方の財政負担が増し、道路整備事業の遅滞を招き、地域への影響は重大なものとなる、よって、国においては上記の措置を講じられるよう強く要望し、意見書の提出を求めます。</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから発議第 10 号 「道路整備予算の拡充及び道路整備にかかわる補助率等の嵩上げ措置の継続等を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、発議第 10 号は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>追加日程第 2 発議第 11 号 「廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。</p>
事務局長	<p>(議案朗読)</p>
議 長 10 番 三浦議員	<p>本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。</p> <p>それでは「廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書」を県知事に提出するよう提案の説明をいたします。まず、意見書を提出に、提出するに至った経過でございます。今議会の議会運営委員会開催後に宮田村議会議員の田中一男氏が会長を務めている宮田の環境を守る会から当議会に「廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の採択を求める陳情書」をぜひ採択していただきたいという要請がございました。飯島町議会は既に陳情書を受け付け、陳情書の受け付けを締め切っていましたので、内容から次期議会まで持ち越す余裕はないものと判断をし、私が提出、提出者となり今議会に提出するものです。内容としては、放射性物質を含む廃棄物の最終処分場建設について 2 年を経過しましたが、地域住民</p>

のみならず下流域の住民の納得いく事業ではないという状況であります。飯島町議会としては平成 27 年 12 月定例会で「放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書」を提出しております。その後の状況がお手元にお配りしてあります宮田の環境を守る会の陳情書に記されております。今回求められている内容は、県知事に対し、住民の疑問、不安が解消されていない状況から事業者住民の同意を得よう行政指導を行うこと、事業許可については住民の疑問、不安が解消されているか否かを見極めること、近年の異常気象や災害に備え将来に不安を残さない強力な行政指導を行うこと、農業や観光産業の発展のため風評被害などが起きないように県として最大限の責務を果たすこと、これらを踏まえて必要があれば関係条例の見直し、県の自然環境と水資源を将来へ守り継ぐことであります。一歩間違えば取り返しのつかない事態もあり得ることを想定することは大事なことです。地域住民の疑問、不安を解消する努力を事業者が誠意を持って行わないことへの住民の不信が募っていることもあり、県知事には住民の声を真摯に受けとめ、意見書のとおり対応することを強く要請するものです。全員の皆さんの賛同を求め、意見書の提出の提案といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから発議第 11 号 「廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 11 号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。  
ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町 長 9 月議会定例会の閉会に当たりましてごあいさつを申し上げます。去る 9 月 8 日から本日まで 13 日間の会期をもちまして開催されました 9 月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました各案件のすべてを原案のとおり可決、認定をいただきまして、まことにありがとうございました。特に今議会は、決算議会として平成 28 年度の各会計決済に、決算に対する審議とともに、条例改正や平成 29 年度予算の補正案件など重要案件を審議いただきました。議案審議並びに一般質問などを通じまして賜りました御意見や御提案につきましては、理事者以下全職員が重く受けとめて、今後の行財政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいり所存でございます。あわせて、今議会には羽生代表監査委員さん、片桐農業委員長さんの御出席をいただき、まことにありがとうございました。特に羽生代表監査委員さんには平成 28 年度各会計決算審査並びに財政健

全化審査等の結果について御報告をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、今会期中に台風18号が日本列島をほぼ縦断しました。九州、四国や近畿、北海道の各地では猛烈な雨が降り、死者2名、行方不明者3名を初め住宅の浸水や冠水などの被害が発生し、多くの地域で住民の皆さんへの一時避難指示や勧告が出されたところでございます。被災されました皆様へお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方への御冥福と被災地の一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げますところでございます。県内には18日未明に最も接近し、当町でも18日の午前0時半過ぎに観測史上最大となる26.8メートルの最大瞬間風速を記録するなど、県内各地で強風による被害が発生しております。当町では現時点で果樹の落下被害、被害額約135万円を初め町道、林道への倒木が11路線21カ所などの被害が発生しておりますが、人的被害や建物被害の発生はなく、まず安心したところでございます。突発的な自然災害に対しまして、町を初め地域、家庭で日ごろから備えていく必要を改めて強く感じたところでございます。また、9月15日には北朝鮮による弾道ミサイル発射実験が再度行われ、これに対する国連の追加制裁決議が決議されるなど緊張感が一層高まっております。このような情勢の中、安倍総理は28日召集予定の臨時国会の冒頭に衆院を解散する意向を固めたとの報道がなされました。解散すれば40日以内に衆院選が行われます。国政や安全保障政策の停滞や地方行政への影響がないことを切に願うところでございます。

本年度も半年が経過しようとしております。また、私が町政を担いまして間もなく2年、任期4年の中間点を迎えます。私が掲げました3つのチャレンジ、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジと、これらを具体化する施策の進捗状況や課題を検証するとともに、これまでに補正予算でお認めいただきました事業を加え、みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指して今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

結びに当たりまして、秋雨前線や台風の影響でおくれ気味だった圃場にはコンバインが急ピッチで稼働し、果実の収穫の最盛期を迎えております。町民の皆様にとりましてもこの秋が文字どおり実り多き秋になりますよう願ってやみません。また、議員各位におかれましても、時節柄、健康には十分御留意いただきまして一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9月議会定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

議長 以上をもって平成29年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時02分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員